

599-330



1200501529488



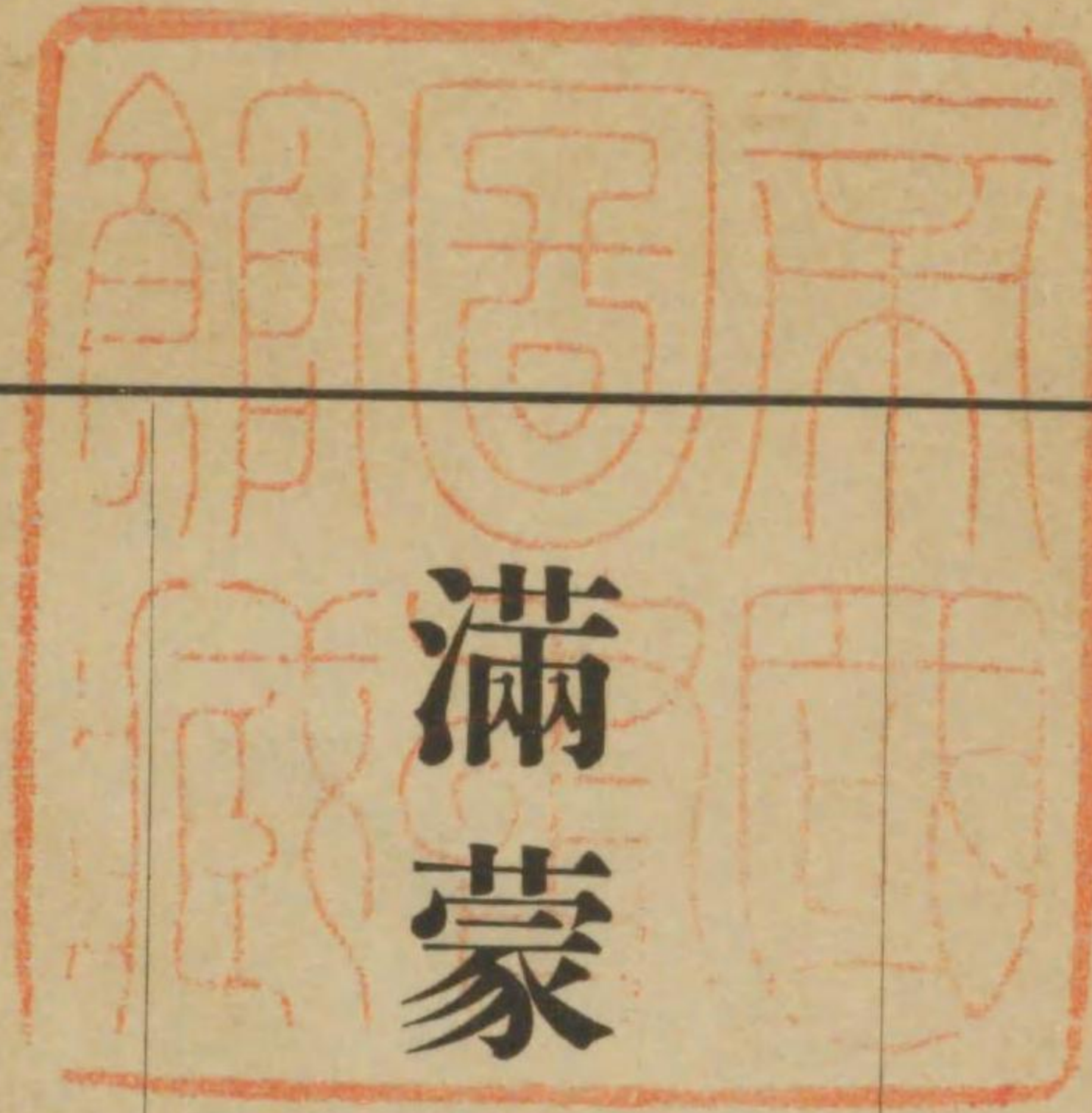
9.2.16

599
330

滿蒙研究資料

編纂

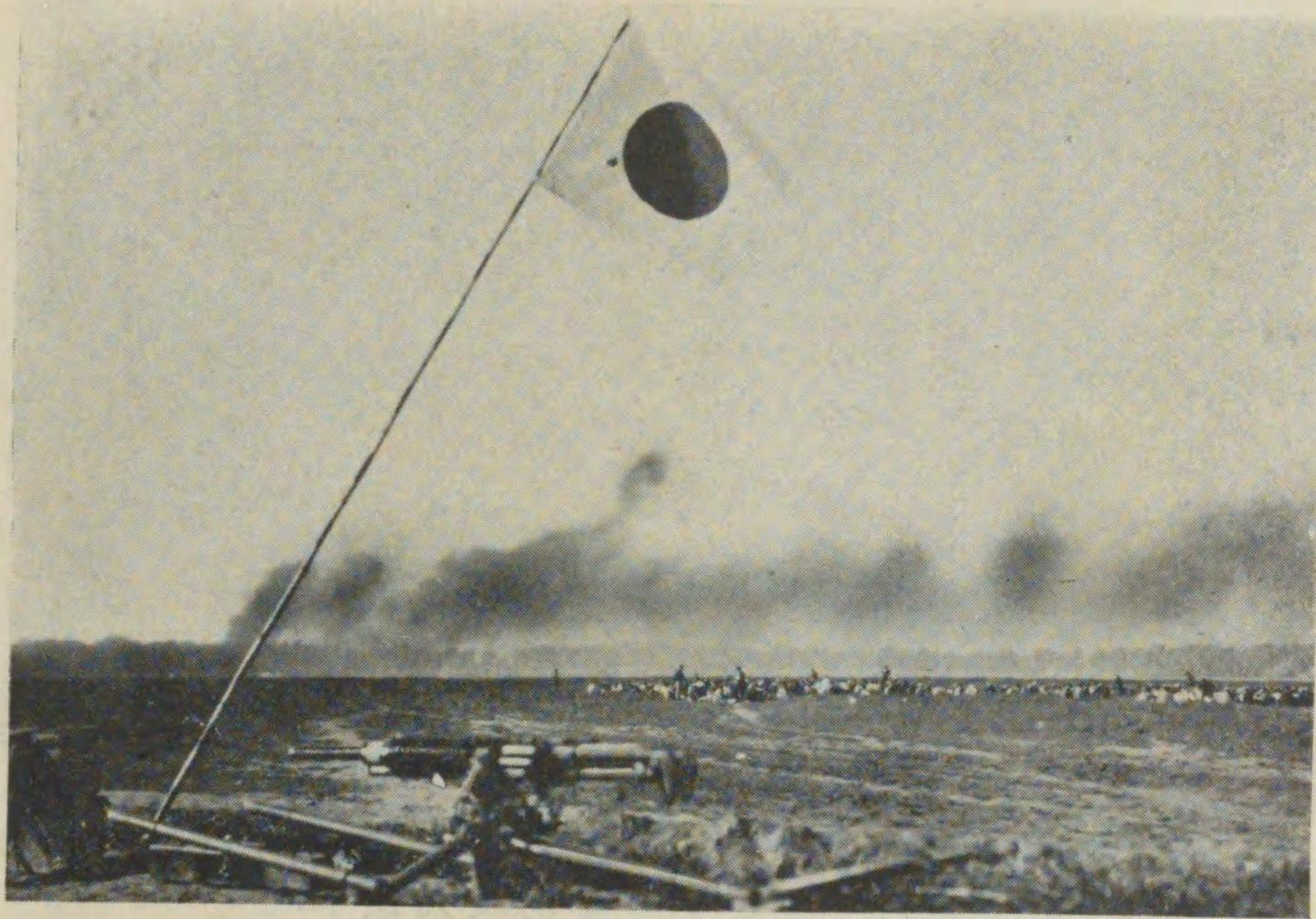
文部省構內
財團法人
社會教育會



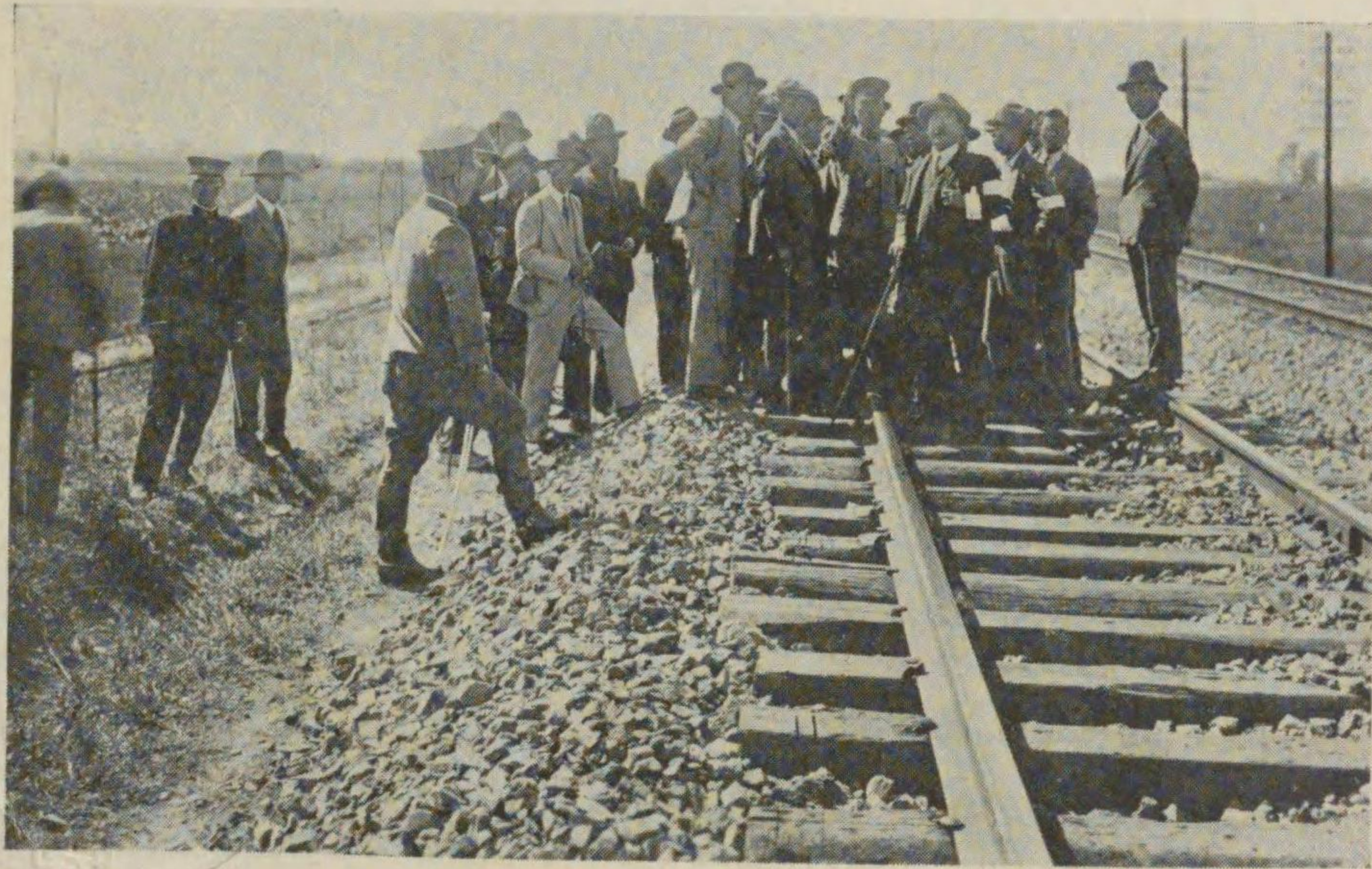
滿蒙研究資料

財團法人
社會教育會





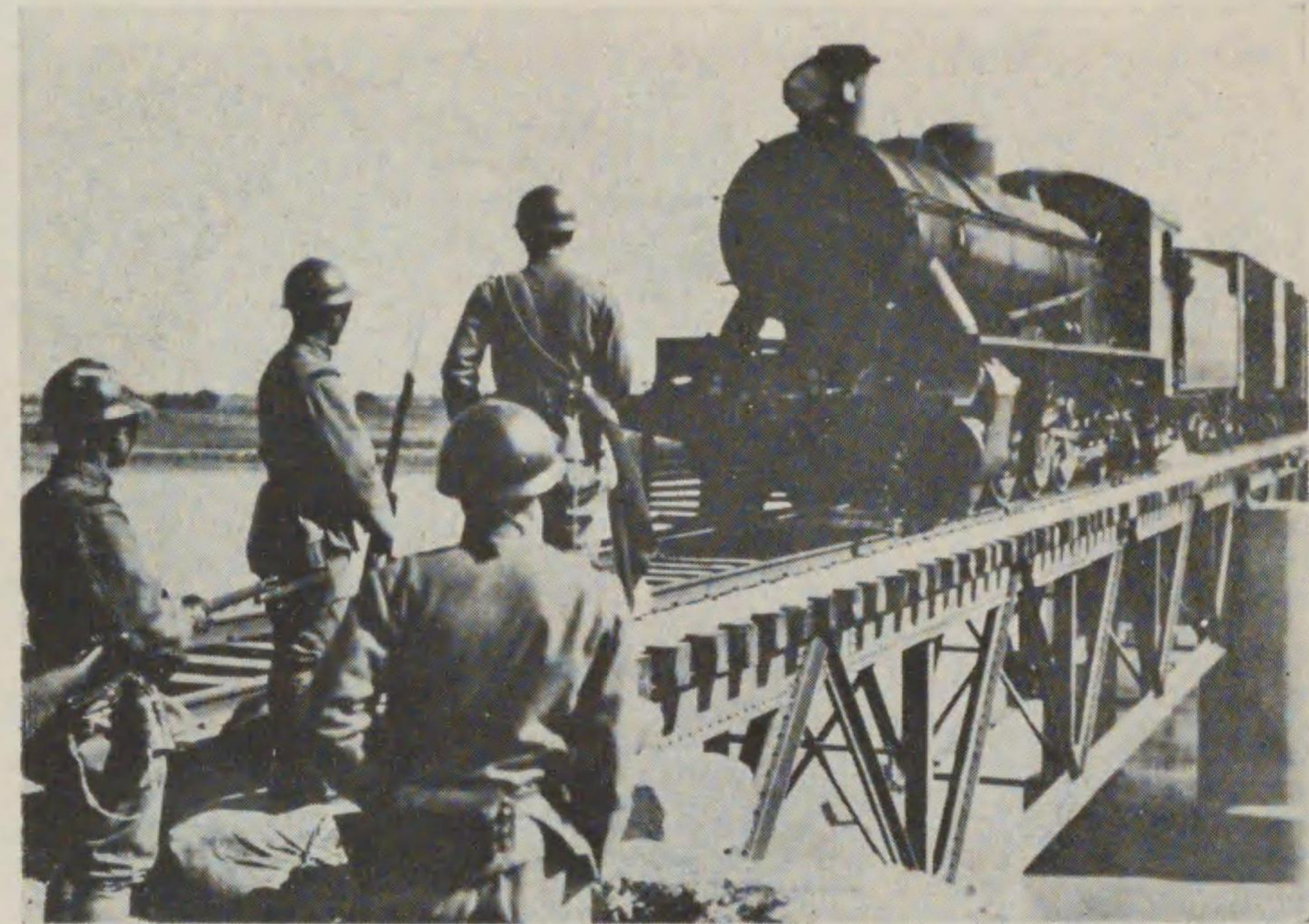
兵那支の營大北たれさ除解裝武に軍が我



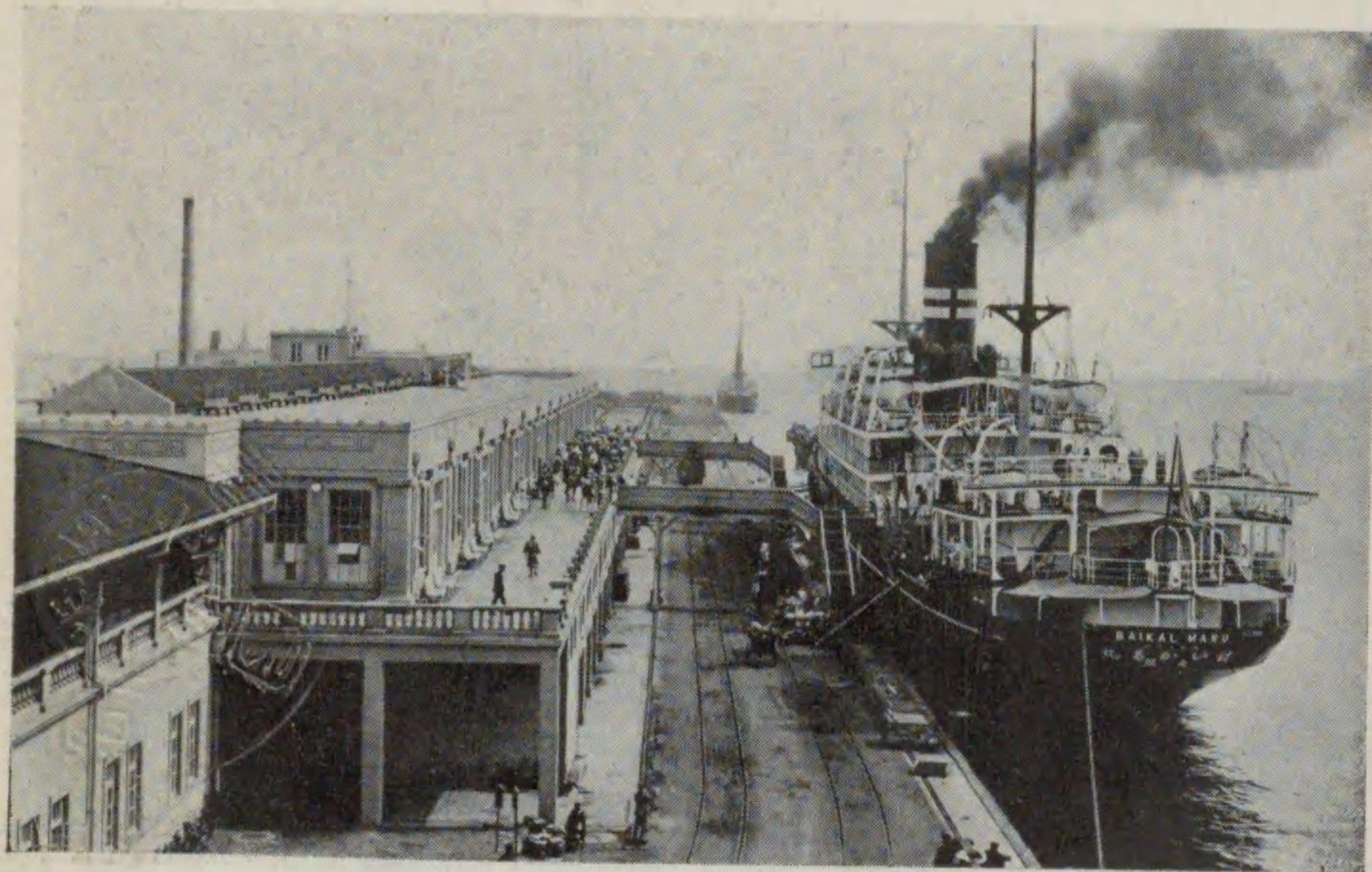
近附湖條柳るたれらせ破爆に兵那支



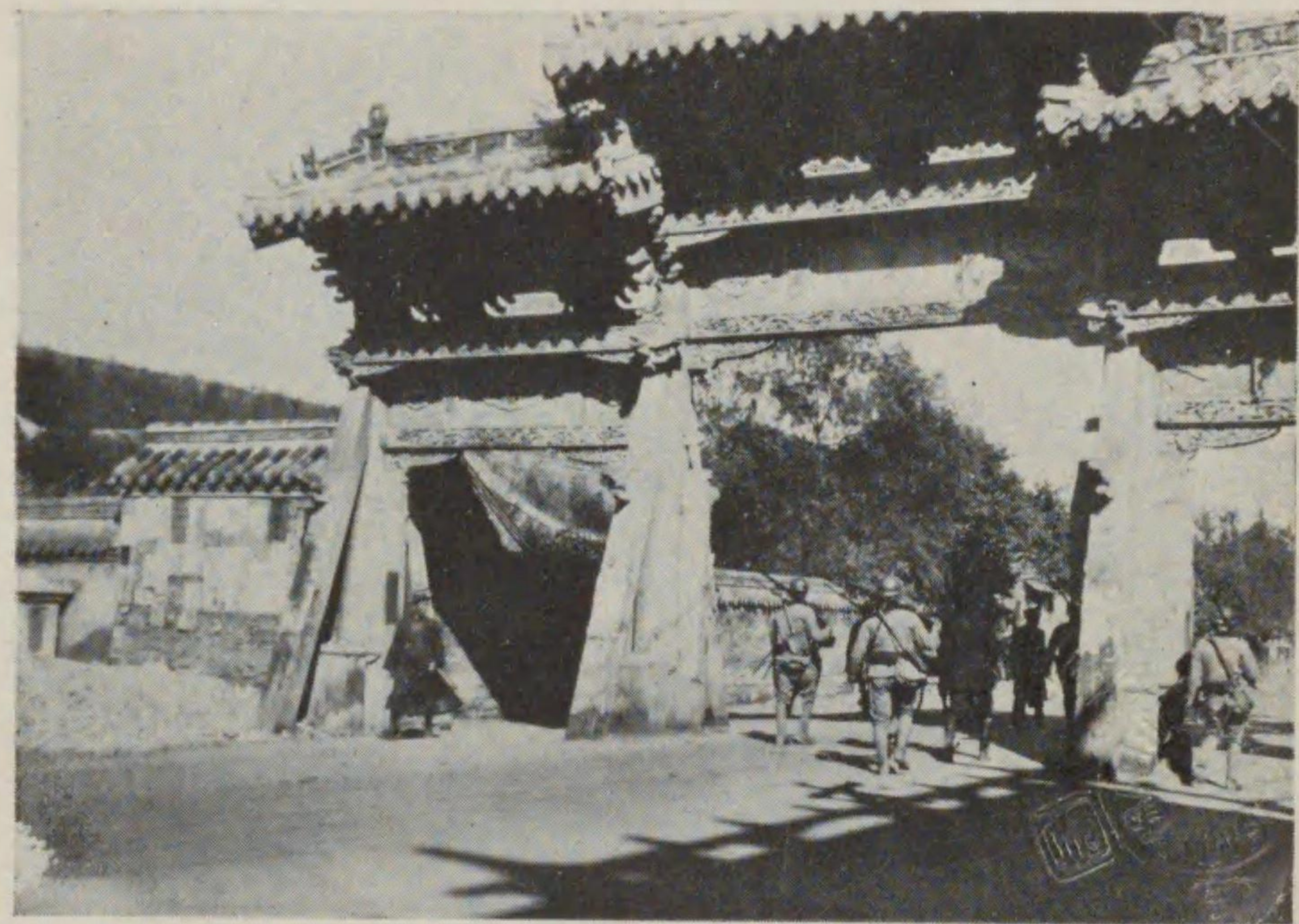
掘天露礦炭順撫



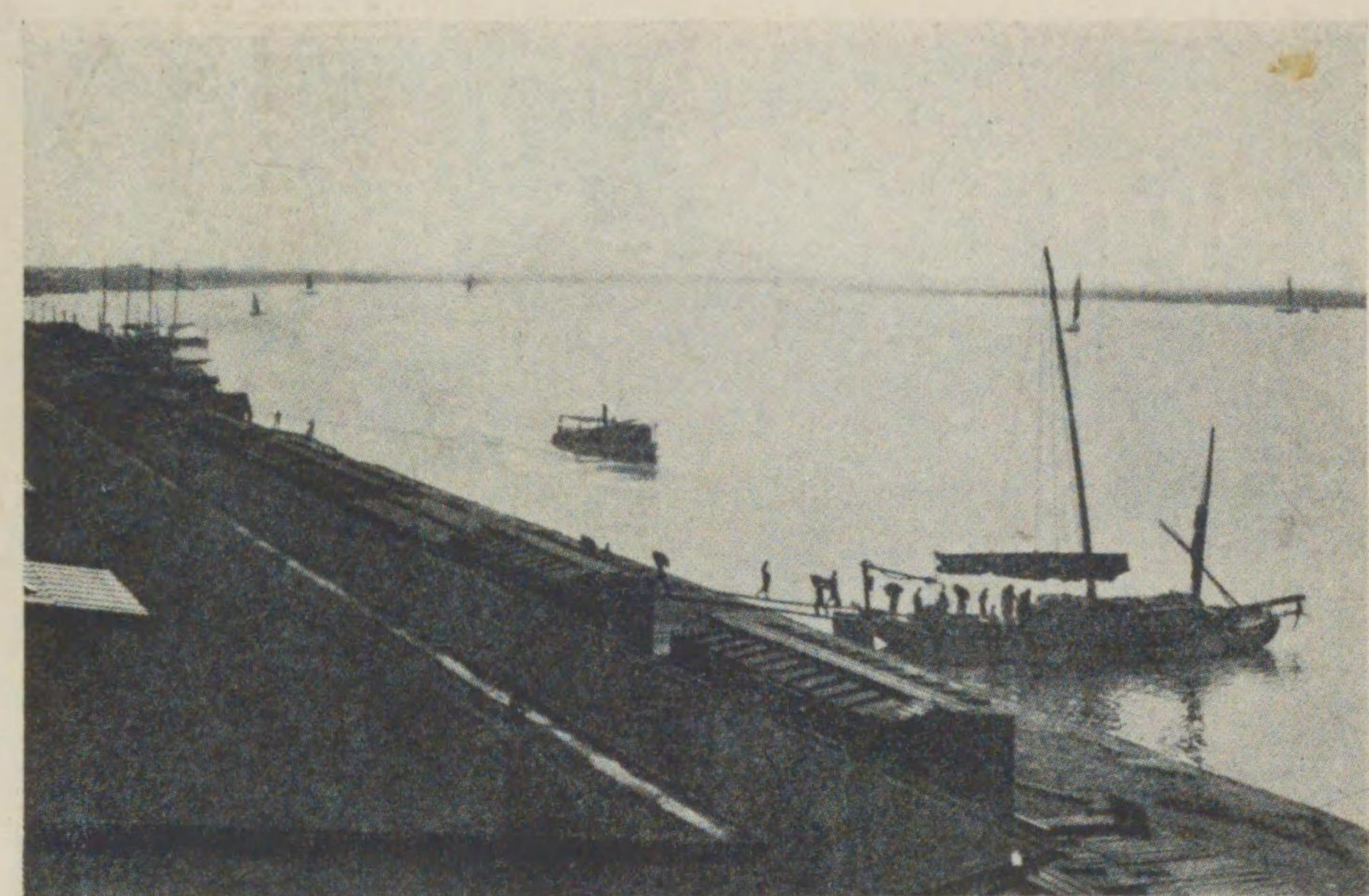
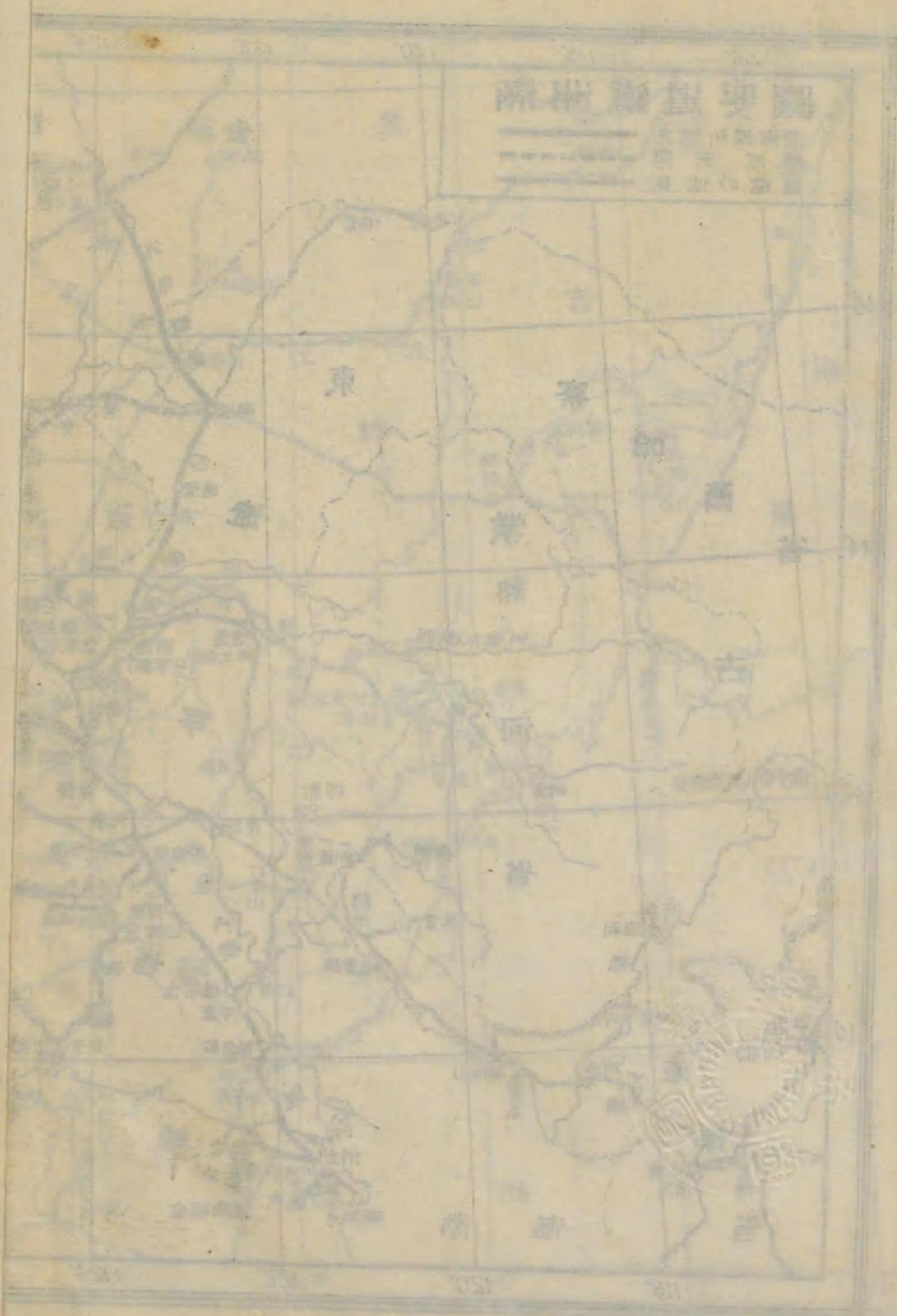
軍本日るす備警を橋鐵河凌大線寧北



頭埠連大



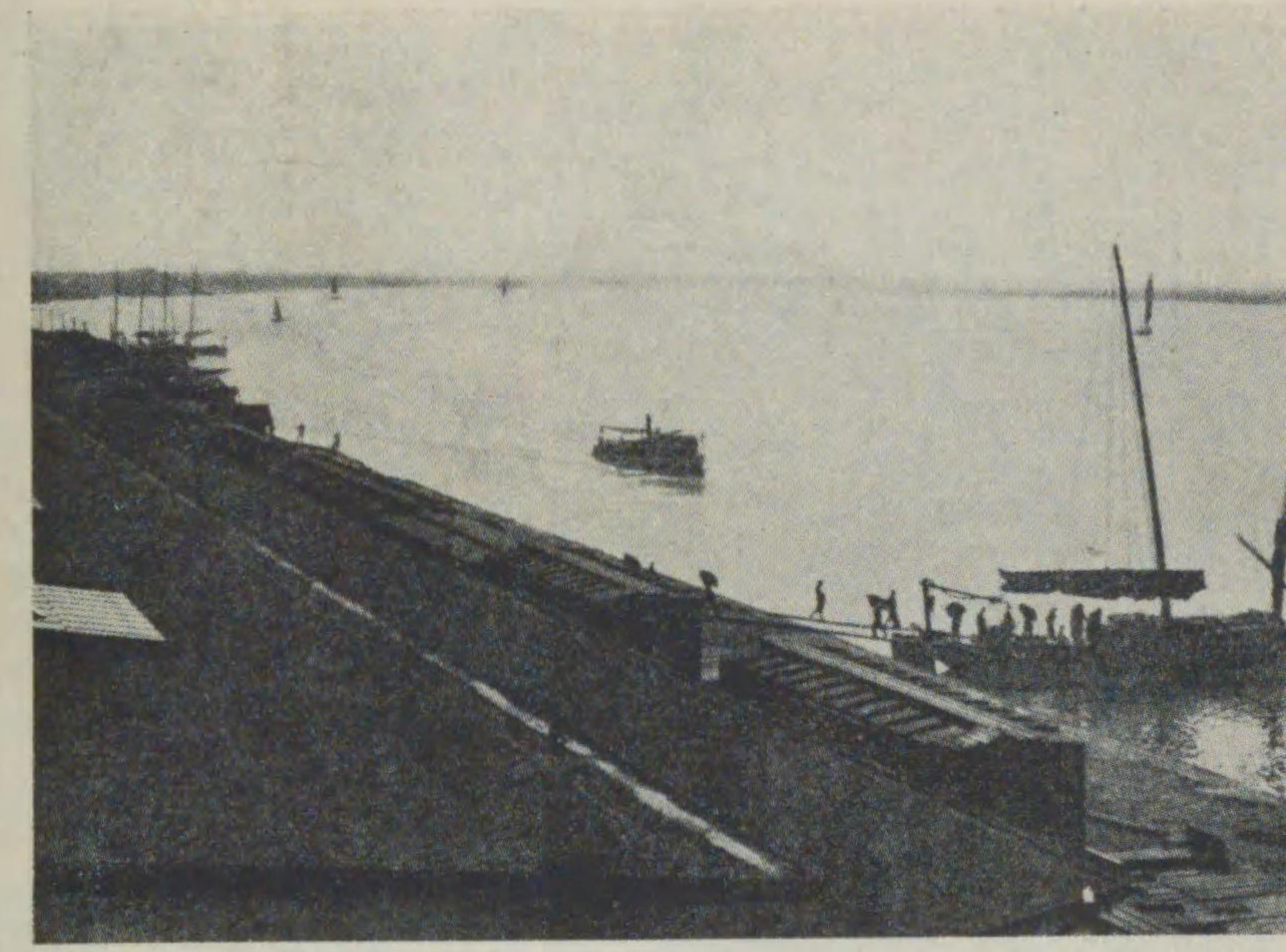
軍本日る入に城天奉



河 遼 り た 々 洋



原 草 の 古 蒙 る た 漠 廣

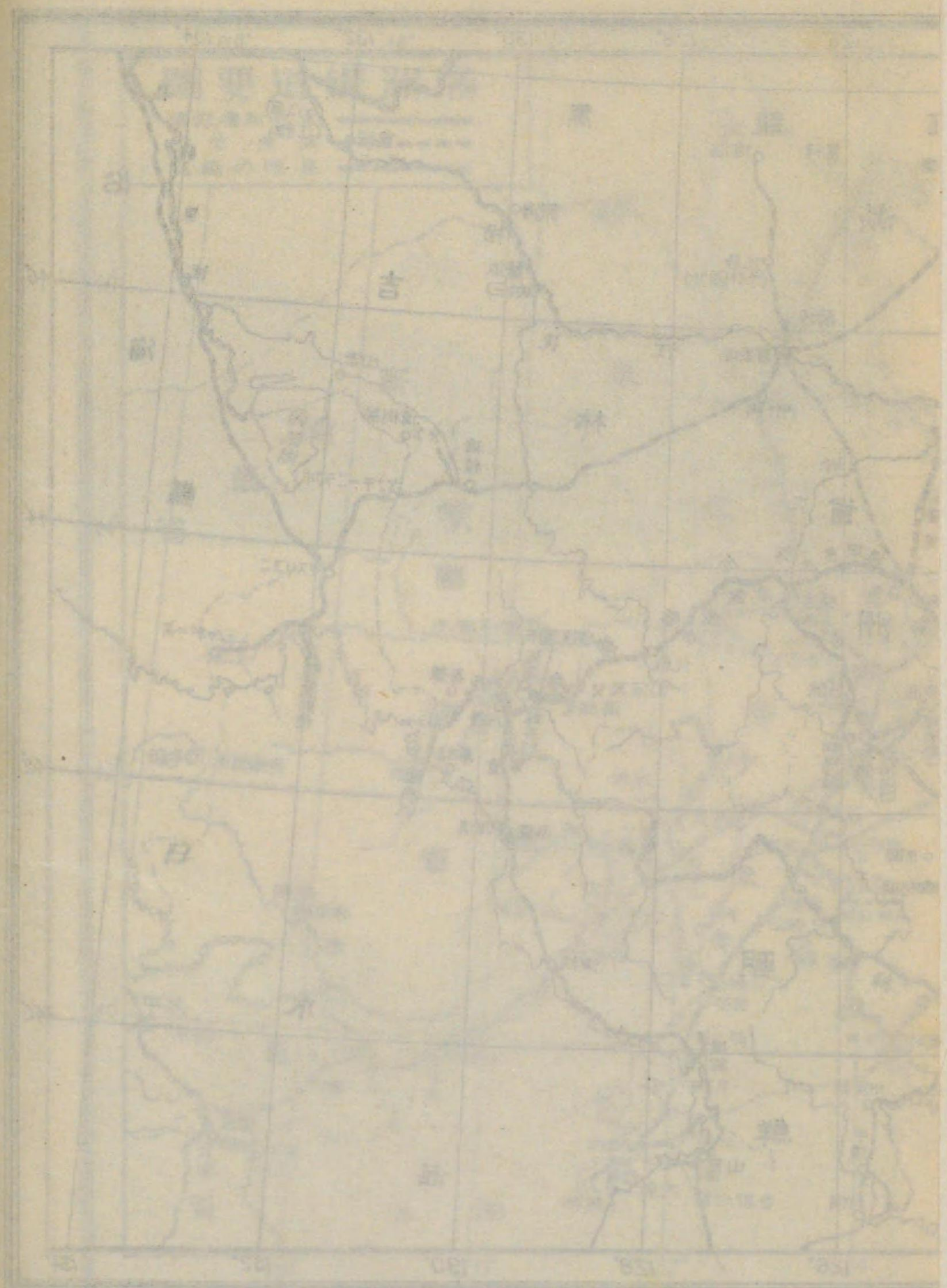


洋々たる遼河



廣漠たる蒙古の草原

599-330



發刊の主旨

本會は「滿蒙研究」を刊行頒布して、現下日本の立場に於ける滿蒙を正解し、其難局打開のため國民的覺悟を促さんとしたが、尙茲にその參考資料として本書を編纂した。それは從來滿蒙に關する著書の多くが、それらの主義主張に基く論策に終始せるに省みたるもので、従つて本書はその事情を公明に紹介するに努めて公平正確を期し、讀者をして正當なる認識判断を得せしめたいからである。

昭和六年十一月三日

社會教育會

目次

第一章 滿蒙事變

一、事變發生の遠因近因……………二頁

(一) 利權回收熱……………二頁

(二) 對外硬政策……………六頁

(三) 以夷制夷政策……………七頁

(四) 我權益侵犯……………八頁

二、事變發生並經過……………二二頁

(一) 北大營並奉天附近の衝突……………二二頁

(二) 長春方面の行動……………二四頁

(三) 吉林、問島其他方面……………二五頁

(四) 錦州爆撃……………二八頁

(五) 帝國政府第一聲明……………二九頁

三、事變と國際聯盟……………三三頁

(一) 聯盟の順調期……………三三頁

目次

(二) 聯盟の空氣惡轉……………三五頁

(三) 期限附撤兵案……………三六頁

(四) 帝國政府第二聲明……………三九頁

(五) 日支交渉基本原則……………三〇頁

四、外人の事變觀……………三三頁

(一) 日本軍の行動は當然……………三三頁

(二) 日本は正道を行く……………三四頁

(三) 滿蒙は日本の生命……………三六頁

第二章 滿蒙と我國との史的關係

一、日清戰爭より日露戰爭迄……………四一頁

(一) 下關條約……………四二頁

(二) 露支の對日攻守同盟……………四六頁

(三) 遼東半島租借條約……………五〇頁

(四) ポーツマウス條約……………五四頁

(五) 滿洲善後條約……………五五頁

二、日露戰爭より世界大戰迄……………五一頁

一

(一)日露戦後の三期……………五九
 (二)所謂二十一ヶ條……………六〇
 (三)二十一ヶ條原文の内容……………六二
 (四)現存は五ヶ條のみ……………六四
 (五)石井・ランシング協定……………六七
 三、世界大戦後現在迄……………六九
 (一)權益縮小時代……………六九
 第三章 滿蒙に於ける我が權益……………七一
 一、特殊權益……………七一
 (一)特殊權益の意義……………七一
 (二)我が特殊地位の本質……………七三
 二、土地、領土に關する利權……………七三
 (一)關東州租借地……………七三
 (二)中立地帯……………七四
 (三)滿鐵附屬地……………七五

二
 三、鐵道に關する利權……………七六
 (一)南滿洲鐵道……………七六
 (二)安奉線……………八〇
 (三)吉長鐵道……………八二
 (四)吉會鐵道……………八三
 附 吉敦鐵道、天圖鐵道
 (五)滿蒙五鐵道……………八七
 (六)滿蒙四鐵道……………九〇
 (七)滿蒙新五鐵道……………九〇
 (八)其他の鐵道利權……………九一
 (イ)洮昂鐵道——(ロ)溪城鐵道——
 (ハ)金福鐵道
 四、駐兵權……………九三
 五、戦死者墳墓及び忠魂碑保護要求權……………九五
 六、産業に關する利權……………九五
 (一)鑛山利權……………九五

(二)鴨綠江森林採伐權……………九七
 七、土地商租權……………九八
 八、間島に於ける鮮人雜居權……………一〇〇
 第四章 滿蒙の資源……………一〇一
 一、滿蒙資源の重要性……………一〇一
 二、滿蒙の地勢氣候……………一〇三
 (一)地勢……………一〇三
 (二)氣候……………一〇五
 三、食糧資源……………一〇六
 (一)農産物……………一〇六
 (イ)滿蒙の農業——(ロ)米——(ハ)粟
 ——(ホ)大豆——(ニ)豆粕
 (二)肉類……………一〇九
 (イ)滿蒙の牧畜——(ロ)牛肉……………一一一
 四、被服資源……………一一一

(一)棉花……………一一一
 (二)羊毛……………一一二
 五、工業及燃料資源……………一一三
 (一)滿蒙の鑛業……………一一三
 (二)石炭……………一一三
 (イ)撫順炭礦——(ロ)本溪湖——(ハ)其他の炭礦
 (三)石油……………一一四
 (四)鐵……………一一五
 (五)木材……………一二六
 六、滿蒙の商工業……………一二七
 (一)工業概觀……………一二七
 (二)主なる工業……………一二七
 (イ)油坊業——(ロ)製粉業——(ハ)醸造業——(ニ)纖維工業——(ホ)畜産品工業——(ヘ)製糖業——(ト)製鐵、鐵工業——(チ)窯業——(リ)化學工業

七、邦人の投資……………一三三

八、滿蒙の貿易……………一三二

 (一)滿蒙貿易の分野……………一三二

 (二)大連の貿易……………一三二

 (三)安東、營口……………一三二

 (四)北滿の貿易……………一三二

九、滿蒙の交通……………一三二

 (一)鐵道……………一三二

 (二)海運……………一三二

一〇、南滿洲鐵道株式會社……………一三三

 (一)沿革、組織……………一三三

 (イ)會社の設立——(ロ)會社の組織……………一三四

 (二)滿鐵の事業……………一三四

 (イ)鐵道——主要設備、運輸、倉庫——

 (ロ)海運——(ハ)港灣——(ニ)鑛山、

 撫順炭礦、鞍山製鐵所——(ホ)地方施

 設——土地建物——市街經營、教育施設、衛

生施設——(ハ)産業施設——農業施設、

地質調査所、中央試驗所、商工施設……………四

第五章 支那の排日侮日……………一四三

一、我既得權益の蹂躪……………一四四

 (一)商租權の蹂躪……………一四四

 (二)居住權の蹂躪……………一四八

 (三)商工業等に從事する權利の蹂躪……………一四九

 (イ)在滿邦人商業に對する壓迫……………一四九

 (ロ)在滿邦人工業に對する壓迫……………一四九

 (ハ)在滿邦人森林事業に對する壓迫……………一四九

 (ニ)在滿邦人鑛山經營に對する壓迫……………一五〇

 (四)在滿鮮人壓迫……………一五〇

 (五)不當課税……………一五〇

 (六)我鐵道利權の侵害……………一五〇

 (七)借款債務の不履行……………一六三

二、日貨排斥……………一六三

三、排日教育……………一七

四、排日實行團體及其宣傳情況……………一八

附 錄……………一

不戰條約……………一

支那に關する九國條約……………一

二十一條條約……………二

國際聯盟規約、聯盟加入國、聯盟理

事會各國代表者……………五

人名解説……………三

地名解説……………二九

語句解説……………三

滿蒙研究資料

第一章 滿洲事變

一、事變發生の遠因近因

今回突如として世界の視聽を聳動し、九月以來ジュネーブの國際聯盟理事會議の問題となつた所謂滿洲事變なるもの、直接近因は、勿論去る九月十八日支那將校の率ゐる支那軍隊が、其兵營北大營附近の我が滿鐵線路を爆破したことにある。けれ共右は久しく日支兩國間に鬱積した係争の火藥に點火したに過ぎないもので、滿洲事變の眞の原因は遠く又は近く他に伏在するのである。眞の原因とは何か。支那の排日、毎日の態度である、不法なる利權回收熱である。換言すれば條約を無視し、國際信義を蔑視した支那の利權回收熱は、更に條約を無視し國際信

義を蔑視した排日、侮日的行動となり、三轉して今回の滿洲事變を惹起したのである。夫故滿洲事變の真相を攻究せんとせば先づ排日、侮日とは如何なるものか、支那の利權回收運動とは如何なるものか、を知らなければならぬ。排日、侮日に關しては更に稿を改めて詳述するが、ここには支那の利權回收運動の概要を摘記する。

現代の支那人、殊に支那青年に取りて、最も俗受けのする言葉は利權回收といふ四字である。利權回收を標榜せざる政黨又は政治家は、如何に其他の點に於て有力であり、合理的であり、愛國的であつても一般衆愚には一顧の價さへない。之に反して如何に微力な、山師的な政黨又は政治家でも、一度利權回收を旗印とすれば、民衆は直ちに其周圍に烏合する。夫故革命以後の支那政黨及政治家は常に此の利權回收といふ四字をお題目とし、對外及び對内政策の基調としたことは敢て怪しむに足らない。支那の此の對内外政策を正しく了解し得るため、以下少しく秩序的に利權回收運動を解剖して見る。

(一) 利權回收熱

利權回收が支那の對外政策の基調であると共に、又對内政策の基調であることは、既に述べた通りである。而して此政策の標的とするところは、たゞに長江一帯の外國勢力を驅逐するか、滿蒙から日本勢力を一掃するとかいふ程度のような微温的なものでは、まだなく支那民衆のお氣に入らない。更に數歩を進めて我が臺灣は勿論、朝鮮、琉球をも支那のものとしようといふのである。此の亂暴狼籍なる國權回收政策は、彼の三民主義の具體的對外政策中に左の如く列記されてゐる。

- 一、外國租借地、領事裁判權、外人の關稅管理權及外人が中國に於て行使せる中國の主權を侵害する一切の政治的權力は、當然盡く之を更改し、新に相互主權尊重の平等條約を改訂す。
- 一、自發的に自國一切の特權並に中國の主權を侵害する總ての條約を廢棄せんと欲する一國家に對しては、中國は之を最惠國として認む。
- 一、中國と列強國の協定及び其他の條約中に於て、中國の利益を害するものは、須く之を改訂し、双方の主權を侵害せざるを原則とす。
- 一、中國の外債は、中國が政治上經濟上損失を被らざる範圍内に於て之が保證並に償還をな

す。

四

一、義和團賠償金は、當然全部を削除し、教育費に充當す。

一、あらゆる非道の手段を盡したる舊北京政府の外債は、毫も人民の幸福増進を圖りたるものに非ずして、彼等軍閥の地位維持費、即ち人民買収費及び其他の濫費に充當、費消したるものなるが故に、彼等のなしたる借款に對しては中國臣民は償還の責に任せず。

一、各省職業團體（銀行會、商會等）社會團體（教育機關）を召集し、外債償還の方法を講求し、以つて債務上の困難より生ずる國際上の半植民地的地位を脱却せんことを圖る。

是れと同様の意味の文字は、去る民國十三年一月公表の國民黨の政綱中にも明記してある。以上の思想を極く簡単に約言すると斯ういふ事になる。

一、支那民族と支那政府又は支那國家とは別物である。

一、政府又は國家は興敗常なきも、民族は永久至上である。

一、故に興敗常なき支那の一國家又は一政府がなした條約又は外債は、次の國家又は政府は之を遵守、償還の責任が無い。

といふ結論に到達する。俗に言ふ親父の借金は子供が還すに及ばぬ、といふ筆法である。今日の國際信義から見るも國際條約から論ずるも、此位不法至極の議論はあり得ないが、支那人、殊に支那政治家は此の不法行爲を唯一の鐵則とし、且つ一般支那民衆の歡心を買ふには、此の借金踏倒し主義でなければゆかぬのが今日の支那の現状である。要するに滿蒙に於ける日本の權益なるものは、前政府、前國家のした仕事であるから、南京政府や奉天政府は之を踏倒しても構はないといふのである。滿洲に於ける諸鐵道に日本が資本を投下したのは御勝手だが、そんな事は此方の知つた事でないといふのである。滿鐵平行線問題、吉會線問題、商租權問題等で、支那が平氣で條約違反を執行し、我政府から抗議を申込むと、そんな條約は知らぬ、よし知つてゐても守る必要はないと高飛車に出るのである。然らば支那は徹頭徹尾條約を無視するか、といふと必ずしもさうでもない。彼等の條約無視は支那に不利益な場合に限り、苟しくも自國に利益な條約に對しては、支那位條約をやかましく論ずる國はない。例へば旅順大連回收に關する辨法商議の抗議が毎度我政府に致されるが、それは露支兩國間の原條約で定めた旅大の租借期限が二十五年間であつたから、大正十二年三月十日を以つて滿了するといふのである。

即ち支那政府は露支兩國間の原條約は認めるが、其後の日支兩國間の協約に依り、租借期限が九十九年に延長された事を認めないといふのである。此事は其當時の支那政府ばかりで無く、今日の支那政府でも依然として旅大の租借期限を大正十二年三月十日迄と主張してゐる。是れは露支條約の方が期限が二十五年、日支協約の方が九十九年になつてゐるから、舊い短い方の約束は守るが、新しい長い方の約束は勝手に破棄するといふのである。支那の對日外交は何時も此筆法である。

(二) 對外硬政策

昭和五年の支那中央第四回全體會議に於ける宣言の一節を見るに、滿蒙の權益回收に關し大要左の如き意味がある。

滿蒙權益回收の目的を達する爲には、平和的手段を以つては到底不可能である、必ず軍隊の實力を以つてせねばならぬ。而して一方鐵道と海港とを築設し、日本を抵制し、同時に日本を打破るべき實力を養はねばならぬ。又其の實力回收の事たる素より容易の事ではないから、如何にして勝を制すべきや、たゞに國民全體の奮起に俟つの外ない。

云々と絶叫してゐる。又前外交委員（外務大臣）王正廷は先頃故山に歸り意氣揚々として、「日本に對しては所詮一戰を辭すべきに非ず」と公言してゐる。今日支那の對外硬政策は、利權回收政策と同様、民心を得るに最も必要な題目であるから、支那政府の當局は機會ある毎に之を絶叫するのである。蔣介石も屢々對日宣戰を口外して日支兩國の問題を惹起し、張學良の如きも新聞記者との會見に日支交戰を高唱した事は、時々新聞紙上に散見する所である。勿論今日の支那政治家が對日交戰を口にするのは、どの程度迄本心であるかは容易に窺ひ知ることが出来ないとしても、苟しくも、一國軍治、外交の最高位置に在るものが、隣國に對する交戰を國民に向つて高唱するといふことは、其本心は何れにあるにせよ、其の國民全體に及ぼす影響は重大なるものがある。其影響は聽て支那全土に波及して排日、侮日運動となり、今回の滿洲事變を惹起する直接原因となつたことは決して看過することが出来ない。

(三) 以夷制夷政策

夷を以つて夷を制す、近攻遠交は古來支那外交の慣用手段である。日露係争時代にありては、日本を制するに露國を以つてし、遂に露支兩國の攻守秘密同盟となり、滿洲全體を露國に捧げ、

膠州灣を獨逸に提供した。其後露國を掣肘する爲めには、昨の敵であつた日本を利用するに躊躇しなかつた。我國は支那の政策には關係なく、東洋平和の爲め、支那保全の必要から猛然起つて露國と戦ひ之に勝つた。而かも支那側から見れば、其の以夷制夷政策が成功したのである。其後支那が東支鐵道に關して露國と係争するや、支那の背後には日本國あるが如く暗示して露國を威嚇した。又た支那が我國を掣肘せんとする場合は、何時も此の以夷制夷主義を利用し、巧に歐米諸國を案山子に使つたのみならず、或時は歐米を味方に引入るゝに成功した。例へば世界大戰後のヴェルサイユ會議に於ては、山東問題に關して米國を抱込み我が鼻先を挫いた。又た或る時代に於ては、諸外國の權益を一掃せんとして共產露國に迎合し、後に其不利なるを見るや、其代表ボロデンを猫の子一匹を追出すやうに追放した。華府會議、倫敦會議に於ては巧に英米に追従して、支那に於ける我國の優越權を褫奪せんとし、今回のジュネーブ國際聯盟に於ても徹頭徹尾英米に叩頭して、我國を孤立の位置に立たしめたのである。

(四) 我權益の侵犯

此の一節は別項排日、侮日の章に於て詳述すべきを以つて、此處には記述の順序として其大

綱のみを列擧するに止むる。

- (一) 滿蒙に於ける邦人の壓迫
- (イ) 排日宣傳
- (ロ) 我權益の無視蹂躪
- (ハ) 商租權妨害
- (ニ) 在滿鮮人壓迫
- (ホ) 在滿日本警察權壓迫
- (ヘ) 在滿邦人鑛山權壓迫
- (ト) 在滿邦人農業壓迫
- (チ) 在滿邦人森林事業壓迫
- (リ) 在滿邦人工業壓迫
- (ヌ) 在滿邦人商業壓迫
- (二) 滿蒙鐵道權益侵犯

此一項は滿鐵を自滅せしめんとする所謂「滿鐵包圍線計畫」を主とし、滿蒙に於ける我國の鐵道權益を根底より一掃せんとする重大なる支那の計畫である。此點は滿鐵に關する別項に詳述する。

斯くして支那政府の利權回收政策、對外硬政策、以夷制夷政策、我權益侵犯政策に依つて醜釀せられた支那一般民衆の排日、毎日行動は、年々非常に露骨となり、過激となつた。最近のみの例に依るも、日支兩國間に起つた係争事件は三百餘件に及び、就中アグレマン問題（我駐支公使不承認問題）、萬寶山事件、青島事件を始めとして、最後の大事件たる支那官兵の中村大尉虐殺事件が勃發したのである。日支兩國の關係は到底此儘にては過ごされまじき形勢に逢着したる折も折、突如として奉天附近の支那軍隊が我滿鐵線路を爆破し、我が守備兵を攻撃し、茲に滿洲事變の勃發を見るに至つた。

二、事變發生並經過

(一) 北大營並奉天附近の衝突

昭和六年九月十八日午前十時三十分、支那將校の率ゆる二三箇中隊の支那軍は、突如奉天附近の北大營西南側に現はれ、我が滿鐵線路を爆破せるのみならず、當時恰かも同區域を巡邏中の我守備兵を襲撃し、且つ柳條溝分遣隊方面に前進を起こした。而して北大營には旅長王以哲の率ゆる約七千人の支那兵があり、事態容易ならざるものあるを以つて、此報に接したる我虎石臺の守備中隊は右分遣隊を救援すべき目的を以つて線路上を南下した。然るに鐵道爆破の支那軍は、北大營の西南側より同兵營内に遁竄したるを以つて、我中隊は直に之を追跡して北大營に進入せんとしたるに、兵營内の支那軍は猛烈に銃火を集中して抵抗したため、同中隊は兵營の一角に占據して之に對抗したが、支那兵は更に機關銃、歩兵砲等を加へて頑強に固守したので、我中隊は一時苦戦に陥り、野田中尉は重傷を負うた。間もなく在奉天の我獨立守備第二大隊の主力は、隊長島本中佐の指揮の下に應援に赴き、既記中隊と協同して北大營攻撃を開始したが、

折柄鐵嶺方面に在つた田所中佐の率ゆる獨立守備第五大隊の主力も、此報を聞いて來り援け、十九日未明過には北大營内に於ける敵の全部を完全に驅逐するを得た。營内には無数の打ち殻藥茨山積し、且つ各所に小銃彈及手榴彈等の實包が十分に配給されたまゝ遺留されてあつた。

然るに一方奉天附屬地に駐屯する平田大佐の率ゆる若松歩兵第二十九聯隊は、豫ねて奉天附近の約一萬四千の支那軍中に介在するを以つて、此の變を聞き機先を制して夜半より行動を起し、奉天駐屯の支那軍排除に努力した。

又た遼陽に在つた第二師團長多門中將は、十九日午前一時形勢の容易ならざるを看取し、所要の部署を施し、師團主力を奉天附近に集結すべきを命じた。

當時に於ける彼我の兵力を一瞥するに、張學良隸下の支那軍は總數三十三萬人、内正規兵二十五萬人、不正規兵は八萬人であるが、其中約十一萬人は張學良と共に關内に出動中なるを以つて、殘餘の兵數は二十二萬人（砲二百十六門）は滿洲に駐まり、更に其中奉天附近には約一萬五千人（砲約四十門）が居つた。之に對し我が在滿部隊は總數一萬四百人、内駐劄師團約五千四百人、砲十六門、獨立守備隊六大隊約五千人である。而して關東軍の任務は關東州を防備

し、延長千百軒の南滿鐵道の保護に任ずるのであるが、若し必要の場合には右兵力を使用し得るのである。更に情勢上必要の場合には在留本邦人約二十萬人、朝鮮人約八十萬人の保護をも考慮せなければならぬのである。平素馬賊の出沒に對しては何時にても十分其任務を遂行するを得るも、若し支那官兵と衝突する場合には其行動は疾風迅雷的機敏を要するのである。夫故今回の如く日支兩軍が眞の交戦状態に陥つた以上、我軍として直ちに分散してゐる兵力を所要地點に集結し、平素の訓練と鐵道交通の便宜とを利用して、先づ機先を制して逆襲に轉じ、到る所先づ眼前の支那軍を排除して、我軍の行動の餘地を確保しながら任務の遂行を計らなければならぬ。此事は寡兵を以つて衆兵に對する我軍に取つては、唯一絶對の方法であつて、之が爲め平時より幾多の周到なる計畫を立て、居るのである。

右の如く第二師團の主力（遼陽の歩兵第十七聯隊等）は、十九日早朝奉天に下車し、次第に奉天市街の東側地域に進出した。斯くして午前八時頃には奉天城の支那軍を掃討し、其後第二師團の主力には海城の砲兵聯隊（四中隊、砲十六門）が加はり、午後二時半頃迄には東大營（奉天の東北方約二里の兵舎）に在つた支那兵を撃破したのである。

此時旅順に在つた關東軍司令官本庄中將は、十九日午前三時頃各所より到達した諸情報に依り、軍の主力を以つて奉天附近の處理を行ふことに決し、旅順を發して奉天に向進し、同時に第二遣外艦隊の一部に營口の警備を依頼して、朝鮮軍に兵力の増援を要求した。同日正午軍司令官は奉天に到着し、東大營に一部の警戒兵を配置し、奉天城内は憲兵と其補助たる一部の歩兵とを以つて取締に任じ、主力は附屬地附近に集結した。

(二) 長春方面の衝突

此間長春方面に於ては、支那軍約一萬人の間に介在する我が駐劄步兵第四聯隊（六中隊と大島大佐の率ゆる機關銃隊）は、十九日午前三時頃自衛のため取り敢へず、寛城子の支那軍隊、南嶺の支那兵營に對し掃蕩を行ふところあつたが、南嶺北嶺共意外の激戦となり、我軍の約八百名に對し、敵は約四千人の大部隊を以つて我軍を包圍せんとした。また寛城子の支那兵を掃蕩した我長春守備隊は南嶺に於て再び支那兵と交戦し、支那側は吉林から應援隊を急派して勢力増大し、我守備隊もまた公主嶺から救援隊の急派を得て激戦となり、寛城子と南嶺との二ヶ所に於て我軍は多數の死傷兵を出した。關東軍司令部は同夜中に約一大隊の救援隊を急派し、

激戦十時間の後寛城子は午前十一時、南嶺は午後三時遂に完全に支那兵を撃退した。之に依り大體滿鐵線の北門も確實に保持することを得た。此日我軍は支那兵千六百を捕虜としたるも、我軍の死傷も既記の如く意外に多く、獨立守備隊第一大隊長小河原輔治中佐は重傷を負ひ、第三中隊長倉本茂大尉は名譽の戦死を遂げた。尙ほ奉天、長春兩方面に於て、今迄判明した我軍の死傷數は左の如くである。奉天附近に於ては死者、下士卒二、負傷者、將校四、下士卒一九、合計二三、死傷者總數二五名を出し、長春方面に於ては死者、將校三、下士卒六二、合計六六、負傷者、將校三、下士卒七三、合計七六、死傷者總數一四二名の多數に及んでゐる。

(三) 吉林、間島其他方面

長春方面に於ては、吉林地方の支那軍隊が漸次西方に進軍しつゝありとの報があり、二十日旅順の歩兵第三十聯隊の主力と、海城の野砲兵一大隊とは増援として長春に到着し、第二師團長も亦た奉天より長春に移り、同方面の守備に當ることゝなつた。

即ち吉林では、事變勃發以來市内の空氣次第に險惡となり、支那人が邦人民家に發砲するもの續出するに至り、同地居留民（九百十一人）より出兵を請求する外、吉林支那軍が長春方面

に西進來襲すとの報に接したので、第二師團長の指揮する混成約一旅團を二十一日午前、長春發の吉長線（吉林、長春間鐵道）に依り吉林に向はしめた。其結果長春には十分なる部隊殘存せざるを以つて、二十二日午後、歩兵第十五旅團は長春に到着し、同地の警備に當つた。然るに吉林の支那兵は我軍の東進を見て大に狼狽し、參謀長瀝洽等が軍使として我軍に來り大なる戰鬪行はれずして、我第二師團は二十一日午後六時吉林に入り、此地に在つた支那軍は二十支里程退却し去つた。斯くして同方面の處理も一段落を告げた。

又た間島方面に於ては滿洲事變勃發の報と共に、次第に空氣險惡となりつゝあつたが、二十日に至り暴民蜂起し、龍井村にては初め日本新聞の號外賣りを妨害する位の程度であつたが、終には機關車庫を爆破し、局子街にては小學校に放火する等の不法を敢てした。一説には此等は共產黨の所業なりとも傳へらるゝも、同地方の人心恟々として虐殺説盛んに傳はり、内鮮人は頻りに出兵請願を朝鮮軍司令官に發した。

安東方面では、十九日支那砲艦一隻を武装解除した。同方面では優勢なる支那兵が、鳳凰城の北方約五十軒にある通遠堡、林家臺の安奉線に襲來し、我が電信線を切斷したるを以つて我守備隊は之を撃退した。

哈爾濱には我居留民約四千人に達し、事變突發以來人心次第に險惡となり、二十日夜猛烈なる排日宣傳單を撒布し、二十一日朝以來我居留民は義勇軍を編成して悲壯の決意を爲し、同市我總領事代理からも頻りに軍の來援を求めて來た。而して二十一日の夜には我總領事館、朝鮮銀行、日々新聞等に爆彈を投ずる等暴行至らざるなき有様であつた。

以上は滿洲事變の大意に過ぎないが、此間奉天城内では事件直後、支那側爲政者は悉く逃去して行政の責任者なきを以つて、取敢えず我軍の手に治安上臨機の處置を取り、次第に秩序回復しつゝあり。而して從來支那官憲又は官兵の横暴壓迫に苦み來つた支那民衆は、我軍の軍紀嚴正にして秋毫も犯すところなきを見て安心し、二十日城内の秩序は全く回復し、下級官吏の就職を希望するもの甚だ多く、二十一日に至り商店も續々開店するに至つた。

又朝鮮軍に於ては關東軍の増援請求電報に依り直に之に應じ、嘉村少將の指揮する歩兵五大隊、騎兵一中隊、砲兵二大隊、工兵一中隊、衛生機關、憲兵若干を十九日午前新義州附近に集

結した。尙戦闘、偵察飛行各一中隊は十九日早朝出動の命を受け其任務に就いた。

然るに新義州集結隊は、其後關東軍の吉林に向つて前進する報に接し、軍司令官の獨斷に依り二十一日午後一時二十分鴨綠江を越えて關東軍に赴援し、其先頭は二十一日夜半奉天に到着、先づ同地に集結し、第二師團の半部と交代して二十三日主力は依然奉天に、各一部を鄭家屯及新民附近に派遣し警備に就いた。

(四) 錦州爆撃

我軍は張學良の錦州政府を以つて、滿鐵沿線の治安を擾亂する策源地と看做し、之が掃蕩のため愈よ積極的行動を開始することに決定した。我飛行隊は十月八日朝來行動を開始し、正午飛行機の偵察に依れば大遼河一帯に支那軍の大陣地が築かれ、且つ塹壕中より我飛行機に對し射撃を加へたるを以つて、我飛行隊は直ちに錦州上空に至り、用意せる布告文を撒布して市民に警告を發すると共に、爆彈を投下した。

即ち八日正午奉天を出動せる我獨立飛行隊第〇中隊は、長春より來援せる四機を加へ、十一機より成る編隊飛行を以つて滿鐵沿線に沿ひて南下し、勃海灣沿岸より西北方に向ひて午後一時四十分頃錦州上空に偵察飛行を試みた。然るに同方面の支那軍は突然我飛行機に對して一齊射撃を浴せ猛烈に襲撃して來たので我飛行隊は直ちに之に應戦し之を爆撃するに決し、錦州上空の東南方より西北方に單縦陣を作りて、歩兵、砲兵、工兵より成る支那軍混成師團の兵營に先づ爆彈を投下し、次いで鐵道線路を横斷して錦州政府を爆撃し、一千メートルの上空より總數八十一個の爆彈を投下した。次に我飛行隊は旋回して一部は大石橋を經、一部は直線コースを取り午後四時過ぎ全部奉天に歸つた。

(五) 帝國政府第一聲明

政府は今回の滿洲事變に對し、我國の態度を中外に宣明するため、九月二十四日左の聲明書を發表した。

〔一〕帝國政府は常に日華兩國の親交を篤くし共存共榮の實を擧ぐることを一定の方針とし、終始これが實現を期して苦心努力し來れり。不幸にして過去數年間中國官民の言動はしばしば我國民的感情を刺戟するものあり、殊に我國の最も緊密なる利害關係を有する滿蒙地方に於て最近不快なる事件頻發し、竟に我友好公正なる政策も、中國側より同一の精神を以つて

酬ゆる處とならざるが如き印象を我國民一般の心裡に與へ、物情騒然たるに當り、たまく九月十八日夜半奉天附近に於いて、中國軍隊の一部は南滿洲鐵道の線路を破壊し、我守備隊を襲撃しこれと衝突するに至れり。

〔二〕當時滿鐵沿線を守備せる日本軍の兵力は、總計僅かに一萬四百名に過ぎざりしに反し、其四邊には二十二萬の中國軍隊あり、事態俄に急迫を告げ、これと共に同地方に居住する百萬の帝國臣民もまた重大なる不安の狀に陥りたるに顧み、我軍隊は機先を制して危険の原因を免除するの必要を認め、この目的のため迅速に行動を開始して抵抗を排除し、附近に駐屯する中國軍隊の武装を解き地方治安の維持については中國の自治機關を督勵してその任に當らしめたり。

〔三〕我軍隊は前記の目的を遂行するや概ね鐵道附屬地内に歸還集結し、目下附屬地外にありては警戒の爲め、奉天城内及び吉林に若干の部隊並に數個の地點に少數の兵員を配置すといへども、何れも軍事占領に非ず。或は帝國官憲が營口稅關又は鹽務署を占領せりといひ、或は四平街、鄭家屯又は奉天、新民屯間の中國鐵道を管理せりといふが如き流説は全然誤傳に止まり、長春以北又は間島に我軍隊の出動せりといふも又た事實無根なり。

〔四〕帝國政府は九月十九日緊急閣議を開きて、此上事態を擴大せしめざることに極力努むるの方針を決し、陸軍大臣よりこれを滿洲駐屯軍司令官に訓令せり。九月二十一日長春より吉林に一部隊出動せるも、これ同地方の軍事占領を行はんが爲めに非ずして、滿鐵に對する側面よりの脅威を除かんとせるに外ならず。従つてこの目的を達するに至らば、我出動部隊は直ちに長春に歸還する筈なり。尙ほ九月二十一日に至り滿鐵沿線の不安に鑑み、朝鮮駐屯軍より混成一旅團、兵員四千を新に滿洲駐屯軍司令官の麾下に屬せしめたるも、滿洲駐屯軍の總兵數は尙ほ條約所定の制限内に止まり、因より對外關係に於ける事態を擴大せるものといふべからず。

〔五〕帝國政府が滿洲に於て何等の領土的欲望を有せざるはこゝに反覆縷説するの要なし。我が期待する處は畢竟帝國臣民が安じて各般の平和的事業に従事し、其の資本又は勞力を以つて地方の開發に参加するの機會を得せしめんとするに在り。自國並に自國臣民の正當に享有する權利利益を擁護するは、政府當然の職責にして、滿鐵に對する危害を排除せんとするも

又た此の趣旨に外ならず。帝國政府は固より日華善隣の誼を重んずるに於いて、既定の方針を恪守するものなるが故に、今次の不詳事をして國交の破壊に至らしめず、更に進んで禍根を將來に斷つべき建設的方策を講ぜんが爲め、誠意中國政府と協力するの覺悟を有す。これに依りて兩國間現下の難局を打開し、禍を轉じて福となすことを得ば、帝國政府の欣幸これに如かざるなり。

三、事變と國際聯盟

(一) 聯盟の順調期

滿洲事變勃發二日後、即ち九月二十日國際聯盟支那代表施肇基は、聯盟理事會に對し滿洲に於ける日支衝突事件に關する聯盟の調停を要求した。此事は勿論支那が聯盟を通じて世界の輿論を動かし、我國の滿蒙に於ける正當の行動を抑制すると共に、あはよくば其權益をも褫奪せんとする眞意に外ならず。即ち施代表は九月二十日聯盟に訴へたる所に依れば

日本軍は何等挑戰を受くることなく、奉天城内又は其附近の支那兵に對し、銃火砲火を浴せ、各地方及び各官衙を占領し、交通諸機關は日本軍に押收された。これ等暴行に對し支那兵は政府の訓令を重んじ抵抗せず。

云々と例の支那流の欺瞞的陳述をなした。元より事變の直接原因が支那官兵の滿鐵爆破と、我が滿鐵巡視兵を襲撃せるにある事等はおくびにも出さず、聯盟規約第十一條第三項に依り、即時理事會を召集して、國際平和を有効に擁護するの處置に出でんことを要求した。同時に滿洲に於ける我軍の行動に關し計畫的軍事占領の意志ある事を高唱し、且つ徹頭徹尾事實無根の電報を基礎としたる報道を朗讀して、滿蒙の事情に暗き聯盟理事會員を動かさんと試みた。

聯盟は此の支那の要求に基き、二十二日緊急理事會を召集し、議長レルー(西班牙外相)よりの提案に成る左の三項を決議し、之を日支兩國に通告した。

(一) 現狀を悪化し、問題の平和的解決を害する恐れある一切の行動を爲さざるべき緊急通告を日支兩國に送ること。

(二) 各自の國民の安否及び其財産の保護が危殆ならしめらるゝことなく、兩國が各自軍隊を直ちに撤退し得べき適當なる手段を日支兩國代表と意見交換の上探究すること。

(三)理事會議事録及び書類を参考のため米國に送ること。

之に對し我が芳澤代表は、事變の發端は全く支那兵の滿鐵爆破並に我巡視兵襲撃に在り、我が軍は自衛權の發動上當然の行動を取りたる以外は、毫も聯盟規約に違反せる所なき旨を堂々と陳述した。且つ聯盟の決議に對しては、二十四日左の如く回答した。

(一)我軍は其行動を居留民の安全、鐵道の保護及び軍自體の安固に限局し、又た政府も終始事態の變化擴大を防ぐ方針を固持し、共に日支兩國の交渉により平和的解決を一日も速かにせんことを専念し、今後も此方針を變更する意志毫末もなし。

(二)我軍は鐵道附屬地以外に於いて警戒の必要上、吉林並に奉天城内に多少の部隊及び數個地點に若干の兵員を止むるも、右は全然軍事占領に非ず。即ち在留邦人の安全及鐵道保護の必要範圍内の最少限度まで撤退し居り、事變改善に伴ひ能ふ限り鐵道附屬地内に復歸せしむる方針なれば、我國の誠意ある態度を信頼ありたし。

既記の如く聯盟理事會開會當時は、各國代表者が滿蒙に對する認識缺乏の爲めと、且つ支那代表の事實轉倒の惡宣傳に乗じられたる爲め、形勢頗る我國に不利であつたが、我芳澤代表の

奮闘並に我政府の聲明に依り、次第に我國の滿蒙に於ける特殊權益の真相を知り、支那代表の報告が著しく誇大に失し、甚だしきは全然事實無根なることを知り、聯盟の空氣は漸く我國に對し好調に傾いた。其結果二十九日の同總會本會議に於ては、左の希望條件的決議を採擇した。

聯盟總會は理事會が今回の總會閉會後も引續き日支紛争の解決に努力し、兩國間に圓滿なる解決を實現せんことを希望す。

滿洲事變に對する聯盟の空氣は、二十九日總會に於ける右決議を分水嶺として、以後は著しく我國に不利となつた。

(二) 聯盟の空氣惡轉

聯盟の空氣が我國に對し俄然惡轉した原因は種々あらうが、其直接原因とも見るべきは、(一)我軍の錦州爆撃と、(二)我國の米國オブサーバー参加反對とである。十八日、我軍の錦州爆撃は既記の如く張學良の策源地たる錦州上空を、我飛行隊が偵察飛行を試みたるに對し、支那軍が之に一齊射撃を行ひ、我軍之れに應戰して爆彈投下したるに過ぎない。勿論當然の自衛行爲

であつて、問題になるべき筋合でない。然かも各國代表は絶えず、日本の目的は支那領土の軍事的永久占領に非ざるやを疑ひつゝあつた矢先であつたのと、且つ支那代表施肇基は此機を逸せず、事態の重大化を理由として緊急理事會の再會を請求した爲め、其結果十三日理事會の再會となつた。折も折、米國は滿洲事變解決の爲め、聯盟と協同歩調を取るべき旨聯盟に申込んで來た。此米國の申込みは聯盟に取つては、實に早天の雲霓であつた。聯盟は直ちに快諾の態度を取り、所謂「米國オブサーバー招請案」となつて理事會に現はれた。芳澤代表は事重大と觀て直ちに政府に請訓した。我政府は勿論米國オブサーバー招請夫れ自體には何等の異議はないが、聯盟加入國ならざる米國が、今回の滿蒙問題に限りオブサーバーを送り、而かも會議に参加して發言權を獲得しながら、其決議に對して何等の責任を有せずといふが如きは、聯盟規約の精神に反し、且つ將來に惡例を残す嫌ありと見做し、招請案を採決する前、該案を先づ法律委員會に附託すべきを主張した。是れは法理上當然の要求なるにも拘らず、理事會は米國オブサーバー招請は單に手續上の方法に過ぎざるを以つて、之を法律委員會に附議する必要なしとの解釋を取り、採決の結果遂に我國の主張は十三對一の少數を以つて敗れた。斯くして米國の

總領事ギルバートは、十六日以來會議に参加したるも、流石我國民の感情を刺激するを恐れてか爾來一言も發言しなかつた。然かも聯盟の空氣は益々惡轉して、十七日の秘密會に於ては、不戰條約第二條に依る注意喚起の通牒を我國に突付けることに決定した。

滿洲事變に對する我國の行動は、元より我權益の擁護と居留民保護との自衛權發動以外、何等の意圖を有せざることは、帝國政府が再三中外に聲明し、芳澤代表も再三聯盟に於いて之を説明した。聯盟が今さら突如として不戰條約を持出した意志は、殆んど窺知に苦まざるを得ないが、併し此一事に依つても聯盟の氣運が惡轉した事だけは明瞭である。其後聯盟は屢々理事會を開き、日支兩國の調停案を審議したが、我國は基本的先決條件として左の諸點、即ち、

(イ)領土相互不侵略 (ロ)排日、排貨、排日教育の絶對禁止 (ハ)滿蒙に於ける居住權、營業權の自由 (ニ)現存諸條約の尊重

等を擧げた。之に對し支那は無條件撤兵を第一條件とするのみならず、我國の生命とする現存條約尊重の一條をも否認せんとした。斯る國際信義を無視せる支那の主張にも拘らず、二十二日の理事會は理不盡にも十一月十六日迄に我軍の撤兵を要求し、且つ同日再び理事會を開くべ

きを骨子とせる決議案を提出した。

(三) 期限附撤兵案

前項の如く聯盟に於ける滿洲事變の解決方法は、要するに撤兵問題の一點に歸着した。即ち支那は諸問題解決前提として、先づ日本軍の滿鐵附屬地内に撤退を要求し、日本は撤兵には勿論反對せざるも、現在の如き滿蒙の状態に於いて直ちに撤兵するに於ては、我が居留民の保護並に我國權益の擁護は何人が之に當るべきか。支那政府に實力なく、聯盟亦た之れを保證する能はずとせば、撤兵に先ち日支兩國間に「基本的原則」を確約せざるべからず。該原則が決定せざる中は、斷じて期限附撤兵案に賛成する能はずと主張した。「基本的原則」とは何ぞ、言ふまでもなく、既記(イ)領土相互不侵害、(ロ)排日、排貨、排日教育の絶對禁止、(ハ)滿蒙に於ける居住權、營業權の自由、(ニ)現存諸條約の尊重の四點である。

我國の此の主張は當然過ぎる程當然である。從來支那は(ロ)以下の三點に對し毫も條約を尊重せず、又た國際信義を遵守しなかつた。此の條約違反、國際信義無視が即ち滿洲事變の原因である。然るに其原因を艾除せずして我國に撤兵を強ゆるが如きは、本末を轉倒せる議論である。然かもブリアン議長(佛國外相)は支那の此の不法の要求を容れて、「期限附撤兵勸告案」を附議することに決し、十月二十四日午後五時開會の聯盟理事會は該案を表決に附した。其結果該案は十三對一を以つて不成立となつたが、反對の一票は勿論我芳澤代表である。斯く多數を得ながらも尙ほ該案が成立せざる理由は、聯盟の規約として理事會の決議は滿場一致を要するを以つて、たとひ一票なりとも反對があれば議案が成立しないのである。

斯くして「期限附撤兵案」は聯盟理事會で不成立となつたとは言へ、日本は世界の外交舞臺に於て孤立することゝなつた。しかもこは名譽の孤立である、正義の孤立である、光榮の孤立である。此國難に際し日本國民は舉國一致、國論を統一して之に當るの覺悟をきめたのである。

(四) 帝國政府第二聲明

我軍の期限附撤兵案は、二十四日の國際聯盟理事會に於て我國の一票の反對あつた爲め、全會一致の決議を得るに至らず不成立となつた。而かも同理事會席上西班牙代表其他より、我國の所謂「基本的諸原則」とは如何なるものなりや、との質問が出でたるに對し、芳澤代表は本國政府と打合上の都合の爲と、又た本問題は日支兩國間のみ交渉案件であつて、聯盟理事會

席上にて議すべき性質のものに非ずと見做した爲、其内容を明示しなかつた。内容不明示の原因は何れにあるにせよ、此事は關係列國代表の疑問の焦點となり、殊に宣傳上手の支那政府並其代表は此點を強調して、日本には聯盟理事會に明示する能はざる野心を包藏するが如く攻撃し、且つ列國政府並其代表間にも同様の危懼を抱く者少くなかつた。彼等の憂慮や危懼は勝手なりとするも、元來公明正大の我國の行動に關し斯る誤解を抱かしむるは、我國にも全然責任なしとはいひ難い。よし責任はないまでも、決して得策ではない。こゝに於て帝國政府は外國の斯る誤解を一掃し、我國の態度を宣明し、且つ我國の國策たる所謂「基本的諸原則」を中外に聲明するの必要を認め、十月二十六日午後六時外務省より左の聲明書を發表した。

(五) 日支交渉基本原則

- 〔一〕十月二十二日聯盟理事會に提出せられたる帝國軍隊の滿鐵付屬地内歸還問題、並に日華直接交渉開始問題に關する決議案に對し、日本理事は數項にわたる修正案を提出し、十月二十四日採決の結果右修正案並に決議案はいづれも全會一致の同意を得ずして不成立に終れり
- 〔二〕今次の滿洲事變は全く中國軍憲の挑發的行動に起因せること、帝國政府の累次宣明せる

所にして、帝國軍の少數部隊が目下尙ほ滿鐵付屬地外數ヶ所の地點に駐まるは、帝國臣民の生命財産の保護のため萬已を得ざるに出でたるものなり。固より之れが爲に帝國が紛争解決條件を中國に強制するの手段となり得べきものに非ず。兵力的威壓を以つて、中國との交渉に臨まんとするが如きは毫も帝國政府の豫想せざる所なり。

〔三〕帝國政府はつとに日華關係の大局を考察し、其の密接複雑なる政治的並に經濟的關係を構成する各種の分子中、帝國の國民的生存に關する權益は絶対に之れが變改を許さざるの決意を示し、既に各般の機會に於てこの趣旨を言明せり。不幸にして近時中國に於ける所謂國權回復の運動漸次極端に奔り、且つ排日の思想は諸學校の教科書中公然鼓吹せられて根底既に深く、今や條約又は歴史を無視して、帝國の國民的生存に關する權益さへ着々破壊せんとするの傾向歴然たるものあり。此際帝國政府に於いて單に中國政府の保障に依頼し、軍隊の全部滿鐵付屬地内歸還を行ふが如きは、事態を更に悪化せしめ帝國臣民の安全を危險に暴露するものにして、多年の歴史並に中國現下の國情は明かにその危險の實在を證す。

〔四〕従つて帝國政府は在滿帝國臣民の安全を確保せんが爲めには、先づ兩國の國民的反感及

び疑惑を除くの方法を講ずるの外なきを認め、これに必要な基礎的大綱を中國政府と會商するの用意ある旨、十月十日外務大臣より在東京中國公使宛公文書中に言明し、聯盟理事會にも之を通報せり。帝國政府は時局收拾の途が一に以上の見地に基くべきことを確信し、理事會の討議に當りて終始一貫之を主張せり。其の會商せんとする大綱として帝國政府の考慮する所は、

(一) 相互的侵略政策及行動の否認

(二) 中國領土保全の尊重

(三) 相互の通商の自由を妨害し、國際的憎惡の念を煽動する組織的運動の徹底的取締

(四) 滿洲の各地に於ける帝國臣民の一切の平和的業務に對する有效なる保護

(五) 滿洲に於ける帝國の條約上の權益尊重

に關するものなり。帝國政府は右各項が全然國際聯盟の目的及び精神に合致し、極東平和の根底をなすべき當然の原則なるを以つて、固より世界公論の支持を得べきことを疑はず。聯盟理事會に於いて帝國代表者が、之を議題とせざりしは、其性質上日華直接交渉の問題たる

べきものと認めたるが爲なり。

〔五〕熟ら日華兩國の前途を考ふるに、今日の急務は双方協力して速に時局の收拾を計り、以つて共存共榮の大道に歩を進むるにあり。帝國政府は前顯兩國間に於ける平常關係確立の基礎的大綱協定問題並に軍隊の滿鐵附屬地内歸還問題に關し、中國政府と商議を開始するの用意を有するに於いて今尙變る所なし。

四、外人の事變觀

日本軍の行動は當然

英國天律駐屯軍參謀

シー・コクスリー中佐

日支事變後の滿洲各地を詳しく視察、ついで本月十二日まで天津にあつて事件の推移を冷靜に見てゐたが、支那のなすところは凡て妥當を缺いてゐる。従つて國際道徳上日本輿論の硬化は當然と思ふ。滿鐵線破壊に對し日本關東軍の取つた行動は、既得權擁護並に軍の安全のため

妥當である。特に北支那方面在留歐米人が極度におびえてゐるのは、事變の下サクサに紛れて支那兵が歐米人に害を加へて、之を日本兵の行爲の如く宣傳の具にしようとする氣配があつたことで、このために各國人は内心恟々としてゐる。天津駐屯各國軍人の意見も略ぼ自分と同様である。この點に關しては天津で發行してゐる歐米紙の論調が皆同一である。ジュネーブ邊りで各國代表が種々論じてゐるらしいが、凡て少しも滿洲の實情を知つてゐない。この點は日本當局が大いに考慮すべきだと思ふ。

日本は正道を行く

上海發行米紙「遠東雜誌」社長

ジョージ・ビー・リー

日清戰爭の結果、遼東半島は一旦日本の物となつたが、露、獨、佛三國干涉のため三千万テールの金と引換へに支那に返した。次いで露支密約により滿洲は事實上露國の領土となつた。夫れから日露戰爭の結果、日本は露國から滿洲に於ける權利及び鐵道を譲り受け、其の開發のため多大の資本を投じてゐるので、それを保護する必要上、一九一五年支那と條約を結んで租

借期間を更に九十九年に延ばした。これが所謂二十一ヶ條の要求で、最近支那は威壓による契約であるからそれは無効だと言出した。今日に於ける日支の紛争は、偏にこの條約の效力の有無に係つてゐるやうである。しかし支那が從來のいきさつ、即ち歴史を無視してたゞ二十一ヶ條丈けを論争の種に、ヴェルサイユ會議、ワシントン會議と事ある毎に、夫れを持出すのは無理である。そんな事をいへばかの日本の遼東還附も、三國の威壓による契約であるから、日本は支那に三千万テールを現金で戻さへすれば、遼東半島は永久に日本の領土である譯だ。

日本は滿洲に十五億圓の投資をなしてゐるばかりではなく、其の經濟的必要、國防の安全、國家の名譽と威嚴をかけてゐる。日本に取つてこの一九一五年の條約を廢棄することは國家的自殺ともいへる。こゝにまた日支紛争の源があるのである。この滿洲に於ける日本の既得權問題が解決されなければ、日支通商も日支親善もあり得ない。中村大尉事件、萬寶山事件、朝鮮に於ける支那人虐殺事件、其他三百餘件が日支間に未解決のまゝ残されてゐる。支那は其解決策として國際聯盟、ケロツグ不戰條約その他世界の同情あるものを利用して日本の武力を封じ、一方ボイコットを以つて日本を經濟的に壓迫しようとしてゐる。日本は事、滿洲の既得權に關

する限り、絶対に第三國の干渉を排撃し、必要とあれば全世界をも相手取つて争ふことを辭せないと誓つてゐることを、支那は忘れてゐるのである。

しかのみならず支那はケロッグ・ブリアン不戦條約について、重大な見落しをしてゐる。即ちこの不戦條約には、自己防禦及び既得權擁護の權利の場合が、保留されてゐることを見落してゐるのである。日本の滿洲に於けるは尙ほ英國の印度及びエヂプトに於ける、米國の中米地方に於ける、佛國のモロッコに於けるが如きものである。これは單なる政略、政黨或は個人の問題ではなく、實に一國の運命に關する問題である。自己保存といふ生命に關する本能に基いてゐるのである。滿洲に於ける支那の宗主權は、日本と雖も認めてゐる。然らば支那は其宗主權を如何に行使したか、國際の信義を重じたか、滿洲の福利を計つたか、治安を維持したかまた外國資本から成る企業を保護したか——滿洲に於ける支那の權力の濫用は近代稀れに見る圖である。然るに日本は滿洲に十五億圓を投じてその地方の繁榮に努めて來たが、あのまゝでは無に歸せんとしてゐるのである。滿洲の官憲は七十億ドルもの無價値な紙幣を發行して、農民から穀物を取上げ、それを現金に代へて巨大な軍隊を養ひ、將軍連の私腹を肥してゐた。

支那は盛んに國際道徳を説くが、日本の事實を以つて説くところも聽く者をしてうなづかせるところがある。支那は日本の侵略を説き不戦條約違反だとするが、日本からして見れば自己防禦から出た行爲、即ち正當防禦といふだらう。元來國際公法なるものは國際の傳統、習慣及び力から成るものであつて、口先ばかりの理由ではない。支那は自己の外交を支持する力を以つてせず、ボイコット、ストライキその他の排外運動なるものを武器として戦ふ。支那は常に國內で戦争ばかりしてゐて、殊に自分の國を治めないで、外國の干渉を排撃するが、外國と事が起ると第三國の干渉を希望してゐる。今日の紛争の種は支那が蒔いたやうなものだ。即ち國內を治めず國家の權力に伴つて存する義務を怠つてゐた結果である。一九一九年以來、一強國として建直すに足る金額を浪費し、五百萬の大軍を抱きながら、外敵を防ぎ得ず、日本軍の十倍に當る兵隊を持つてゐながら、強い隣國が弱い國をいぢめると世界に泣きつき、國際聯盟に物々しい言葉で訴へても仕方のないことだらう。

滿蒙は日本の生命

英國の極東通

ブランド

(イヴァニング・スタンダード紙掲)

華府會議後、極東に於いては新なる形勢が展開した。日英同盟の終末を期として米國の輿論の傾向は、明かに日本のこの特殊地域に挑戦するやうになつた。世界大戰の反動として起つた樂觀理想主義の新しい世界にあつて、孤立の危険に直面した日本の政治家等は、斯る國際的空氣に従つて支那國民主義者の國民的要望に同情を表明しつゝ、英米に追従して支那に對する辛抱強い協調政策を取ることを餘儀なくされた。しかし日本は如何なる讓歩をなすとも、未だ一刻も滿蒙に於いて所有する經濟上及び戰略上の特殊の地歩を放棄することなかつたのである。

日本は以上の權益に就いては英國が印度やエヂプトに於て其位置を擁護し、又た米國がモンロー主義の適用を擁護すると同じ理由で、之を不可侵なりとし、又た之を擁護する道徳的理由ありとなしてゐる。

今回の事件の直接原因は稍々複雑だが、第一は清朝の没落後支那は主として國民黨の手に歸したること、第二、最も重要なことは、英米が近年取り來つた主義政策の結果として、不幸にも支那の識者等は自らの解釋による「人種平等」及び「主權」の觀念と相反する如き條約や協定を侵害することは勝手であり、又た廢棄することも隨意であると考ふるに至つたことである。若し支那が英國及び他の條約國に對し、同じ手段を用ゐて成功してゐなかつたならば、支那は決して日本の滿洲に於ける條約上の權益を無効なりとする獨りよがりの要求を持出したり、又煽動的新聞宣傳をなして中村大尉事件の不祥事を引起す程の暴行沙汰には至らなかつたであらう。又た彼等の斯る過激なる政策は國際聯盟の慈悲的、同情的態度及び一朝重大事に立至れば聯盟の干涉、望むらくは米國の干涉にすぎり得るとの觀念によつて更に刺激され大膽にされたのである。更にもう一つ、日本政府が今回膺懲的態度を取つたにつき、見逃してはならない點がある。それは聯盟が常に見逃してゐる點であつて、支那には現在二つの互にせめぎ合つてゐる政府が存在するといふことである。廣東政府は南京から蔣介石及び其一黨を放逐して、廣東

派の手に全權を收めるためには、其外交部長陳友仁を東京に特派することを躊躇しなかつた。日本政府は此特使と正式の關係あるを、否定するに苦心してゐたが、不思議にも此特使事件が日本政府の滿洲に於ける權益擁護政策採用、並に南京政府の主なる協力者張學良との關係斷絶と、時を同じくして起つたといふ事實が嚴存する。此點では日本政府は明に支那の内訌につけ込んで、急速に係争問題を一舉に結末をつくべく、漁夫の利を得んとしたのではないか。

蔣介石の對日宣戰の警告の如きは、どうせコケおどしで、結局は面目をつぶさない交渉といふことでケリがつくであらうが、若し今回の事件の結果、關係列國をして既に一九三〇年英國の實業家等に到達してゐた結論、即ち「支那に於ける外國人の地位は支那側の侮蔑に甘んじてゐたのでは、結局悪くなるばかりで、決して改善されるものでない」といふ結論は、今回の事變に意義あるものといふべきである。日本が今回取ることを餘儀なくされた強硬政策は、吾人が一八四二年阿片戰爭、一八六〇年英佛同盟年の北京攻撃と同様、たゞ單に右の簡單なる事實を認識し能はざりしに基くものである。

第二章 滿蒙と我國との史的關係

一、日清戰爭より日露戰爭迄

吾等の當面する所謂滿蒙と我國との關係は、之れを歴史的に觀れば、日清戰役に依つて始めて開始されたと言つて可い。同戰役の結果として我國が遼東半島を清國より割讓され、開國以來始めて東亞大陸の一隅に地歩を獲得したことは、明治時代に於ける我民族の飛躍と膨脹とを如實に物語ると共に、我國家としても東洋平和の維持、支那領土の保全及び滿蒙に於ける我權益擁護に對する新使命を實現する上に、眞に重大なる意義を有するものであつた。しかのみならず遼東半島の割讓は日清戰勝の當然の歸結であり、且つ日清兩國間の條約上の合法的收獲でもあつた。此の當然の歸結、合法的の收獲も、不法なる露、獨、佛の三國干涉に依り、之を清國に還附せざるを得なかつた。然るに其後幾くもなく露國は露清祕密條約を締結して、まゝまゝと之を其手中に奪取した。我國民の臥薪嘗膽の忍辱史はこゝに其端を發し、我國と滿蒙との關

係は益々密接の度を加ふるに至つた。

滿蒙と我國との眞の關係史は、明治二十八年三月清國全權大使李鴻章と我全權伊藤博文、陸奥宗光との間に締結された下の關係約に始まる。該條約の條文は頗る廣汎に亘るものであるが、其重點は、(一)朝鮮の獨立の確認、(二)遼東半島、臺灣諸島、澎湖列島の割讓、(三)償金二億兩の支拂、(四)沙市、重慶、蘇州、杭州の開港等であつた。けれ共當面の滿蒙問題に直接關係を有するは同條約第二條の左の一項である。

(一) 下の關係約

第二條 清國は左記の土地の主權並びに該地方に在る城壘、兵器製造所及び官有物を、永遠に日本國に割與す。

一、左の經(境)界内に在る奉天省南部の地。

鴨綠江口より該江を溯り安平河口に至り、該河口より鳳凰城、海城、營口に亘り、遼河口に至る折線以南の地。併せて前記の各城市を包含す。而して遼河を以つて界とする所は、該江の中央を以つて經(境)界とすることゝ知るべし。

遼東灣東岸及び黃海北岸に在りて、奉天省に屬する諸島嶼。

所謂遼東半島の割讓とは此の二條を指すものであつて、我國と滿洲との權益的關係は之に依つて始まるものである。

然るに豫ねて東漸南下の野望を抱いてゐた露國は、我國の遼東半島占領が其滿洲併合政策を歸空せしむるを見て之に反對し、露佛同盟を利用して先づ佛國を誘ひ、更に獨乙をも誘ひて、明治二十八年四月二十三日三國聯合の形式を以つて、該半島の還附を我國に迫つた。露國の勸告書なるものに曰く、

露國皇帝陛下の政府は、日本國より清國に向ひて要求したる媾和條件を査閲するに、遼東半島を日本にて所有することは常に清國の首府を危うするのみならず、是と同時に朝鮮國の獨立を有名無實と爲すものにして、右は將來極東の永久平和に對し障害を與ふるものと認む。よつて露國政府は日本天皇陛下の政府に向ひて、重ねて其誠實なる友誼を表せんがため、茲に日本政府に勸告するに遼東半島を確然領有することを放棄すべきことを以つてす。

佛國及び獨乙も亦、之と同様の勸告書を我國に送つて來た。所謂三國干涉とは此事である。

露國の勸告書は表面友誼的忠告状であるが、事實は威嚇的強迫状である。若し此勸告に従はざれば、露、佛、獨三國は相提携して日本を討伐するぞといふのだ。何んたる暴慢無禮の言であらう。殊に我國の遼東半島領有を目して、「極東の永久平和に對し障害を與ふるものと認む。」と反對しながら、同國は幾くもなくして自ら之を領有したのである。我國民が上下齊しく憤慨したること勿論である。けれ共此の勸告を拒絶すれば、我國は三國を相手として戦はねばならぬ。當時我國は清國と戦つて創痕未だ癒えず、國力亦た疲弊し、且つ陸海軍は到底露國の敵でなかつた、況んや三國を敵とするに於てをや。暫く隱忍自重だ、臥薪嘗膽だ。即ち我國は涕を呑んで同五月五日左の回答書を三國に送つたのである。

日本帝國政府は、露、獨、佛三國政府の友誼上の忠告に基づき、奉天半島（即ち遼東半島）を永久に占領することを拋棄することを約す。

之にて我國が折角極東大陸に得たる地歩も、滿洲の權益も空しく拋棄せざるを得なかつた。當時露國の支那に對する野望は、殆んど底止するところを知らなかつた。露國は「極東の永久平和の爲」我國より遼東半島を支那に還附せしめながら、自ら之を占領せんとする計畫を樹立

した。露國の支那に對する慣用手段は、先づ之に恩を施して後ち之が代償を求むるといふ筆法で、露國は我國と支那との間に締結された下の關係約中、支那の戦費賠償金二億兩、遼東還附代償金三千萬兩の負擔が、三ヶ年以内に皆済するに於ては利子を免除すべしとある箇條に着目し、露國は直ちに右戦費賠償金と、遼東還附代償金との金額を支那に貸附けたるを始めとして、日清戦後の露國は機會ある毎に支那の歡心を買はんとした。且つ日本に對する三國干涉の露國の恩を強調すると共に、將來日本の侵略を防止せんとせば、露支相提携するの外他に途無きを説き、當時戦敗の恨を呑んでゐた支那を誘惑し且つ威嚇した。露支の提携は斯くして漸く密接となつた。

然るに露國は一旦機の熟するを見るや、直ちに羊皮を擺脫して虎狼の爪牙を現はした。一千八百九十六年露國皇帝ニコラス二世が露都に戴冠式を擧ぐるに當り、時の駐支露國公使カシニは支那政府に對し、支那が三國干涉、遼東還附に際し露國の援助を受くること多大なりしに拘らず、之れに對し毫も酬ゆる所なきを責め、今回の戴冠式には李鴻章を派遣すること、且つ李に露國政府と交渉し必要の場合には條約を締結する權限を與ふること、三國干涉報酬問題も

亦た同時に解決すべきこと等を強要した。一度び露の恩を買つた戦敗の支那は、遂に之に聽從せざるを得なかつた。李鴻章が露國に到達すると共に、當時露國の有名な東洋通であつたウキツテは之を接見して、露國は將來永久に支那の領土保全政策を放棄しないこと、支那は將來日本其他と戦争する場合、露國の援助無くしては到底其領土を保全する能はざるべきを強調し、強要し、威嚇して、一千八百九十六年五月遂に、我日本に取り殆んど致命的ともいふべき、所謂「李鴻章、ロバノフ密約」と稱する、日本に對する露支攻守同盟を締結したのである。同密約は我が滿蒙問題に對し、直接間接に重大の關係を有するを以つて、其の概要を左に引照する。

(二) 露支の對日攻守同盟

第一條 東方亞細亞に於ける露國領土に對すると、又は支那若くは朝鮮に對するとを問はず、日本國の企つる一切の侵略は、必然的に本條約の即時適用を招來するものと認む。

右の場合兩締約國は、其當時兩締約國が使用し得る一切の陸海軍を以つて相互に支持し、且つ各締約國の兵力に對する糧食供給の爲、成るべく多くの援助を爲すことを約す。

第二條 兩締約國が共同作業を執るに至りたる時は、他方國の同意を得るに非ざれば敵國と

平和條約を單獨締結することを得ず。

第三條 軍事動作中、支那國一切の港は、必要な場合に於て露國軍艦に開放せらるべく、露國軍艦は右港に於て其の必要とする一切の援助を支那國官憲より受くるものとす。

第四條 支那國政府は露國陸軍が侵略せらるゝの虞ある地點に到達することを容易ならしめ、且つ其抵抗手段を確保する爲、支那國黑龍江省及吉林省を横斷して、浦鹽斯德方面に一條の鐵道線を建設することに同意す。該鐵道の露國鐵道との連絡は支那國領土又は支那國皇帝陛下の主權を侵害するの口實と爲らず、該鐵道の敷設及經營は、露支銀行に之を許與し、且つ之が爲、締結せらるゝ契約の條款は、露國駐劄支那國公使及露支銀行間に於て正式に商議せらるべし。

第五條 戦時に於ては第一條所定に依り、露國は其軍隊の輸送及軍隊に對する糧食支給の爲、第四條所定の鐵道を自由に使用することを得。平時に於て露國は其軍隊及軍需品の通過輸送の爲、戦時と同一の權利を有す。但し途中停車は輸送事務の必要を理由とする場合の外之を許さず。

第六條 本條約は第四條所定の契約を支那國皇帝が確認したる日より實施さるべく、右實施の日より十五年間に亘り有效とす。右期間終了前六箇月に於て、兩締約國は本條約の更改に關し商議す。

右は露支兩國間の密約である、明文に示してある通り、日本に對する露支兩國間の攻守同盟的秘密條約である。夫故該條約の有効期間十五年間は兩國間に絶對秘密に附せられ、世界は勿論、攻守同盟の標的國たる我日本國も、其のほひさへ嗅ぎ得なかつたのである。該條約は期限滿了後、其締結者たる李鴻章の長男にして、當時英國公使たりし李經邁に依つて始めてデーリー・テレグラフ紙上に發表され、我國の上下を驚倒せしめ、震駭せしめたものである。日清戦後支那は如何に露國の壓迫があつたにせよ、之と結んで我國に對し攻守同盟を密約したのである。而して日露戦争當時に於ては、我國は露支兩國間に斯る憎むべき、恐るべき密約が嚴存することを毫も感知しなかつたのである。若し日露戦役中、或は同戦役直後、我國が此の密約を感知して居たならば、滿蒙に對する我が戦後處分も大に異なつたであらう。それは兎も角、數十年前我國に對し露國と攻守同盟を結んだ支那が、今日再び同じ同盟を結ばずとは誰れが保

證する。現に支那政府は近時頻りに秋波を露國に送り、我國の滿蒙に於ける權益を奪取せんとしてゐるではないか、此事は更に稿を改めて書くことにする。

支那が露國の強壓に對し容易に屈伏せるを見て、三國干涉の露國の相棒たる獨逸は直ちに食指を動かした。其の東洋艦隊は一千八百九十七年、突如として膠州灣を占領したのである。流石の支那政府も之には周章狼狽を極め、例の他力本願主義を發揮して、秘密條約國たる露國に縋り、獨逸の侵略を阻止せんとした。けれ共露と獨とは元來同穴の狐である、三國干涉當時から兩國は既に他日の相互行動を密約してゐたのである。夫故露國は支那の要求を容れなかつたのみではない、獨逸が膠州灣を占領したるを口實とし、且つ支那に於ける列國の勢力均衡を理由として、直ちに旅順を占領するに決し、其のシベリア艦隊は白晝、傍若無人にも旅順港に入り之を占領して了つた。三國干涉に依り恨を呑んで遼東半島を支那に還附した我國は、還附後間もなく露國が公然旅順を占領せるを見て、國論沸騰し、政府も直ちに露國に對し、我國防上默認する能はざる旨を抗議したが、當時既に眼中に日本國なき露國は之に一顧も與へず、我が抗議を一蹴した。斯くして露國の野望は益々露骨となり、一千八百九十八年三月、遂に清國を

強要して所謂パプロフ條約と稱する滿蒙に關する有名な條約を結んだ。該條約は非常に廣汎なものであるが、其後我國の滿蒙に於ける權益は、該條約の權益繼承に歸因する點甚だ多く、所謂蒙滿問題の源流をなすものであるから左に之を摘記する。

(三) 遼東半島租借條約

第一條 支那は露國が海軍根據地として旅順港及大連港並右兩港接續の兩水面を租借して、自由に處分し得べきことを認む。

第二條 租借地域の境界は大連港より北方に向ひ、陸上に於て右地域の十分なる防禦を確保するに必要な地點に亘る。其境界は別に之を定むべく、該地域内に於て露國は排他的權利を享受す。

第三條 租借期限は本條約調印の日より二十五年とし、右期間後更に露國政府との互認に依り之を延長することを得。

第四條 前記期間中、租借地域及其の接續領土の上に於ては、陸海軍の統率並最高行政は全然之を露國官憲に引渡す。

支那陸軍は右地域に入ることを得ず。

第五條 前記租借地域境界の北方に中立地帯を設置す。右中立地帯の境界は、別に之を決定す。該地帯内に於ては行政は支那官憲之を專管すべく、支那陸軍は露國官憲の同意を経て、右地帯内に入ることを得。

第六條 専用軍港、(即ち海軍港)たる旅順港は露國及支那國船舶のみ之を使用し、且つ他國の軍艦及商船に對しては閉鎖港たらしむ。大連港に關しては、灣内の一港にして旅順港の如く露國及支那軍艦専用の爲に特設せらるゝものを除き、該港は外國貿易開港場とす。

第七條 露國政府は租借地域上に自由に陸海軍の爲に必要な一切の建物を建設し、特に旅順港及大連港に於て要塞を建設し、大要塞内の兵營を維持し、且一般的に所定地域を適當に防禦すべき一切の必要ある措置を執ることを得。

第八條 一千八百九十六年東支鐵道會社に許與したるコンセッションは、本條約調印の日より、本線所屬の一停車場より大連港まで、及必要と認むる場合には、該本線より營口、及鴨綠江間沿海地點迄敷設せらるべき接續支線に對し之を擴張す。

吾等は此の露支間の「遼東半島租借條約」を讀んで、今日尙ほ啞然たらざるを得ない。曩に極東平和の爲めと稱する美名好辭の下に、我國より遼東半島を支那に還附せしめた三國干涉の張本人たる露國は、いくばくも無くして同じ遼東半島を自ら支那から租借したのである。日本の遼東半島占領は極東の平和に害ありて、露國の同島占領は極東平和に害が無いといふのである。一度羊皮を擺脫した露國は、最早や世界に對し、日本に對し、寸毫も顧慮するところ無い。其毒爪は益々深く支那に及び、日本の生存權は風前の燈火にも等しい。此の傍若無人の露國の行動に對し、我政府及國民は憤激の極に達したが、不幸にして當時我國は戦後國力疲弊し、到底露國に對抗するの餘力を有せず、恨を呑んで空しく臥薪嘗膽の幾年かを送らざるを得なかつた。僅かに英國の威海衛租借を承認して、暗に露國の東洋に於ける飛躍を掣肘せんとする外途がなかつた。其間露國は極力旅順要塞の永久的防備を完成し、一面着々として東支鐵道より南滿線の敷設を急いだのである。

此間に突如として勃發したのは北清事件であつた。北清事件は、露國の滿洲政策完成に取りては千載一遇の好機であつた。各國聯合軍が義和團匪に對し共同作戰を講じつゝあつた中にも、

獨り露國のみは各國の共同動作に對して、再三實行不可能の撤兵を提議し、且つ其他支那の歡心を買はんとしてあらゆる手段を講じた。是れは先きにも述べたやうに露國の常套手段であつて、其次ぎに来るものは必ず彈壓である、恫喝である、果然一千九百二年二月、露國と支那との密約案なるものが、倫敦タイムズ紙上に曝露された。其要點は

- 一、露國鐵道守備兵の存置
- 一、滿洲に於ける支那軍隊に關する制限
- 一、滿洲に於ける支那官吏任免に對する露國の發言權

等であつて、要するに露國は滿洲に於ける事實上の主權を握らんとするものであつたが、當時の支那は國力益々疲弊し、到底露國の此の野望を阻止するの實力を有しない。然かも滿洲に於ける露國の如上の優越權は、事實上我國の國防を根底より破壊し、且つ自衛權を奪去るに等しきものなるを以つて、我國は支那政府に對し嚴重なる警告を發し、其反省自重を求むる所あり、世界の輿論もまた露國の此の傍若無人の侵略に反對した。流石の露國も時利あらずと見て取り、一時其鋒鏃を收めて露支密約案を撤回せるが如く装うた。然かもこは勿論一時の欺瞞策

に過ぎない。露國の東邦政策は其後益々露骨となり、武力的となり、たゞに滿洲のみならず、朝鮮をも其勢力圏内に掌握せんとする野心明瞭となりたるを以つて、我國は之を防止する爲め日英同盟を締結し、更に國運を賭して露國に宣戰を布告したのである。我軍陸海に於て連戦し、海上に於ては露艦を全滅し、陸上に於ては露軍をハルピンに驅逐した。斯くして米國大統領ルーズヴェルトの努力に依り、一千九百五年末、日露間にポーツマウス條約が成立した。該條約は今日に於ける我國の滿蒙に於ける權益の大部分を包含するもので、滿蒙關係事件は大要左の通りである。

(四) ポーツマウス條約

一、關東州の租借權

露國政府は支那政府の承認を以て、旅順、大連、並其附近の領土、領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成する一切の權利、特權を日本國政府に移轉讓與す。

二、南滿洲鐵道及其の附帶權利

長春、旅順間の鐵道及一切の支線並同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産並

同地方に於て該鐵道に屬し、又は其の利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑を補修を受くることなく、且つ支那政府の承諾を以て日本政府に移轉讓渡す。

以上は我國が直接に露國から讓渡を受けた權益であるが、更にポーツマウス條約締結後、明治三十八年十二月に至り、日清兩國間に日清滿洲善後條約が締結された。其主要點は我國が露國から讓渡を受けた權益を支那政府が承認すると共に、我國は同條約に依り、更に新に左の權益を支那政府から得たのである。

(五) 滿洲善後條約

- 一、開市の約諾（遼陽、長春、吉林、哈爾濱、チ、ハル等十五都市）
- 一、鐵道守備兵に關する權利、即ち一吉米毎に平均十五名以内
- 一、安奉線改良經營の承諾
- 一、南滿洲鐵道の材料に對する各種税金及釐金の免除
- 一、營口、安東、奉天に於ける日本居留地設定
- 一、日清合同材木會社の設立

一、滿鮮國境貿易に關する特惠關稅

尙ほ右日清善後條約に附屬して、日支間の秘密議定書があるが、其内容は左の如きものである。

一、吉長鐵道は支那自ら募集したる資金を以て之を建設すべし、但し支那は所要金額の約二分の一に相當する資金の不足額を日本より借入るゝことを同意す。

一、日本の建設したる奉天新民屯間の鐵道は、之を支那に譲り渡すべく、其價格は兩國政府の任命する委員協議の上、公正に之を決定すべきものとす。支那は之を自國の鐵道として線路を改築すること、並遼河以東の線路に要する資金の半額を、年賦償還十八年の期限を以て日本の會社より借入るゝことを約す。

一、南滿洲鐵道の利益を保護する爲、支那政府は同國が右鐵道を回收する以前に於ては、右鐵道附近に於て又は之と平行して其利益を損ふべき本線又は支線を建設せざることを約す。

以上の歴史的事實を通觀して一目瞭然たる如く、遼東半島は日清戰爭の結果として當然我主權下に屬したるものなるに拘らず、三國殊に露國の干涉に依り清國に還附せしめられたのであ

る。而して三國干涉の理由は我國の遼東半島占領は、極東の平和を攪亂するものなりとの口實であつた。然かもこは露國の一片の好辭に過ぎず、實は我國の同半島占領は露國宿年の野望であつた旅順大連南下策が、之が爲めに遮斷さるゝが爲めであつた。故に日本が同半島から撤退するや、直ちに之を租借したるのみならず、同地と東支鐵道間に既記の權益を獲得した。然るに日露戰役に伴ふポーツマウス條約は、露國が支那との條約に依り滿洲に得たる全權益を日本に讓渡繼承し、更に我國は支那との條約に依り、右露國から繼承したる全權益を、改めて支那から承認を受けたものである。以上の權益は悉く條約の明文に依り保證され、確認されたもので、相手兩國の承認を得ざる限り、ほしきままに一方締約國のみの意志を以て、破棄は勿論、變改することの出来ない性質のものである。然るに近年支那は日本の此の既得權益を奪取せんとして、あらゆる亂暴狼藉を敢てし、遂には排日、侮日に依り搦手より之を強奪せんとしてゐるのである。今回の滿蒙事變の原因は要するに、我國が條約の明文に依り確保されたる權益を、支那が不法手段を以つて奪取せんとすることに胚胎するは第一章以下屢記の如し。

二、日露戦争より世界大戦後迄

(一) 日露戦後の三期

日露戦争より世界大戦後に至る迄の我が滿蒙政策は、之を三期に區別することが出来る。即ち第一期は、日露戦争直後に於ける支那との各種交渉の完了である。之に依りて我國の權益の基礎を確立した時代である。第二期は、諸外國特に米國が我滿蒙政策を嫉み之が進展に妨害を試み、支那亦た之に附隨して我が勢力を滿蒙の地より排除せんとせるも、我國は斷々乎として之に對抗し終始一貫主張を貫徹した時代である。第三期は、世界大戦の期間であつて、歐米諸列強は悉く國家の興亡を賭して軍事に没頭し、我滿蒙政策に對しても干渉すること出来なかつた時代である。

第一期間の事件に關しては、更に改めて我特殊權益の項下に詳説するところあるべく、第二期に關しては米國の對滿政策に關係し、直接本篇とは關係なきを以つて略す。たゞ此期間に於て看過すべからざる事は、支那が外國の後援に依り法庫門鐵道の建設を企て、我國が條約に依りて確保したる權益に對し、始めて侵犯を試みて失敗した事である。此事は爾來支那が幾度か我權益を侵犯したる好適例なるを以つて、少しく詳述する所あらう。

西紀一千九百七年支那政府は其國有鐵道を京奉線上の新民屯を起點として、内蒙古東南の關門たる法庫門に延長せしむる計畫を立て、之に要する資金の借入並に工事の請負を、英國のボーリング協會に交渉した。此鐵道の表面の目的は該地方の開発と、蒙古地方の物資を吸収するに在りと稱するも、内實は滿鐵に對する競争線に過ぎないのみならず、我國が露國より繼承したる權益並に其後日清善後條約に依り獲得したる權益を、全然無視したものである。即ち西紀一千八百九十八年四月露支間に締結せられたる旅大租借に關する露支條約第三條に依れば、東支南線鐵道の便益を受くる全地域内に於て、外人に對し鐵道敷設の特許を與へざることが約定してあり、且つ此權益は改めてポーツマウス條約に依り日本の繼承する所となり、日清條約に依り支那が承認したものである。且又滿鐵に對する平行線の禁止は、日清善後條約秘密議定書中にも規定してある。従つて此の法庫門鐵道の建設は、いづれの點よりするも明に條約違反である。故に我政府は直ちに支那政府に向つて抗議する所あつたが、支那は英國の後援があると

ころから容易に我抗議を聞き入れなかつた。然るに支那の態度が餘りにも無法であり、且つ英國を笠に着て我國に楯附かんとする條約違反的行爲に愛想を盡かした英國は、將來支那が同一の筆法を以てやがて英國に臨むべきを豫知し、遂に同鐵道より手を引くことになつた。斯くして日本は勿論一時世界の注目を惹いた法庫門鐵道も、遂に暗から暗に葬られ去つた。

第三期は我國の滿蒙政策が其の黄金時代に到達した時代であつて、所謂「二十一ヶ條」は此時代の産物である。以下少しく、「二十一ヶ條」に就いて詳述する所あらう。

(二) 所謂二十一ヶ條

日支條約中、此の二十一ヶ條程問題を惹起したものは少い、たゞに日支間の外交關係のみならず、日本の對世界關係に於ても、此の二十一ヶ條問題は絶えず紛擾を惹起した。今回のジ・ネーブの國際聯盟に於ても、支那側は機會ある毎に此の二十一ヶ條を持出して、日本の滿蒙に於ける權益全部は強壓に依つて獲たるもの、従つて正當の條約に依つて獲たるものでないから、此條約は遵守する必要がないと主張してゐる。然らば所謂「二十一ヶ條」とは如何んなものか。此質問に對しては外國人は元より、日本人中に於ても之れを明瞭に知つてゐるものは甚だ少い。

殊に二十一ヶ條中の大部分は既に削除され或は改廢されて、現に残存するは僅に五ヶ條に過ぎないといふ事は殆んど知る人がない。嘗つて此の二十一ヶ條問題が帝國議會の問題となり、時の政府反對黨が盛んに該問題を提げて外相加藤高明氏に突撃を試みた事がある。然るに加藤外相は冷靜の口調を以つて、「諸君の所謂二十一ヶ條とは何か、便宜の爲め逐條的に舉げて質問せられたい。」と逆襲した事があるが、當時一人として加藤外相の要求に應じ得たものがなかつた。事程左様に該問題に對する世人の認識が缺けてゐるのであるから、外國人が其の内容を知らず、且つ歐米人の無智を利用して支那政治家が、之を以つて日本攻撃の唯一武器とするのは敢えて怪しむに足らない。然らば「二十一ヶ條」とは如何んなものか。

前項にも屢述した通り、我國の滿蒙に於ける權益は大別して之を二種に區別することが出来る。即ち其一は日露戰役の結果として我國が直接に露國から繼承し、且つ間接に支那の承認を経たるものである。其二は其後日本が直接支那と交渉して得たもので、所謂「二十一ヶ條」は其主なるものである。該條約は元來文字の示す通り二十一ヶ條から成立したものであつたが、ワシントン軍縮會議其他の場合に於て幾度か削除又は改廢され、現存するものは僅かに五ヶ條

に過ぎない。故に現在は「二十一ヶ條」ではなくして「五ヶ條」である。残る十六ヶ條には最も重要な山東問題等も包含してゐたのだが、此等は全部削除されて今は無い。試に「二十一ヶ條」原文の内容を掲げれば左の通りである。

(三) 二十一ヶ條原文内容

(一) 原文第一 (一條より四條に至るもの) 山東に關する件を規定し、青島戰爭後に於ける日獨協定の承認、山東不割讓の約定、芝罘又は龍口と膠濟鐵道との聯絡、山東省商埠地の開放等。

(二) 原文第二 (五條より十一條に該當するもの) 本項は南滿洲及東蒙古に關する件を規定せるものである。原文は七ヶ條から成り、其の第一は旅大、滿鐵及安奉線の租借延長、第二は商工、農業の經營に必要な土地の賃借權又は所有權(確定條約の商租權)、第三は居住、從來、營業の自由、第四は豫定諸鑛山の採掘權、第五は鐵道及借疑に關する優先權(但し排他的に非ず)、第六は顧問聘用、第七は吉長鐵道の管理經營委任である。

(三) 原文第三 (十二條及十三條) 本項は漢冶萍公司に關する件を條約としたもので、原文

二ヶ條から成り、從來の我國の製鐵所が其材料を購入せる同鑛山事業に對し日支合辦を原則として則定したものである。

(四) 原文第四 (十四條に該當す) 支那沿岸の港灣及島嶼を他國に讓渡又は貸與せざること

を規定したもの、所謂支那領土保全の精神である。

(五) 原文第五 (十五條より二十一條に該當す) 原文は七ヶ條より成り、全部『希望條項』であつて強制的のものでない。其の内容は第一、中央政府顧問の聘用、第二、日本の病院、寺院及學校に對する土地所有權の承認、第三、日本との關係緊切なる地方の警察の日支合同、又は日本人聘用、第四、一定兵器の供給契約又は日支合辦より成る兵器廠設立、第五、南支諸鐵道敷設權許與(臺灣海峽保安の爲)、第六、福建省に於ける諸企業に關し我が資本家の投資優先權、第七、日本人の布教權承認。

以上列記し來れば、「二十一ヶ條」の内容は極めて穩健であると共に極めて平凡である。何等の無理もなければ、強壓がましい箇條もない。假りに原文二十一ヶ條全部を今日其儘活用してゐるとするも、支那人から彼れ是れ言はるべき筋合のものでない。況んや過去五六十年間、支

那に對しあらゆる暴力と強壓を壇まゝにした歐洲人などが、毛頭容喙する権利のある筈がない。然るに此の當然極まる所謂二十一ヶ條中、最後の七ヶ條は單に希望條項であつて確定條約でない、更に他日の交渉に譲るべき旨を記録に残したに止まる。而して此の保留條項全部は、華盛頓會議の席上に於て之を撤回したから、もう此の七ヶ條は抹殺されてゐる。第一の四ヶ條は山東に關するものであるから、山東が支那に還附さるゝと共に全部自然消滅した。其他の各項に於ても既に解決済となりたるもの、或は改廢したのものもあり、現在に於て效力を有するは二十一ヶ條中、原文第二の南滿及東蒙古に關する件中の四ヶ條と、原文第三の漢冶萍公司に關する件中の一項位に過ぎないのである。要するに問題は二十一ヶ條の是非ではなく、二十一ヶ條中僅に残された五ヶ條、即ち日本が日清戰役以來幾十萬の生命と幾十億の資本とに依つて、築き上げた滿蒙の權益を失ふか否かといふことである。此の當然の權益喪失に依り、我國が殆んど亡國的危险に當面せなければならぬといふ事である。

(四) 現存は五ヶ條のみ

二十ヶ條條約中、今尙效力を有する五ヶ條の大意に就いては既記の如くなるが、更に之れを具體的に列記すれば左の通りである。尙ほ右五ヶ條中に包含する我國の權益は滿蒙に於ける我が全權益の樞核を爲すものであるから、更に稿を改めて「滿蒙に於ける我が特殊權益」の一項中に詳述することにするが、此處では記述の順序上其大意を示すこととした。

(一) 旅大租借期限及滿鐵、安奉線の期限延長

旅大租借とは旅順大連の租借のことで、其期限は露支條約に依れば二十五年であつた。露國の意向では租借は即ち割讓の意味、而かも永久割讓の意味であつたから、其年限の如きは二十五年でも十年でも問題でない。一旦手に入れたら最後未來永劫離さぬのは舊露國のやり口で、勿論支那に對しても同一筆法を取つたのである。日本には斯る野望が無いから、列國並みに九十九年としたのである。滿鐵及安奉線の租借期限も同様、前者は二〇〇二年、後者は二〇〇七年に於て滿期となし、同時に露支條約に依る「運轉開始後三十六年にして支那に買戻權の生ずべき」云々の件を取消した。

(二) 南滿洲及東部內蒙古の開放

南滿洲に於て日本國民は各種商工業上の建物を建設し、又は農業を經營する爲め、必要な

る土地を商租する權及自由に居住、往來して各種商工業其他の業務に従事する權、及東部内蒙古に於て、支那國民との合併に依り、農業及附隨工業の經營をなすの權を獲得した。同時に一方日本人は右の特權と共に、支那警察法令及課税に服従するの義務並兩國民間に纏はる土地に關する民事訴訟は、彼の國の習慣と法律とに依り、兩國より派出する委員の共同審判に服するの義務を負ふことを認めた。

(三) 諸契約の根本改訂

支那國政府は、從來支那と外國資本家との間に締結したる鐵道借款契約規定事項を標準となし、速に吉長鐵道に關する諸契約の根本改訂を行ふべきことを約した。又た將來支那政府が鐵道借款事項に關し、外國資本家に對し、現在の各鐵道借款契約に比し有利なる條件を附與したる時は、我國の希望により更に前記吉長鐵道借款契約の改訂を行ふべきこととした。

(四) 南滿洲に於ける鑛山權

支那政府は日本人に對し、南滿洲に於ける九ヶ所の鑛山の採掘又は試掘の權利を與ふべきことを約した。

(五) 南滿洲及東部内蒙古に於ける優先權

支那政府は將來南滿洲及東部内蒙古に於て、鐵道を敷設する場合には、自國の資本を以てすべく、若し外資を必要とするときは、先づ日本資本家に借款を商議すべく、又支那政府は前記地方の各種課税を擔保として、外國借款を起さんとするときも、先づ日本資本家に商議すべきことを約した。

又た支那政府は將來南滿洲に於て政治、財政、軍事、警察に關する外國顧問、教官等を備聘せんとするときは、先づ日本人を備聘すべきを約した。

要するに以上「二十一ヶ條」條約が支那と締結された當時は、我國の滿蒙方面に於ける黄金時代であつて、且つ世界大戰に於ける我國力の充實と相俟つて、滿蒙に對する我國の投資も莫大の額に達したのである。

(五) 石井、ランシング協定

日本が獨逸に對し宣戰を布告して以來、米國は兎角我國の支那に於ける活躍を喜ばず、機會

ある毎に之れを掣肘せんとするものゝ如くであつた。一千九百十五年に於て日支の交渉が開始さるゝや、支那は例に依り其常套手段たる以夷制夷政策を採り、頻りに米國に哀訴したので、米國は支那の哀訴を容れ我國に對して支那との平和的解決方を慫慂して來た。其の結果、我政府は石井菊次郎子を米國に派遣し、米國政府と胸襟を披いて談合せしめたので、一千九百十七年十二月に至り、所謂「石井、ランシング協定」と稱するものが出來上つた。該協定の要旨は要するに、

日米兩國政府は、領土相接近する國家間には、特種の關係を生ずる事を承認す。従つて米國政府は日本が支那に於て特殊の利益を有することを認む。日本の領土に接壤する地方に於て特に然りとす。

といふのであつて、畢竟米國は滿蒙に於ける我國の特殊權益を承認すると共に、支那の領土保全及機會均等主義を尊重すべきことを日本に要求したものである。要するに此期間に於ては幾多の波瀾はあつたにせよ、我國の滿蒙に於ける特殊權益は支那も之を認め、諸外國殊に米國も之を承認して疑はなかつた。

三、世界大戦後

權益縮小時代

滿蒙に於ける我國の特殊權益が、世界大戦中に於て其最高調に達したと丁度其反對に、同大戦後に於ては退轉又退轉、眞に急轉直下して遂に前述の滿洲事變となつたのである。試に其退轉の例を擧ぐれば、

一、新四國借款團 と稱するものが現出して、從來我國が獨占して居た滿蒙鐵道敷設權の一部を奪去つた。其張本人は勿論米國である。

一、九ヶ國條約 の締結で、是れは華府會議に於て米國の提案に依るもの、要するに八ヶ國協同して日本を抑へんとするものである。

一、「石井、ランシング協定」の廢棄で、同協定の廢棄は一面から見れば、滿蒙に於ける我國の特殊權益の否認ともいへる。

斯の如く滿蒙に於ける我が特殊權益は、歐米に對し次から次と影が薄くなると共に、一方支

那に於ては利權回收熱最高潮に達し、支那國內に於ける外國人の權益は條約に遵據せるものと否とを問はず、悉く之を破棄せんとする暴論盛んに行はれ、特に我國に對する排日、毎日に伴ふ利權回收運動は、對内政策に利用せられて支那全土に擴大し、我が權益は年々縮小しつゝあつたのである。商租權問題といひ鐵道問題といふもの、日支間に横はる幾十百の紛争は、悉く是れ支那が我國から權利を褫奪せんとするものならざるはない。而して支那の此の利權回收策は既記の如く、相手方と相談づくの合法的のものでない。我國が條約の精神と明文とに依り堂々と之に反對しても、支那は一方的に勝手に條約を反古にし、排日運動を以つて之に應酬し、排日貨に依つて日本を威嚇するといふ、棒にも箸にもかゝらぬ亂暴振りであつた。

第三章 滿蒙に於ける我が權益

一、特殊權益

(一) 特殊權益の意義

滿蒙を論ずるものは、何人も特殊權益とか特殊地位といふ言葉を口にするが、そもく特殊權益とは如何なる意義を有するであらうか。法學博士信夫淳平氏は次の如き解釋を下してゐる。

特殊權益トハ一般(若ハ共通)ノ權利ニ對スル觀念デアツテ、特殊ノ權利ト特殊利益トノ合稱デアル。特殊權利トハ近接領土タル關係其他當該締約國間限リノ特殊ノ事情ノミニ成立ツベキ理由ニ於テ締結セラレタル特別ノ條約ニ由リ特別ニ設定セラレ、他國ノ之ニ均霑スルヲ許サマル所ノ一國特占ノ權利デアル。

特殊利益トハ其基礎タル特殊權利ヲ行使スル結果トシテ若ハ一般權利ノ行使ニ基ク自然的且平和的國際競争上ニ優勢ナル結果トシテ多クハ經濟上ノ稀ニハ政治若ハ軍事上ノ或施設經營ヲ見ルニ至ツタコトヲ稱シ、且施設經營ノ興廢ガ國家ノ政策上ニ或ル程度ノ重要性ヲ有シ從テ相手國若ハ第三國ガ之ニ侵害ヲ

加フル場合國家ノカヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ要求セシメルトイフ程度ニ於ケル現實ノ利益ガ夫デアル。

七二

(二) 我が特殊地位の本質

我が國は滿蒙に於て特殊の權益を有するが、しかし滿蒙は支那の領土であつて、我が國の版圖ではない。しからば我が國は滿蒙開發に關して、如何なる合理的根據を有するであらうか。

第一は事實上の關係である。即ち在滿邦人百萬以上に上り、投資額は十五億に達し、貿易、原料、食糧等我が國防、經濟上特殊なる事實關係を基礎とするものである。

第二は主義に基くものであつて、一九一七年十一月二日の石井ランシング協約（一九二三年のワシントン會議の結果日米合意の上廢棄された）に、

領土相接スル國家ノ間ニハ特殊ノ關係ヲ生ズルコトヲ承認ス。從ツテ合衆國政府ハ、日本國ガ支那ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認ス。日本ノ所領ニ接攘スル地方ニ於テ殊ニ然リトス
と協定したるが如き主義を基調とするものである。

第三には條約、協定、協約等合法的に主張し得べき既得權であつて、これこそ特殊權益を國際的にも主張し得る最も有力なる根據をなすものである。我が權益を獲得したるはすべて日支

間の正當にして有效なる條約に規定せられたものであつて、支那が條約を無視して、我が特殊權益を侵害せんとするは了解に苦しむところである。然らば我が國が滿蒙に於て有する特殊權益とは如何なるものか、其の内容を一瞥することにしよう。

二、土地、領土に關するもの

(一) 關東州租借地

關東州租借地は日露戰役の結果、露國より權利を繼承したもので、日清戰後還附した遼東半島に比すれば猫額大の地に過ぎず面積僅かに二二四方里である。

しかしこの關東州こそ、我が滿蒙發展の立脚地たるべきもので、滿蒙經營の主體滿鐵本社も、關東州の大連にある。

旅大租借の李ハバロフ條約（露清間）によれば露國の租借期間は僅かに二十五年で、この權利を繼承せる我が國は當然一九二三年（大正十二年）には支那に還附しなければならなかつた。しかし滿蒙が我が國の存立發展上緊要缺くべからざるものである以上、滿蒙進出の立脚地を失

ふことは到底忍び得ざるところであり、この地を還附することは東洋平和の維持をも困難ならしめるので租借期限の延長を必要とし、大正四年の日支交渉によりこれを九十九ヶ年に延長した。

我が國は關東州を統轄するために旅順に關東廳を置いてある。

- (1) 一八九八年（明治三十一年）三月二十七日遼東半島租借條約第一、第二、第三條ニヨリ露國之ヲ得。第三條ニ曰ク「租借期限ハ本協定調印ノ日ヨリ二十五ヶ年ト定ム而シテ後ニ至リ兩國政府間相互ノ協定ニヨリ之ヲ延長スルコトヲ得。」
- (2) 明治三十八年九月五日露熾和條約並追加約款第五條、第六條ニヨリ露國日本ニ移讓ス。
- (3) 明治三十八年十二月二十二日清滿洲ニ關スル條約並ニ附屬協定第一條、第二條ニヨリ支那承認。
- (4) 大正四年五月二十五日南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約第一條ニヨリ租借期限延長。

(二) 中立地帯

中立地帯は支那領土の我が租借地と接壤する部分に於て、帶狀に設定せられたもので、租借地の北方蓋州河岫巖大洋河口に至る線以南である。この地帯内の民政權は全部支那側にあるも、其の軍隊は日本官憲の同意を経ねば之に入ることを得ざる外、二三の制限が課せられてゐる。

(1) 明治三十一年三月二十七日遼東半島租借條約第五條ニヨリ露國支那ヨリ得

(2) 明治三十八年九月五日露熾和條約ニテ日本露國ヨリ繼承

○支那側ノ禁制

- 一、他國ニ土地ノ讓與
- 二、他國人ニ通商ノ爲海岸ノ解放
- 三、日本官憲ノ承諾ナクシテ鐵道ノ布設、鑛山探掘及一切ノ工業的企業ノ特權附與

(三) 滿鐵附屬地

南滿、安奉線の兩側鐵道用地（平均六十二米）と其の中途に所々膨張附著してゐる市街用地より成り、其の狀があたかも蛇が卵を呑んだ形である。南滿沿線は鐵道とともに露國の權利を繼承し、安奉沿線は戰後支那より得て、ともに滿鐵の經營に屬せしめてゐる。

鐵道用地及市街地を合せて僅かに十六方里、地域が極めて狭少であるが、市街地は滿鐵が銳意新都市の建設にかゝり、支那人の居住を認め、日支共榮を標語としてゐるので、邦人の増加とともに支那巨商の本據を附屬地内に置く者も激増し、商工業亦急速の發展を示した。

今日滿洲に於ける主要都市は哈爾濱、吉林、齊々哈爾等を除けば、長春、公主嶺、四平街、

開原、鐵嶺、奉天、本溪湖、安東、鞍山、遼陽、營口等すべて滿鐵沿線に存在し、附屬地の大部は近代都市として殷賑を極めてゐる。

都市名	人口	日本人
長春	一〇六、一五二	一〇、六〇〇
公主嶺	一四、四〇八	二、三〇五
四平街	一八、四二三	四、一一七
開原	五〇、二〇〇	二、五九六
鐵嶺	九四、一一三	三、〇五七
奉天	三五七、四〇七	二二、四八〇
本溪湖	三六、〇〇二	二、七八二
安東	一四六、七一五	一二、一〇八
鞍山	一六、六〇一	六、七九五
遼陽	一二、二七七	四、八八六
營口	一〇五、五〇九	二、六三四
チチハル	一八七、二八〇	二二九

ハルバン	四三七、四二六	四、三三三
吉林	一九〇、八九九	一、〇〇二
鄭家屯	五二、六〇〇	二四九
局子街	一〇二、七五五	三三八
頭道溝	九六、九一六	二〇六

附屬地内に於ては裁判及び外交事務は領事に、軍事は關東軍司令官に、警察は關東長官に、其他の一般行政は滿鐵社長に屬してゐる。ワシントン會議の決議に基き、在支外國郵便機關は廢止せられたが、附屬地内のみには之を存置せられてゐる。

1. 南滿沿線

イ、明治二十九年九月八日

東清鐵道建造經營約款第六條ニテ露國權利ヲ得。

ロ、明治三十八年九月五日

日露媾和條約第六條ニヨリ露國日本ニ讓與。

明治三十八年十二月二十二日

滿洲ニ關スル條約第一條ニヨリ支那承諾。

第三章 滿蒙に於ける我が權益

2. 安奉沿線

明治三十八年十二月二十二日

滿洲ニ關スル條約附屬協定第六條ニヨリ支那ヨリ得。

三、鐵道に關する利權

(一) 南滿洲鐵道

南滿洲鐵道は安奉線とともに支那北方唯一の外國鐵道で、ともに南滿洲鐵道株式會社の經營に屬し、滿蒙の大動脈、我が滿蒙發展の根幹である。

本線 大連—長春間
旅順線 周水子—旅順間
營口線 大石橋—營口間
烟臺線 烟臺—烟臺炭礦間
撫順線 渾河—撫順間

總延長(安奉線共)一一二五、一籽、軌間は四呎八吋半の標準廣軌鐵道である。

この鐵道も亦露國より讓與せられたもので、隨つて露支間の取纏めたる「全線開通ノ日ヨリ八十年間ノ所有權ヲ有シ、期限後ハ無償ニテ支那ニ交付スベク、又前記ノ日ヨリ起算シ三十六年ノ後ハ、支那ニ於テ買戻シ得ル權利ヲ有ス」との協定もそのまゝ繼承したのである。しかし期限内の買收の如きは、我が滿蒙經營の基礎を動搖せしむるものなるを以て、大正四年の日支交渉により期限を九十九ヶ年(西紀二〇〇二年迄)に延長し、且つ買收の權利を與ふる一項を抹殺せしめた。

滿鐵の經營は最近までは極めて順調に進んで來たが、支那側が近時盛に併行線を敷設し、滿鐵に流入する貨客を奪ひつゝあり、今にして打開策を講ぜざれば、滿鐵の打撃は益々増大するに違ひない。このことは後に改めて支那の排日運動として述べる機會があらう。

(1) 明治三十一年三月二十七日

遼東半島租借條約ニヨリ露國支那ヨリ獲得。

(2) 明治三十八年九月五日

第三章 滿蒙に於ける我が權益

日露媾和條約第六條ニヨリ露國日本ニ讓與。

(3) 大正四年五月二十五日

南滿及東蒙ニ關スル條約第一條ニヨリ九十九ケ年ニ延長
同月同日

同右ニ關スル交換公文ニテ支那ノ買收權ヲ無効トス

(4) 明治三十八年十二月二十二日

日清滿洲善後協約附屬秘密議定書第三條

清國政府ハ南滿洲鐵道ノ利益ヲ保護スル目的ヲ以テ該鐵道回收以前ニ該鐵道ニ近ク若クハコレト併行シ、
該鐵道ノ利益ヲ害スル虞アル他ノ鐵道ノ本線マタハ支線ヲ敷設セザルベキコトヲ約ス

(二) 安 奉 線

朝鮮の京義線と鴨綠江鐵橋によつて接續してゐる線路で、安東から奉天に至る。奉天の南蘇家屯驛で滿鐵本線に合する。本線とともに歐亞交通幹線の一部を成し、極めて重要な鐵道である。

この鐵道は日露戰役中軍用として急設した輕便鐵道で戰後之を滿鐵線と同一軌幅に改築せんとしたが、支那容易に應諾せず、漸くにして十五ケ年の期限とし、期限後は支那に賣渡すといふ條件で折合つたにも拘らず、尙愚圖ついてゐたので、明治四十二年八月斷然自由行動に出づべきを通告し工事を開始したところ忽ち談判が成立した。

この日支間の協定によれば、大正十二年には支那に賣渡さねばならなかつたが、滿鐵線と同様我が對滿蒙發展の動脈を失ふに忍びないので、大正四年の條約により、九十九年（西紀二〇〇七年）に延長せられることゝなつた。

(1) 明治三十八年十二月二十二日

滿洲ニ關スル條約附屬協定第六條

本鐵道ハ改良工事完成ノ日ヨリ十五年ヲ以テ期限トシ、右期限ニ至ラバ他國ノ評價人一名ノ評價ニヨリ支那ニ賣渡スベキコト

(2) 明治四十二年八月十九日

安奉鐵道ニ關スル覺書

(3) 大正四年五月二十五日

南滿及東蒙ニ關スル條約第一條

第三章 滿蒙に於ける我が權益

兩締約國ハ旅順大連ノ租借期限並南滿洲鐵道及安奉鐵道ニ關スル期限ヲ何レモ九十九箇年ニ延長スベキコトヲ約ス

(三) 吉長鐵道

吉長線は滿鐵終點から吉林省城吉林に至る一二八軒の廣軌標準鐵道で、滿鐵の借款鐵道である。

本線は日露戰前既に露國が敷設權を獲得してゐた。戰後支那に對し之が敷設經營權の交付を交渉したが承諾を得るに至らず、結局我が借款により建設することゝし、大正元年之が開通を見るに至つた。

大正四年の日支交渉に際しては、本線の九十九ヶ年管理經營を提出したが、支那側の強硬なる反對のため目的を達せず、大正六年に至り漸く次の如き契約が成立して滿鐵に其の經營を委任して今日に至つてゐる。

(イ) 吉長鐵道改良費及ビ舊債償還ノタメ、滿鐵會社ヨリ六百五十萬圓ヲ借款スルコト

(ロ) 右借款ノ利子ハ年五分、擔保ハ吉長鐵道全財産及ビ收入、借款手取額ハ額面百圓ニ付九十一圓五十錢

(ハ) 借款期限ヲ三十ヶ年トシ、借款期間中本鐵道ノ運轉經營ヲ滿鐵ニ委任スルコト

(ニ) 滿鐵ハ委任契約ノ報酬トシテ、毎年純益ノ二割ヲ收受スルコト

本鐵道は吉林地方の豊富なる物資を滿鐵本線に送り、滿鐵の培養線として重要なばかりでなく、將來吉林と北鮮の會寧とをつなぐ吉會線が完成される曙には、北鮮から滿洲の中央部に
出る最短距離の道筋となるものである。この點については後に詳説する。

(1) 明治三十五年七月十一日

吉長鐵道ニ關スル豫備協定ニヨリ露國支那ヨリ利權ヲ得。

(2) 明治四十年四月十五日

新奉及吉長鐵道ニ關スル協定ニヨリ支那ハ借款ヲ承諾ス

(四) 吉會鐵道

滿蒙鐵道問題に於て最も重要な意義を有する鐵道であつて、本鐵道が全通すれば、吉林と我が會寧とを結び終端港の修築と相俟つて裏日本諸港と滿蒙との連絡を緊密ならしめ、日滿貿易に一新紀元を劃することゝなり國防上、經濟上最も緊要なる必要に迫られてゐる鐵道である。

元來本鐵道に關する權利は、明治四十二年九月間島協約の際、滿鮮國境の劃定に當つて圖們江を以つて國境とし、其の交換條件として清國政府より獲得したもので、同協約第六條に「清國政府ハ將來吉長鐵道ヲ延吉南境ニ延長シ韓國會寧ニ於テ、韓國鐵道ト連絡スベクソノ一切ノ辦法ハ吉長鐵道ト一律タルベシ、開辦ノ時期ハ清國政府ニ於テ情形ヲ酌量シ、日本政府ト商議ノ上之ヲ定ム」と規定し、明かに吉會鐵道なることを示すと同時に本鐵道竣工の曉には吉長鐵道と同様滿鐵の委任經營に屬すべきものと解せられる。

この協約に基き大正七年六月中華民國政府と日本興業銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行との間に吉會鐵道借款豫備契約が成立し、前貸金一千萬圓を投資して六ヶ月内に本契約を締結することを定めたが、本契約が規定の期間に結ばれないばかりか、大排日の勃發や、豫備契約締結の當事者たる段祺瑞内閣の崩壞等の故障のため、吉會鐵道問題は一頓挫を來した。

其の後山本滿鐵總裁は滿蒙鐵道問題の解決を計るため昭和二年十月十日單身北京に至り、安國軍總司令張作霖と折衝を重ねた結果所謂新滿蒙五鐵道の假調印を行ひ其のうち吉會線は昭和三年五月北京政府交通部との間に本調印が行はれ遅くも昭和四年五月までには工事に著手することになつてゐたのであるが、昭和三年六月張作霖が爆死したために、吉會線敷設は最後の瞬間になつて又挫折し未解決のまま今日に至つてゐる。

附、吉敦鐵道、天圖鐵道

(イ) 吉敦鐵道

吉敦線は前に述べた吉會線をなすもので、吉長線の終點から吉林省の中腹を東西に横斷して、敦化に至る二百十軒、軌幅四呎八吋半の標準廣軌鐵道である。敦化は今のところ人口一萬五千位の小都會であるが、牡丹江平原の一中心地で眞珠や人參の大市場で、將來吉會線が完成されたら急速の繁榮を見ることであらう。

本鐵道は大正十四年北京政府と滿鐵との間に締結された工事請負契約に基き、請負金額千八百萬圓を以つて翌年六月一日起工され、昭和三年十月に全線の開通を見た。請負契約によれば、右請負金額は工事完成檢收の時に支拂ひ、若し檢收後一ヶ年以内に其の全額若しくは一部を償還し得ざる場合は借款契約に引き直して、期限の延長を計ることになつてゐるが、支那は今日に至るも一錢の支拂をもなさざるのみか、借款契約の訂正にも應ぜざるまゝ今日に及んでゐる。

る。

(口) 天圖鐵道

天圖鐵道は朝鮮の圖們輕便鐵道上三峯驛の對岸圖們江岸にある地坊から龍井村、老頭溝を経て、天寶山に至る本線と朝陽川から分れて延吉(局子街)に至る支線から成る日支合辦の輕便鐵道で現在の延長百十二軒、老頭溝天寶山間は未成線である。

この鐵道は吉會鐵道の豫定線の一部を成すこと、現に四十萬人の鮮人が居住してゐる間島(後に詳説)を貫通してゐること、天寶山の銅山、老頭溝の炭山を開發する等の見地から頗る重要視せられるが、現在では營業不振を極めてゐる。將來吉會線完成の日には今日の天圖鐵道の徑路を取るかどうかは不明であるし、よしこの鐵道徑路を通ずるとしても勿論廣軌に改築しなければならぬ。

(ハ) 終端港

参考までに終端港について一言を費さう、吉會鐵道が將來完成されたら、是非とも其の終端港の修築問題を考へなければならぬ。たとへ鐵道だけ完成されても港灣の設備が不完全であると、鐵道も其の使命を果し得ない。朝鮮の北部に港を求めるとすれば、清津、雄基若しくは羅津であらうが、いづれにしても港灣が完備されたら、支那側の我が滿鐵の競争線たる吉林から滿鐵を斜に横ぎつて葫蘆島に至る線路によるよりも吉林から吉會線による方が距離が近くなる。

吉林—葫蘆島間 四七九・八哩

吉林—羅津間(雄基、清津も略同じ) 三三七哩

即ち支那が葫蘆島築港を完成して、吉林省の物資の輸送を自國の鐵道によつて行ひ、滿鐵を脅さんとするに對しても、一日も早く吉會線の完成と終端港の完成を望まざるを得ないのである。

(五) 滿蒙五鐵道

所謂滿蒙五鐵道とは

一、四洮鐵道 四平街—鄭家屯—洮南間 完成

二、開海鐵道 開原—海龍間 未成

第三章 滿蒙に於ける我が權益

三、長洮鐵道 長春—洮南間

未成

四、吉海鐵道 吉林—海龍間

五、洮熱鐵道 洮南—熱河間

未成

の五鐵道を指し、我が國が大正二年十月五日日支間に締結せられた「滿蒙鐵道借款修築に關する交換公文」によつて得た鐵道利權である。

前三者は日本の借款を以て敷設することを定めてあるが、後二者は支那が外國借款によつて敷設する場合は日本資本家と商議すべしといふ借款優先權に過ぎなかつた。

このうち第一に實現せられたのは四洮鐵道で滿鐵本線の四平街から鄭家屯に至る四鄭鐵道は大正六年、鄭家屯—洮南間及び鄭家屯—通遼（白音太來）間は大正十二年何れも全線の開通を見た。この線は滿鐵の培養線たるべきものであるが、近時支那側が通遼から北寧線（京奉線）の打虎山に至る打通線を敷設したので、本線の使命を脅かされる危険が濃厚になつて來た。

又五鐵道の中吉海鐵道は支那側が無斷に建設して、吉林から葫蘆島に至る線路を完成してしまつた。

(六) 滿蒙四鐵道

滿蒙四鐵道とは

一、開吉鐵道 開原—海龍—吉林間

二、長洮鐵道 長春—洮南間

三、洮熱鐵道 洮南—熱河（承德）間

四、洮熱鐵道の一線より海港に至る鐵道

の四鐵道を指し、大正七年九月二十四日日支間に締結されたる「滿蒙四鐵道覺書」により全部我が國の借款によつて敷設せられることになつた。この鐵道と前の五鐵道との相違を擧ぐれば、（イ）五鐵道中半ば完成してゐた四洮線を除き、其の代り洮熱線の一地點より海港に至る一線を加へたこと

（ロ）開海、吉海兩鐵道を合して開吉線としたること

（ハ）五鐵道協定で單に借款優先權を認められた部分も、今度は全部日本の借款によつて敷設することに改めたこと

等の諸點である。

この覺書に基き大正七年九月、日本特殊銀行團と支那政府との間に「滿蒙四鐵道豫備借款契約」が締結せられ、四ヶ月内に本契約を結び工事を促進する條件の下に、二千萬の前渡金が交付されたが、これも段祺瑞内閣の崩壊其の他の關係で未だ尺寸の鐵道も我が國の手によつて敷設せざるばかりか、前にも述べたる如く吉海線の如きは、我が國の嚴重なる數次の抗議を無視しつゝ昭和二年支那側に於て勝手に工事に着手し、昭和四年八月全線の開通を見、瀋海鐵道（奉天—海龍間）と連絡しつゝ重大なる滿鐵の脅威線となつた。

(七) 新滿蒙五鐵道

新滿蒙五鐵道は

- 一、吉會鐵道
- 二、長大鐵道 長春—扶餘—大賚間
- 三、吉五鐵道 吉林—五常間
- 四、洮索鐵道 洮南—索倫間

五、延海鐵道

延吉(局子街)—海林間

の五鐵道をいふので、昭和二年十月十日時の山本滿鐵社長と張作霖との間に假調印を得たものである。

就中我國多年の懸案で、我で滿蒙鐵道政策の重心たる吉會、長大兩鐵道は、昭和三年五月十五日工事請負に關する本契約の調印が行はれ、遅くも昭和四年五月十五日までには敷設工事に著手された筈であつたが、張作霖の爆死により事破れ、今に至るも新滿蒙五鐵道の空文を擁したまゝである。

(八) 其他の鐵道利權

以上の外、我が國は滿蒙に於て尙左記の如き鐵道利權を有するから簡單に説明を加へよう。

(イ) 洮昂鐵道

四洮鐵道の終點洮南から北上して昂々溪に至る二百二十四軒の廣軌鐵道で、大正十三年九月三日東三省政府と滿鐵との間に成立した同鐵道建設請負契約によつて、大正十四年六月工事に著手し、翌年七月十五日全線の假營業を開始した。

右の請負金額は「工事完成し全線を引渡したる後六ヶ月以内に償還すべく若し其全額又は一部を支拂はざるときは奉天省長への貸金」とし借款契約に引直すべきことを約したが、元利金の支拂も行はれず、言を左右にして借款契約にも應ぜず未解決のまゝである。

(口) 溪城鐵道

安奉線本溪湖から、城廠に至る輕便鐵道であるが、現在開通せるは本溪湖—牛心臺間本支線二十六軒に過ぎない。滿鐵と日支合辦本溪湖煤鐵公司との合辦鐵道で、主要職員は滿鐵から任命されてゐる。

(ハ) 金福鐵道

日本の租借地たる關東州内の金州から城子驢に通ずる延長百二軒の廣軌鐵道である。大正十四年資本金四百萬圓を以つて創立されれ日本合辦事業で、大正十五年十月一日から營業を開始した。本鐵道は將來安東に延長される豫定であるが、其の時になればいざ知らず現在では全く經營難に陥つてゐる。

四、守備兵駐屯權

日露講和條約の追加約款に於て日露兩國は各自の鐵道を保護せんがため、滿鐵沿線附屬地内に、一軒につき十五名を超過せざる範圍に於て守備兵を駐屯せしむるの權を得た。滿鐵全線の延長が約千百軒であるから、條約上一萬六千六百五十名までの守備兵を駐屯せしめることが出来るのであるが、現在滿洲事變勃發後と雖も尙條約所定の最大限度に達しない。目下公主嶺に司令部を置く獨立守備隊と、南滿洲駐劄師團とを以て守備に任じてゐる。

露國は數年前東支鐵道の守備兵を全部撤退し、現在では支那側が鐵路護路軍を配置してゐる。隨つて支那政府は「日清滿洲善後條約」第二條の規定を楯として、露國が撤兵する場合には、日本も同様に撤兵すべきであると屢々訴へてゐる。しかし我が國の駐兵は我が行政權下にある鐵道附屬地に配置駐屯し、日本軍隊として又日本臣民として自由に居住し得るものであるから、支那側から其の撤退を迫るべき筋合のものでない。そればかりでなく日清善後條約附屬協定第二條に照し「滿洲地方が平靜に歸し、外國人の生命財産を清國自ら完全に保護し得るに至りた

る時は「我が國も撤兵してもよいが、現在の如き不安な状態では、當然駐兵を持続すべきである。

(1) 明治二十九年九月八日カシニ密約第五條ニテ露國駐兵權ヲ得。

(2) 明治三十八年九月五日、日露媾和條約追加約款第一條第三項

「兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護センガタメ守備兵ヲ置クノ權利ヲ留保ス、該守備兵ノ數ハ一軒毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ズ、而シテ日本國及露西亞國軍司令官ハ前記最大限以内ニ於テ實際ノ必要ニ顧ミ之ニ使用セラルベキ守備兵ノ數ハ双方ノ合意ヲ以テ成可ク小數ニ限定スベシ」

(3) 明治三十八年日清條約(滿洲ニ關スル條約) 附屬協定第二條

「清國政府ハ滿洲ニ於ケル日露兩國軍隊並鐵道守備兵ノ成可ク速カニ撤退セラレンコトヲ切望スル旨ヲ言明シタルニ因リ、日本政府ハ清國政府ノ希望ニ應センコトヲ欲シ若シ露國ニ於テ其鐵道守備兵ノ撤退ヲ承諾スルカ或ハ清露兩國間ニ別ニ適當ノ方法ヲ協定シタル時ハ日本國政府モ同様ニ照辨スベキコトヲ承諾ス、若シ滿洲地方平靜ニ歸シ外國人ノ生命財産ヲ清國自ラ完全ニ保護シ得ルニ至リタル時ハ日本國モ亦露國ト同時ニ鐵道守備兵ヲ撤退スベシ」

五、戰死者墳墓及忠魂碑保護要求權

滿洲に散在する我が忠勇なる將士の墳墓、英靈を弔ふ忠魂碑を無智暴戾なる者の手に汚さるるは、日本國人として忍び得ざるところなので、支那政府に對し之が保護を完全ならしむべき總ての處置を執るべきことを承諾せしめてゐる。

(1) 明治三十八年十二月二十二日滿洲ニ關スル條約附屬協定第五條

六、産業に關するもの

(一) 鑛山利權

滿洲には有望なる鑛山が少くないに拘らず、我が國が日露戰役の結果露國より引繼いだのは、撫順烟臺二炭坑の採掘權と南滿、安奉沿線の鑛山の合辦權とを有するに過ぎなかつた。しかも撫順、烟臺二炭坑については日露戰役後支那政府より苦情を提出し、兩國間の交渉案件となつてゐたが、明治四十二年九月の滿洲五案件に關する日清協約第三條に於て

- (1) 清國は日本が撫順、烟臺兩炭坑採掘權を有するを承認すること。
 - (2) 日本は清國の主權を尊重し、こゝに右兩炭坑の採炭に對し、清國政府への特定納税を承諾すること。
 - (3) 清國は右兩炭坑の採炭に對し、他處の石炭に對する最惠の輸出稅率を適用するを承諾すること。
 - (4) 炭坑の區域並に一切の細則は別に委員を派して協定すること。
- 等が協定せられた。

現存に於ては兩炭坑の採掘權は我が國の專有に屬し最も重要な特殊權益の一つである。又同協約第四條により安奉沿線の鑛山は日支合辦にて採掘し得る權利を有するが、これについては米國の抗議があり、我が國のみの特權と稱し難い結果に陥つてゐる。現在安奉沿線が經營してゐる合辦事業の有力なるものは本溪湖煤鐵公司位のものである。然るに我が國は大正四年の日支交渉に於て、單獨採掘權を認めしむることに努力して、次の九ヶ所の鑛山の採掘又は試掘權を得ることに成功した。

奉天省

- 鞍山(鐵) 牛心臺(石炭) 田什付溝(石炭) 杉松崗(石炭) 鐵嶺廠(石炭) 暖池

塘(石炭)

吉林省

- 杉松崗(石炭、鐵) 缸窰(石炭) 夾皮溝(金)

これらの鑛山に關しては、我が國は特殊の權利を有するわけであるが、實際に於て支那官憲は容易に日本の經營を許さず、該權利に基いて、現在經營中なるは僅かに鞍山の鐵鑛採掘事業あるのみである。

(1) 撫順、煙臺採掘權

- 明治三十八年九月五日、日露媾和條約第六條
- 明治四十二年九月四日、滿洲五案件ニ關スル協約第三條
- (2) 合辦權
- 明治四十二年九月四日、滿洲五案件ニ關スル協約第四條

(二) 鴨綠江森林採伐權

明治三十八年の日清善後協約附屬協定第十條に「清國政府ハ日清合同材木會社ヲ設立シ、鴨

綠江右岸地方ニ於テ森林採伐ニ從事スルコト、其ノ區域ノ廣狹年限ノ長短及會社設立ノ方法並ニ合同經營ニ關スル一切ノ章程ハ別ニ詳細ナル約束ヲ取キムベキコトヲ承諾ス、日清兩國株主ノ權利ハ均等分配ヲ期スヘシ」とあり、この條項に基き明治四十一年鴨綠江日清木材會社章程が成立し、資本金三百萬元の鴨綠江採木公司を組織し、日清兩國より各々半額づゝ出資して事業經營期間を二十五年と定めた。しかし滿期に至り清國政府に於て會社の經營事業を妥當なりと認むるときは、會社は更に期間の延長を求むることになつてゐる。爾來事業經營は順調に發展し來つたが第一期の營業期限は餘すところ僅かに一三年に過ぎない。

七、土地商租權

我が國は日露戰後滿蒙に於て漸次地歩を占めて來たけれども、更に充分なる發展を期せんがためには、土地を得ることゝ、自由に居住往來し得る權利を獲得することが、絶對的に必要なことであつた。殊に大正元年露國が外蒙古に於て土地の所有、居住の自由等の權利を得たるに鑑み、大正四年の日支條約に於て、土地の商租權を獲得した。しかしこれは南滿洲のみに限られ、東部内蒙古に於ては農業及附屬工業の合辦を許さるゝに過ぎなかつた。

商租とは我が政府が支那側に示せる説明書に「土地賃租または購賣と記しあるは暫租或は永租と改むるも差支なく、或は永き期限付且無條件にて更新し得べき借租を含むこと明かなる諒解の下に商租の語を用ふるも可なり」とあり、支那側に於ても「商租の文字には三十ヶ年迄の長き期限付にて且無條件に更新し得べき租借を含むものと了解す」として兩國全權の間に公文が交換せられた。

この商租權は條約調印と同時に效力を生じ、たゞ實施期は三ヶ月延期することに協定された。然るに支那政府は調印後一ヶ月の大正四年六月二十四日には大總統令を以て懲辦國賊條例を發布し、外國人と契約して支那の權利を損傷し、外國人と結託して國家に不利の行爲に出でたるものは賣國奴となし、死刑に處すと定め、商租權の實施を妨げ、一方には商租須知を作つて、事實上商租の實行を不可能ならしめる奸策をとつたので、我が政府が屢々交渉を繰返すに拘らず一向耳を傾けずして、最も重要な利權の一たる商租權も今や全く空文として存在してゐるに過ぎない。他國人に對して土地の所有を禁ずる習慣は、領土權と土地所有權とを混同してゐる

た時代の遺物で、今日文明國に於ては内外平等に或は相互主義により、何れも外國人に對する完全なる土地所有權を認めてゐる。此の間支那のみ獨り門扉を閉ざしてゐるのは實に時代錯誤といふべきである。

(一)大正四年五月二十五日南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約

第二條 日本臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來シ各種商工業ノ建物ヲ建設スル爲又ハ農業ヲ經營スル
タメ、必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得

第三條 日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商工業其他ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第四條 日本國臣民カ東部內蒙古ニ於テ支那國民ト合辦ニヨリ農業及附屬工業ノ經營ヲナサントスルト
キハ、支那國政府之ヲ承認スヘシ

八、間島に於ける鮮人雜居權

間島は圖們江を隔て、北鮮と相對する地方で、滿洲中央部からよりは朝鮮の方からの方が入り易い地方で隨つて支那人よりは朝鮮人が多く居住してゐる所である。金、銀、銅、石炭等の礦物の埋藏量多く、現在は僅かに天圖鐵道が開通してゐるばかりであるが、將來吉會線全通の

際には、この地方の重要性が一層加はるであらう。我が國は明治四十二年九月四日の間島に關する協約第三、第四、第五條により、この地域に於ける鮮人の雜居及び保護を支那政府に承認せしめてゐる。しかし近來支那人の壓迫が嚴しいので鮮人の生活が甚しく脅されてゐる。

第四章 滿蒙の資源

一、滿蒙資源の重要性

年々歳々百萬に近い人口が増加する事實は、我が國前途の大問題であることは今更いふまでもない。明治初年に於て三千餘萬に過ぎなかつた人口は、昭和六年の今日内地のみにも六千四百萬に倍加し、新領土の人口を加ふれば殆ど三倍近く激増してゐる。隨つて今日に於ては明治初年に比し二倍三倍の物資を必要とすべきは自明の理である。そのみならず文化の進展に伴ひ、國民の生活標準も向上したから物資の需要は人口増加の割合以上に著しく増加した。

一方我が國の産業も驚異的に發達し、生産も亦増加したけれども、國土狹小で天産に乏しい

我が國は到底國內産出の物資のみを以て國民の需要を充し得ないのである。國內にて自給自足し得るものは僅かに生絲、絹織物及び水産物等の數種に過ぎず、其の他は殆ど製品若しくは原料を外國の供給に仰いでゐる。

平時に於ける國民經濟及國民生活上、物資の自給策は極めて必要なことであるが、一朝有事の時に際しては一層緊要缺くべからざること論を俟たない。しかし前述の如く國內に於ては今日以上に産業を開發して多くの物資を得ることはあまり期待することが出來ないのである。ここに於て滿蒙の重要性が一層明かとなり、我が國が滿蒙と不可分の關係にあることが了解されるであらう。

滿蒙は極めて廣大なる地域で、無限の資源が藏せられてゐる。我が國は滿蒙の開発によつて初めて我が國に不足する幾多の物資を得、我が國の自給策を確立することが出來るのである。我が國が滿蒙に於て領土的野心を有せず、ひたすら既得權益の維持擁護に努める理由の一は、滿蒙無盡藏の資源を開發利用せんとするに外ならぬのである。然らば滿蒙には如何なる資源が藏せられてゐるか、滿鐵の鐵道收入の約八割五分は貨車收入の占むるところであることを思へ

ば、如何に滿蒙の物資が豊富なるかを察することが出來るであらう。以下我が國と重大なる關係を有するものを中心として滿蒙の産業について述べて見よう。

二、滿蒙の地勢氣候

(一) 地 勢

滿蒙の東部は一帶に山地が多く、朝鮮との國境には長白山脈が連つてゐる。西には大興安嶺及び陰山山脈があり、北方には小興安嶺が蜿蜒として連つてゐる。しかし一般に一五〇〇米以上に達しない低い山である。

滿洲を訪れると廣大なる平原に驚くが、更に長春以北に進めば、この廣野の規模の極めて大なるに驚嘆せざるを得ない。これは松花江及び嫩河の流域の沃野で、その面積は南滿の平野の二倍以上である。

滿洲に於ける河川の主なものは、黒龍江及び其の支流たる松花江、嫩河、烏蘇里河等と遼河及び鴨綠江である。滿蒙の河川は産業、交通上極めて重要であるから、少しく説明を加へて

置きたい。

(イ) 遼河

遼河は上流東西に分れ、西遼河は遠く源を興安嶺に發し、東遼河と合して渤海灣に注ぐ。長さ三、八〇〇支里(約七支里で四籽)、其中流以下及び合流する幾多の支流は南滿の沃野を潤し、灌漑面積三十五萬方に達する。大連から長春までの滿鐵本線七百籽(東京から青森までの距離)の間に一つのトンネルもないことを思へば、其の平原の廣大さが想像されるであらう。又遼河は交通路としても、河口から千四餘支里鄭家屯まで民船航行の便がある。たゞ年々流下する多量の土砂と冬季四ヶ月間の凍結によつて交通が杜絶する缺點があり、これと併行する滿鐵によつて價値を減ぜられた。しかし河口には營口港があつて、上流地方との間に物資の輸送が行はれてゐる。

(ロ) 松花江と黒龍江

松花江は滿洲の北部及び中部を灌漑する大河で、下流は黒龍江に合する。上流は南北の二派に分れ、南派は松花江本流で北派は嫩江と呼ばれる。北滿の主要部分を其の流域とし水量極めて豊富で、北滿交通の一大幹線をなしてゐる。流域の地味も肥え農産物多く、ハルビン、齊々哈爾等の都會がこの北滿の沃野の中心である。

冬季は六ヶ月間氷結して舟運不能であるが、堅氷の上は忽ち大交通路となり、氷上に宿屋が出現する程である。

(ハ) 鴨綠江

鴨綠江は源を長白山脈から發し、滿鮮の國境を流れ滿洲からの琿河、璦河を合せて黃海に入る。延長五六〇籽、舟運には價値少いが、國境をなすので貿易河として重要であり、上流大森林からの木材流下の便がある。下流の安東は南滿三港の一である。

(ニ) 氣候

滿蒙といへば非常に寒いと想像せられるが、暖房設備が行届いてゐるから、左程凌ぎ難いものでない。暑熱の程度も殆ど内地と變らない。空氣は一般に乾燥してゐる。

農業上から滿蒙の氣候を見ると、夏期には關東地方に劣らない程の高温を示すことゝ、秋期を通じて暴風暴雨のないことが特に農作物に幸してゐる。

三、食糧資源

(一) 農産物

(イ) 滿蒙の農業

農業は滿蒙經濟の基本である。現在滿蒙の可耕地面積は約二千五百萬町歩で、其のうち既に耕作されてゐる土地は約一千三百萬町歩であるが、年々約二十萬町歩づゝの割合で新に開墾されてゐる。將來豫定の鐵道が完成されたら、耕地面積は更に一層増大するであらう。

耕作法は極めて粗放のやうであるが、氣候風土に適應發達した巧妙なもので、耕作には牛、馬、騾等を使役し、肥料は主として家畜糞、人糞を肥土に混積せるもので、化學肥料は未だ殆ど用ひられてゐない。

穀物は穂を刈り取り家畜を利用して脱穀し、市場に出すときは麻袋、若しくは木綿袋に入れ、馬車で搬出する。病蟲害は天災と同一視して何等の驅除法を講ずることがないが、幸氣候風土の關係で大流行を見ないのである。

土著の農民の外、滿蒙には農業労働者の一群がある。この多くは山東及び直隸方面から出稼に來るもので、一年の出稼人數約六十萬人に達する。

農業施設としては支那側に於て、奉天、吉林、齊々哈爾に農事試験場が置かれてあるが、殆ど有名無實、滿鐵は公主嶺と熊岳城に巨費を投じて農事試験場を設けてある。公主嶺では普通農作物の外、甜菜、煙草、亞麻等の栽培の研究大豆の品種改良に努力し、畜産科では、羊、馬、豚等の改良試験を行つてゐる。熊岳城では繭蠶、果樹、園藝、林業の試験をやつてゐる。尙鳳凰城、得利寺には煙草の試作場、鄭家屯其の他にも小規模の試作場が設けてある。

滿蒙の主要なる農産物は大豆、高粱、粟、小麥、米、煙草、綿、甜菜等で、我が國と特に關係深き食糧資源は米、粟、小麥、大豆等である。

(ロ) 米

我が國(朝鮮、臺灣を含む)一ヶ年の米の不足額は百二十萬石乃至百五十萬石で、年額二三千萬圓を印度支那方面から輸入してゐる。平時はそれで事足りるが一朝有事の際はパンの問題であるだけに極めて重大なことで、其の不足額は滿蒙に求める外はあるまい。

滿蒙に於ける米の産額は今のところ左程多くない。年産額陸稻約百六十萬石、水稻約百五十萬石位である。水稻は邦人進出以來栽培されるやうになつたもので、殆ど移住鮮人によつて開拓され、面積は年々増加しつゝある。滿鐵の農事試験場に徴しても甚だ有望で現在の水田は九萬町歩に過ぎないが、將來の開田可能地は五十萬町歩乃至百萬町歩と推測せられ、毎年一千万石を産出することは不可能でない。

(ハ) 粟

粟は邦人にはあまり關係がないやうであるが、これは朝鮮人の主食物である點から、我が國食糧問題解決のため重要な意義を有する。大豆とよもに到る處に栽培せられ年産額は二千八百萬石、そのうち輸出が約二百八十萬石で大部分は朝鮮に送られる。

(ニ) 小 麥

我が國の小麥不足額は毎年約五百五十萬石に達し、主として北米及び濠洲から輸入してゐる。滿蒙に於ける小麥産額は年額約千百萬石で北滿を主産地とする。随つて製粉業は油坊とよもに滿蒙に於ける重要産業の一つである。但し今のところ殆ど輸出能力を持つてゐない。

(ホ) 大 豆

滿蒙を旅して大豆の野積の状を見て一驚を喫せぬものはあるまい。實に大豆は滿蒙に於ける農産の大宗である。我が國は滿蒙より約四百五十萬石の大豆を輸入してゐる。

滿蒙に於ける大豆の生産高は年額約三千七八百萬石で世界全産額の六割以上を占め尙年々増産の傾向である。大豆はそのまゝ食糧とし、味噌、醬油等の原料として重要なばかりでなく、豆油、豆粕として驚くべき需要の増加を示しつゝある。

(ヘ) 豆 粕

豆粕は直接食糧資源とはならないが、我が國の農産肥料として重要な關係を有してゐる。我が國に於て消費せらるゝ窒素肥料は年額六七億圓に上り、其の半分は農家が購入する金肥で、金肥の過半一億六千萬圓乃至一億八千萬圓が輸入品である。金肥中最も金額の多いのは豆粕で、輸入のみで六七千萬圓に達する。大部分は滿蒙からの輸入である。

(三) 肉 類

(イ) 滿蒙の牧畜

滿蒙は大原野のあることゝ一般に乾燥してゐることによつて牧畜には適してゐる。滿洲の農家では家畜のない家はなく支那人は家畜の馴致に獨特の技能を有してゐる。蒙古人に至つては元來遊牧の民であるから家畜は生活の唯一の資料である。

家畜の主なるものは馬、騾、驢、牛、豚、緬羊及び山羊等である。馬は約二百五十萬頭、騾、驢は各々六十萬頭位である。騾は牝馬と牡驢の交配した雜種で我が國では全く見られない。豚肉は支那人の最も重用するところで、六百三十萬頭と推測せられる。

(口) 牛 肉

牛の頭数は約二百萬、支那人は力役のために、蒙古人は乳を取るために飼養し肉は副産物としてゐる。しかし滿蒙牛は我國に牛肉を供給する點から重視せられる。我が國の牛肉需要は一ヶ年約四十萬頭で其の四割を海外に仰いでゐる。昭和二年南滿三港よりの日本向輸出牛は一萬三千頭、又滿蒙、北支那より青島を経由して輸入せらるゝ牛は年約十四萬頭に上つてゐる。

四、被服資源

(一) 棉 花

綿絲、綿織物が我が國民の必需品であることはいふまでもない。然るに我が國には其の原料たる棉花の産出は絶無といつてよい。朝鮮には多少産出するけれども、これとて問題にする程の額でなく將來の増産も殆ど望み得ない。故に我が國は需要の全部を海外から輸入し、輸入額は年々約千三百萬擔、金額は變動は多いが昭和四年に於ては五億七千萬圓である。萬一有事の際、これらの棉花の輸入が杜絶したと假定すれば、我が國民は忽ち被服に困つてしまふであらう。こゝに於て滿蒙の棉花が極めて重大なる意義を有するのである。

勿論滿蒙に於ける棉花は現在では我が國の需要を充すまでには距離があるが、將來は頗る有望視せられる。現在滿蒙の棉花産額は一ヶ年五十萬擔であるが、尙百二十萬町歩の棉花可耕地を有し、三億百萬擔の供給が期待せられてゐる。棉花の栽培に適するは滿洲の南半部である。

(二) 羊 毛

我が國の羊毛輸入額は年一億圓内外であるが、年一年と漸増の傾向がある。しかも國內の羊毛産出額はいふに足らぬ。殊に棉花の方は輸入の全部を國內で消費するのではなく、綿製品として輸出せられる額も少くないが、羊毛は輸入の全部が殆ど國內で消費されるので、これが自給は甚だ緊要事である。

滿蒙には約二百五十萬の羊が飼養されてゐるが、今のところ産毛量少く粗毛であるから、羊の種の改良が行はなければならぬ。保守的な支那人や蒙古人も近年緬羊改良を企てるやうになり、滿鐵では公主嶺農事試験場で著々改良試験を行ひ、二十年後には二百萬頭の優良なる緬羊を得ることを期待せられてゐる。

五、工業及燃料資源

(一) 滿蒙の鑛業

滿蒙には殆ど無盡藏といはれる程の鑛物が包藏せられてゐるが、しかし其の種類は多いとはいはれない。種類よりは寧ろ量である。

鑛産は森林とは反對に北滿よりは南滿に多い。北滿には露領シベリヤに近く砂金採集地があるに過ぎないが、南滿には撫順、煙臺、本溪湖等の石炭、鞍山の鐵、其の他油母頁岩、菱苦土、鑛苦灰石、石灰岩、耐火粘土、滑石、硅石等の産出があり殊に石炭と鐵鑛は其の埋藏量が極めて豊富である。

(二) 石 炭

(イ) 撫 順

撫順は東洋無比の大炭鑛で、其の鑛區は東西四里南北一里に亘る一千八百二十萬坪の廣大なるもので、炭層の厚さ最も厚いところは四百二十尺、平均百三十尺に達し、埋藏量約十億噸と稱せられてゐる。

撫順炭鑛は今から六百年前高句麗の盛時既に朝鮮人によつて採掘せられたといふ古い歴史を有つてゐるが眞に大炭鑛として活動し始めたのは、明治四十年四月滿鐵が經營するに至つてからである。現在では一日平均二萬餘噸、年額七百餘萬噸の出炭がある。鑛區中の西部は地下四十尺内外で炭層に達し得るので大規模の露天掘を實行し、撫順炭鑛に一特色を添へてゐる。撫

順炭礦の採炭及び關係事業に従事する人員が約四萬五千人といへば、如何に其の規模の大なるかを察し得るであらう。

(口) 本 溪 湖

本溪湖は安奉線により奉天より約十五里の距離にある炭礦で、埋藏量は二億噸一年の出炭高約四十萬噸である。炭質は撫順炭よりは良質の半無煙炭で、最も製鐵用に適してゐる。本炭礦は日支合辦本溪湖煤鐵公司の經營である。

(ハ) 其他の炭礦

煙臺炭坑は奉天の南方にある炭礦で推定埋藏量四千萬噸一年約十四萬噸位の採炭高である。牛心臺、老頭溝其の他未採掘の炭田は甚だ多く、全滿洲の總埋藏量は約三十億噸と推定せられるから、炭業の將來は實に洋々たるものである。たゞ我が國がこの地底の寶をどこまで採掘し得るか、問題である。

(三) 石 油

最近我が國の石油需要高は百二十萬噸に達するが國內の原油産出は僅かに二十八九萬噸に過

ぎず年々一億圓内外を海外より輸入してゐる。しかも石油の消費は益々増加する趨勢にあるから、如何にして自給自足を全うすべきか、吾々は滿蒙に眼を轉じなければならぬ。

滿蒙に於ては未だ純粹の石油坑は發見せられないが、石油を採取し得べき原礦油母頁岩は、撫順炭田のみにも五十餘億噸の埋藏量があり、これから約二億噸の重油が得られる筈である。油母頁岩は撫順炭田の主要炭層の上部を覆ふてゐるので、露天掘の際當然除去しなければならぬもので特別の採掘費がかゝらぬから甚だ有利な立場にある。

(四) 鐵

石油とともに我が國に最も不足してゐる礦産物は鐵であるが、幸に滿蒙には鐵礦の埋藏量が甚だ豊富である。鐵礦産地として最も有名なのは遼陽の南方の鞍山である。埋藏量は三億噸に及ぶが、含鐵量四〇パーセント以下の貧鐵である。しかし大正九年以來鞍山製鐵所獨特の方法を考案し、貧鐵から人工的に五十五パーセント内外の富鐵を作り出すことに成功した。現在では年額二十萬噸の銑鐵を産してゐるが、將來計劃中の昭和製鋼所が實現されたら、我が國の鐵問題解決に大いに貢献するにちがひない。

鞍山の外廟兒溝、弓張嶺等も甚だ有望である。廟兒溝は遼寧省本溪湖縣に屬し、現在中日合辦本溪湖煤鐵公司製鐵所の手により採掘されてゐる。其の他滿蒙には鐵鑛産地少からず、埋藏總量七億噸（一説には二十億噸）と稱せられてゐるのは驚くべき數字である。

(五) 木 材

滿蒙と言へば禿山を連想せられるが、松花江、牡丹江、鴨綠江、圖們江流域は有望な森林地帯で、立木蓄積見込量は四十四億五千萬石と推算せられ、現在では約百萬石を産出してゐる。我が國の木材消費量は年額五六千萬石で其のうち一千万石は輸入品である。滿蒙の木材市場の中心地は吉林、安東等で、ともに古來有名な木材の集散地である。採木事業は多く日支合辦のものが多く、安東の鴨綠江採木公司、長春の豐材公司、吉林の共榮起業株式會社等が主なるものである。

六、滿蒙の商工業

(一) 工業概観

既に述べたる如く、滿蒙には農産物、畜産物、林産物鑛産物等の工業原料に富み、勞力も亦極めて低廉であるから、必然的に工業の勃興を招致した。しかし滿蒙に近代的工業が興つたのは最近のことで、日露戦争以前には見るかげもない幼稚極るものであつた。戦後邦人の滿蒙進出とともに、天與の資源と科學的施設と相俟つて急激に工業が發達し、邦人の來滿當初と現在とを比較すれば、生産額に於て約二十倍といふ激増振である。

工業地はいづれも鐵道沿線に集中し、殊に南滿では奉天、營口、北滿では哈爾濱等には各種の新式工業が興りつゝある。從來からも相當に營まれてゐた製油、製粉、醸造の三工業は大いに規模が擴大せられ、其の分布範圍も廣くなつた。其の上新に製鐵、製材、柞蠶製絲、セメント、燐寸、鐵工業、皮革、製紙、織物、硝子、耐火煉瓦製造、化學、電氣、紡績、油母頁岩工業等も續々興り、尙今後曹達灰工業、硫安工業、製鋼業等も實現せられんとし、滿蒙の工業界

は前途益々多望である。今其の主なるものについて簡単な説明を加へよう。

一一八

(二) 主なる工業

(イ) 油坊業

油坊とは大豆を壓搾して豆油及び豆粕を製造する油脂工業のことである。滿蒙は世界に於ける大豆の主産地であるから、油坊業の發達は怪しむに足らぬ。豆油は支那人の常食調理として缺くべからざるものであるが、亦歐洲諸國に於ける人造バター、塗料、石鹼等の原料として需要せられ、粕は肥料及び家畜飼料として利用せられる。

昔は極めて小規模な舊式の方法によつて營まれてゐたが、日清役後豆粕が肥料として我國へ輸出されるやうになつてから急に發達した。しかし其の頃は營口附近が製油の中心であつたが、滿鐵によつて北滿の大豆が南下し易くなつたのと、大連港が完成されたことによつて、大連の油坊が一躍全滿を壓するに至つた。けれども最近は開原、安東、奉天、長春、公主嶺等にも發達し、關東州及滿鐵沿線に於ける工場數は四百四十七を算してゐる。近時大連の油坊業が多少沈衰せるに反し、哈爾濱に於ける支那人經營の油坊業が著しく活況を呈して來たのは注目すべきことである。

豆油の年産額は約二億五千萬斤、豆粕は約五千萬枚に達し、外蒙輸出貨物中の覇者である。豆粕は日本を最大の輸出先とする。

(ロ) 製粉業

滿洲三大工業の一たる製粉業は、原料たる小麥が主として北滿に産出するので、やはり北滿に發達してゐる。哈爾濱は其の中心地であるが、長春、鐵嶺、奉天、大連等にも行はれ、機械製粉工場は、邦人の經營する滿洲製粉會社（資本金五七五萬圓）を初め計四十餘（内南滿十一）を算し、一箇年一千五百萬袋の生産能力を有した。然るに大正十二年の小麥不作と、米國品の侵入とにより大打撃を受け、爾來あまり振はない。

(ハ) 醸造業

在滿支那人の需要する酒は主として高粱酒と粟を原料とする黄酒であるが、大部分は高粱酒である。これは我が國の焼酎に似たものである。醸造場は遼陽を中心とし、遼寧省、吉林省、黑龍江省、熱河省内の各地に散在し、其の産額年二千萬圓と推算せられる。毎年支那本部へ輸

出せられる額が少くない。近時邦人の需要に應ぜんため清酒、味噌、醤油の醸造を企てる者多く、殊に醤油は將來支那人の需要を喚起し得るものと思はれる。

(二) 纖維工業

柞蠶製絲は近時本邦企業家の注目するところで、安東には興東公司、富士瓦斯紡績安東工場等が經營せられてゐる。又滿洲に於ける麻類の産額が五千萬斤の多きに上ると、穀類、大豆等の包装に麻袋が多く用ひられることにより、大連に滿洲製麻、奉天に奉天製麻の二會社が設けられてゐる。

最近には紡績業が勃興の氣運にあり、邦人の經營にて遼陽に滿洲紡績株式會社、金州に内外棉花分工場、周水子(旅順線の分岐點)に福島紡績分工場が設立せられ、支那側に於ても奉天に奉天紡紗廠が經營せられてゐる。滿蒙は綿絲布の大需要地であり、條件が内地よりも有利であるから、紡績業の將來は有望視されてゐる。

製紙業は豊富な木材、パルプ及高粱稈等を原料とするため前途有望であるが、現在にあつては、原料、パルプを内地に供給すると、塵紙の製造位に止り、今後の發達は未知數である。

(ホ) 畜産品工業

畜産物の豊かな割合には未だ畜産工業は不振であつて、支那人蒙古人の舊式な製革及び製絨等の外、近年奉天に滿蒙毛織、大連に滿蒙殖産等の邦人經營會社が出來、天惠を利用して毛織物、骨粉、肥料等の製造氣運が醸されて來たに過ぎない。從來皮革、牛骨、羊毛等は多く原料のまま輸出されてゐた。最近には肉類加工業が注目されて來た。

(ヘ) 製糖業

南滿北部以北の氣候風土が、甜菜の栽培に適してゐるので、早くから露西亞人及び支那人の製糖工場が設けられてゐたが、近年奉天にも邦人の南滿製糖會社が設立せられた。同社は漸次販路を擴張し、鐵嶺に第二工場を設けて、現在年約三十萬擔内外を産出するに至つた。尤も其の中には粗糖を輸入して精製したものをも含んでゐる。

(ト) 製鐵、鐵工業

製鐵業は滿鐵經營の鞍山製鐵所と日支合辦本溪湖煤鐵公司とがある。鐵工業には滿鐵の大連工場(舊稱沙河口工場)が最も大なるもので、鐵道、車體、車輛其の他各種機械の工作、修理

を行つてゐる。又大連、旅順には滿洲船渠會社があつて、船舶の修理及び小汽艇の建造をなしてゐる。其の他大連機械製作所、滿洲器械工業、東亞板金工業、旅順鐵工業、安東鐵工業の諸會社があつて、それ／＼地方の需要に應じてゐるが、滿蒙の鐵工業は未だ準備時代の域を脱しない。

(チ) 窯業

窯業といふのは、陶磁器、ガラス、セメント等の製造業のことである。滿洲の地質は窯業に適し、古代から陶器の製造が行はれてゐた。近代の窯業としては大連に大連窯業、大陸窯業、東亞煉瓦等あり、營口、鞍山、開原、長春、安東、遼陽、旅順等にも大小の工場がある。普通煉瓦及び耐火煉瓦を製出してゐる。

石灰岩が多いのでセメント工業も發達し、周水子の小野田セメント外敷工場があり、年輸出額二十五萬樽に達する。硝子の原料たる硅石も豊富で、大連の昌光硝子、南滿洲硝子の諸會社がある。

(リ) 化學工業

滿蒙文化の發達に伴ひ、各種の化學工業が急激に進歩發達して來た。撫順では滿鐵の經營で盛に硫酸アモモニウム、肥料)を製造してをり、大連にはバリウム工業、カリウム工業があり、安東には滿洲礦山藥會社がある。又大連には滿洲石鹼會社があつて、各地の小工場とともに、豆油、牛脂を利用して石鹼或は洋蠟燭を製造してゐる。燐寸は原料の木材が豊富なため漸次盛となり、長春の日清燐寸、吉林、長春、奉天に工場を有する吉林燐寸等の邦人經營會社は、支那側多數の小會社とともに一箇年二十六萬函内外を産出し、滿洲需要額の三分の二を充してゐる。

七、邦人の投資

滿蒙の各種事業には直接間接に邦人の關係せるもの頗る多く、邦人單獨の經營又は日支合辦事業に於ける投資額は實に十四億七千萬圓と推算せられ、滿蒙經濟界に重要な地位を占めてゐる。繁を避けて資本金五百萬圓以上の邦人設立會社を列記して見よう。

社名	公稱資本金 千円	拂込資本金 千円
南滿洲鐵道	四四〇、〇〇〇	三八七、一五六
南滿洲電氣	二五、〇〇〇	二二、〇〇〇
大連汽船	二五、〇〇〇	一三、七五〇
南滿洲瓦斯	一〇、〇〇〇	九、三〇〇
大連信託株式	一〇、〇〇〇	二、五〇〇
大連農事	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
國際運輸	一〇、〇〇〇	三、四〇〇
南滿洲旅館	八、〇〇〇	六、五六〇
滿洲紡績	五、〇〇〇	三、七五〇
滿洲興業	五、〇〇〇	二、五〇〇
鴨綠江製紙	五、〇〇〇	四、〇〇〇
東亞土木企業	五、〇〇〇	一、二五〇
日華證券	五、〇〇〇	一、一五〇

日支合辦事業も滿蒙各地に於て見られる。合辦事業は鑛業、林業、農業、工業、運輸、金融

等に於て事業の性質上一國人を以て經營することの不可能なものや、又兩者の合併によつて利益の増大するものに對して組織せられる。其の始祖は明治三十八年十二月創立の本溪湖煤鐵公司である。合辦事業は日支共存共榮の目的の下に營まれるものであるが、近時支那人の排日思想其の他のため經營が概して振はないのは遺憾千萬である。合辦事業の代表的なるものを擧げる。

會社名	所在地	資本金(單位千圓)
本溪湖煤鐵有限公司	本溪湖	七、〇〇〇
錦西煤鐵有限公司	大密溝	三、〇〇〇
興林造紙股份有限公司	吉林	五、〇〇〇
正隆銀行	大連	一二、〇〇〇
滿洲銀行	大連	一〇、〇〇〇
大連取引所信託株式會社	大連	一五、〇〇〇
鴨綠江探木公司	安東	三、〇〇〇
大連錢鈔信託株式會社	大連	五、〇〇〇
金福鐵路公司	大連	四、〇〇〇

南滿製糖株式會社	奉天	一〇、〇〇〇
滿洲製粉株式會社	鐵嶺	五、七五〇
滿蒙毛織株式會社	奉天	三、〇〇〇
南滿倉庫建物會社	大連	五、〇〇〇

八、滿蒙の貿易

(一) 滿蒙貿易の分野

滿蒙の貿易は哈爾濱を中心とする北滿貿易と、奉天を中心として、大連、營口、安東の三港に吞吐される南滿貿易の二つに大別することが出来る。しかし總貿易額の八割以上は南滿三港を經由して營まれるのであるから、滿蒙貿易の大勢は實に南滿三港の消長によつて支配されるといつてもよい。大正六年の南滿諸港貿易總額は約二億五千萬兩であつたが、昭和四年には六億九千萬兩に近い數字を示してゐる。

(二) 大連の貿易

南滿三港の中でも大連港は他の二港を遙かに凌いで貿易額の過半を占めてゐる。南滿洲が外國貿易のために開放せられたのは西紀一八六二年營口を通商港としたのに始まるが、其の後露國の東方經略が實現せられて大連を自由港とし、哈爾濱、大連間に鐵道を敷設するに及んで營口は昔日の勢力を失墜し、ついで我が國が關東州を租借するや、銳意大連港の修築を計つた結果、滿蒙の物資は翕然として大連に集るに至つた。

大連の貿易は常に殆ど輸出超過で、昭和三年の如きも約一億兩の出超を見てゐる。其の主たる原因は滿蒙輸出品の大宗たる大豆が、多くこゝから積出されるためである。昭和三年に於て大豆が九千二百萬兩、豆粕が四千百萬兩、豆油が一千八百萬兩、で以上三者の合計は一億五千萬兩を突破し、總輸移出額の約六割を占めてゐる。以て大豆の重要さが窺はれよう。

輸移入品の主なるものは綿織物の一千七百兩が首位を占め、各種の織物及び綿絲を合せて三千七百萬兩に達し全體の二割に當り、鐵及び鋼がこれに次ぐ。

大連の貿易は日本内地に對して輸出では三九パーセント輸入では四十一パーセント合計で四〇パーセント強を占め、米國の六パーセント英國の五パーセント等が稍著しいものである。

(三) 安東、營口

安東は安奉線の改築、鴨綠江架橋竣成とともに貿易が活氣を呈して來た。其の貿易の八七パーセントまでが日本内地及び朝鮮との間に行はれ、輸移入品の七割は各種織物及び綿絲が占め、輸移出品では粟の四割を第一として、大豆及び其の製品、柞蠶、木材等がこれに次ぐ。

營口は大連の發展に伴つて勢力を奪はれたが、其の位置上支那内地との取引に於て依然潛勢力を持續してゐる。我が國との貿易は僅かに全體の一二パーセント位に過ぎない。

(四) 北滿の貿易

北滿の貿易額も逐年増加し、昭和三年には輸入八千萬兩、輸出一億四千萬兩、合計二億二千萬兩に上つてゐる。大部分は露西亞との間に行はれるのはいふまでもなく、對露輸出品の主なるものは、大豆、豆粕、豆油及び小麥である。

右の外、間島地方に於ても國境貿易が行はれてゐる。今のところ一千萬兩内外に過ぎないが、將來吉會鐵道全通の曙には、貿易上にも一大躍進が期待せられる。

九、滿蒙の交通

(一) 鐵道

滿蒙無限の資源の開發は鐵道に負ふところ頗る多い。滿蒙が世界の注目を惹くやうになつたのは、露國の東方經營策として、鐵道が敷設せられてからのことである。今滿蒙に於ける各鐵道を一括表示すれば左記の如くである。

鐵道名	區間	料數	摘要
南滿鐵道	大連—長春	一、一〇八	日本經營
北寧鐵道	北平—奉天	八八七	英國借款
東支鐵道	滿洲里—綏芬	一、七二七	露支合辦
四洮鐵道	哈爾濱—長春	四二六	日本借款
洮昂鐵道	四平街—洮南	二二四	同
吉長鐵道	鄭家屯—洮南	一二七	同
吉敦鐵道	洮南—昂々溪	一二七	同
	長春—吉林	一二七	同
	吉林—敦化	二一〇	同

第四章 滿蒙の資源

金福鐵道	金州—城子隴	一〇一	日支合辦
瀋海鐵道	奉天—海龍	三二〇	支那國有
呼海鐵道	松浦—海倫	二二一	黑龍江省官民合辦
齊克鐵道	齊々哈爾—桑山	二五一	同 (未完成)
穆稜鐵道	小城子—梨樹鎮	六三	露支合辦
鶴立崗鐵道	蓮花港—鶴立崗	五六	民營 (支)
溪城鐵道	本溪湖—牛心臺 其他支線	二四	日支合辦
開豐鐵道	開原—西豐	六四	民營 (支)
天圖鐵道	地坊—老道溝 龍井村—局子街	一一一	日支合辦
齊昂鐵道	昂々溪—齊々哈爾	二九	黑龍江省官民合辦
吉海鐵道	海龍—吉林	一八三	吉林官民合辦
合計		五、九一三	

右の外最近滿蒙に於ける支那側の鐵道敷設熱著しく擡頭し、實現性のあるものだけでも五十餘線の計劃があり滿鐵に對して少からぬ脅威を與へつゝある。

(イ) 東支鐵道

東支鐵道は長春に於て我が滿鐵と接続し、北滿の大都哈爾濱に於て分岐して東は綏芬河に於てウスリ鐵道と會してウラヂポストクに至り、西は滿洲里を經由して遠くヨーロッパに連つてゐる。

此の鐵道は西紀一八九六年北京に於て締結せる露清のカシニ—密約により敷設せられたもので、露國革命時代に於ける國際監理を経て現在の露支共同經營に推移した。

東支鐵道は歐亞大陸を結ぶ幹線の一部を成す重要線たるのみならず、其の貫通する地方は滿蒙の穀倉といはれ、中にも哈爾濱、齊々哈爾間の西部線一帶は、大豆、小麥、粟等の農産物が無盡藏で、尙廣漠たる未耕地を控へてゐる。其の他沿線には林産鑛産も少からず、將來甚だ有望な鐵道である。

(ロ) 北寧鐵道

明治四十四年に完成された鐵道で、奉天に於て我が滿鐵と會し、北平に於て平漢線及び北綏線と連り、天津に於て津浦鐵道と接続してゐる。支那側は其の沿線に葫蘆島築港を計劃し、打

虎山より通遼までの支線を作り又吉海及び瀋海兩線を北寧線に連ね、自國の鐵道によつて滿洲の物資を輸送せんとしてゐる。

(二) 海 運

滿蒙の大玄關たる大連港は年七百萬噸の貨物と、七千七百隻の船舶を吞吐する。設備の壯大充實せること確かに東洋第一で、内地及び支那沿岸諸港との間に航路が開かれてゐる。定期航路は主として左記の諸會社によつて行はれてゐる。

大阪商船、日本郵船、大連汽船、阿波共同、朝鮮郵船、政記公司、青筒汽船

營口は遼河々口を溯ること十四哩の右岸に位する。埠頭は即ち河岸で水深三十尺あるが、下流には淺瀬があるので、大船の航行を許さない。且つ滿蒙物資の輸送期たる冬期は河水が凍結して交通杜絶する缺點がある。安東港も冬季結氷する。

葫蘆島は北寧線連山の東方約三哩の地點にあり、多年支那側に於て開港の豫定であつたが、昭和五年愈築港起工式を擧げ、昭和十年に完成する豫定である。屢々述べたる如く、本港が完成さるれば、滿蒙物資輸送の上に一大變化を來すべく、距離に於て遙かに我が大連より短かい

ことは、支那側にとつて有利であるとともに我が國にとつてはおそるべきことである。

一〇、南滿洲鐵道株式會社

(一) 沿革、組織

(イ) 會社の設立

我が滿蒙發展の上に最重要の地位を占めるものは滿鐵である。滿鐵を除外して滿蒙を論ずることが出来ない。滿鐵は實に滿蒙經營の主體である。これまで再三滿鐵の事業に觸れたけれども、今改めて滿鐵に関する知識を整理することは決して無意義なことであるまいと思ふ。明治三十八年九月五日の日露媾和條約により、東清鐵道會社に屬してゐた長春旅順間の鐵道及び其の一切の支線並にこれに屬する權利、財産、炭礦等を譲り受け、三十九年六月七日當會社設立に関する勅令が發布せられ、明治四十一年四月一日いよいよ創設せられることになつた。

(ロ) 會社の組織

(一) 役員 總裁、副總裁各一名 理事四名以上 監事三名乃至五名

(2) 従業員 職員八、七〇五人 准職員二、四二人 日本人傭員一〇、〇〇九人 支那人傭員一三、三七七人 囑託三三六人 計三四、八八九人

(3) 資本金

會社の資本は初め二億圓で、一億圓は政府が出資し残り一億圓を日支兩國人から募集した。然るに社業の發展に伴ひ増資の必要に迫られ、大正九年四月一躍四億四千萬圓とし、増加額の半額一億二千萬圓は政府が引受け、残額一億二千萬圓と増資前の未募集分二千萬圓とを合せた一億四千萬圓を一般民間から公募した。

(二) 滿鐵の事業

滿鐵は半官半民の會社で、名は一鐵道會社に過ぎないが、實質上國家的諸機能の執行機關として、殆ど缺くる處ないまでに整備してゐる。滿蒙の經濟的、文化的開發と我が國民の健實なる發展及び日支共存共榮を標榜し、たゞに鐵道の經營のみならず、海運業、港灣の經營、鑛山業、製鐵業其他工業を兼營し、滿蒙の産業發展に關する百般の事業を經營し、行政、衛生、及び教育の施設を行ひ、南滿の天地に宛然一王國を現出したかの觀がある。以下項を分つて、

事業の概要を述べて見たい。

(イ) 鐵道

滿鐵は其の營業料數一一二五、一料で、起點を大連とし、北上して奉天に於て支那の北寧線に交り、四平街にて四洮鐵に接続し、終點長春で東支及び吉長鐵道に聯絡する幹線と蘇家屯から安東までの安奉線の外旅順、營口、柳樹屯、煙臺の五支線を有し、南滿洲の大動脈を成し、東支鐵道とともに歐亞聯絡交通路の一部を成し、豊富なる物資の輸送機關として滿蒙の經濟的開發に當つてゐる。

主要設備

昭和四年度末に於ける主要設備は左の如くである。

營業料數一一二五、一 停車場一一一 機關庫一三 機關車四五八 客車五三三 貨車七六七

運輸

旅客及び貨物の輸送は開業以來著しい進歩を來したことは左表に示す通りである。

年 度	乗車人員	客車収入	貨物噸數	貨車収入	總 收 入	支 出
明治四十年度	一、五二二、三三二	三、五九四、二三九	一、四八六、四三四	六、一六〇、二七四	九、七六八、八八七	六、一〇一、六一五
大正元年度	三、九〇五、八二二	五、〇〇八、六三五	四、六八一、六九八	一三、九一三、三四一	一九、九〇七、四五六	七、八四六、九三三
同 五 年度	四、四一〇、八一六	六、〇四〇、四五三	六、二二九、七五七	一九、八八二、四七六	二七、八一五、三四九	八、四三五、九三九
同 十 年度	六、九二六、六一九	一一、九一四、二八八	一〇、四〇〇、二〇八	五九、六一五、八三五	七六、二〇四、一三三	三三、一七二、七二六
昭和四年度	一〇、四〇〇、五七九	一七、四五二、五八五	二〇、四六六、八一六	一〇一、〇八九、四七四	一三三、一〇三、七四三	四七、二二三、五〇八

備考 總收入中には雜收入を含み支出中には總體費(共通費分擔額)を含む

即ち鐵道收入の約八割五分は貨車收入の占むるところで、客車収入は僅かに一割五分内外に過ぎない。輸送貨物の主なるものは大豆、豆粕、雜穀といふやうな滿蒙特産物、及び撫順炭である。近來奥地の開發に伴ひ輸入品なる綿絲布、砂糖、石油、機械、金物類、建築用品等の輸送が次第に増加して來たのは注目し値する。又旅客に對しても常に待遇の改善を怠らず、國際的鐵道といふ地位よりして隣接各線との間に聯絡運輸の計劃を進めてゐる。

倉庫

明治四十四年九月以來大連埠頭とともに沿線三十一驛所に漸次倉庫營業を開始し、各驛の貨

物輻輳を緩和するの策を立てた。昭和四年に於ける貨物の受入は六百六萬噸、拂出五百六十一萬噸、一日平均在庫量三十九萬噸に達した。

(口) 海 運

滿鐵は鐵道と連絡し、歐亞交通上の便を圖るべく、明治四十年八月大連上海間の定期航路を開始し、後本航路に青島を加へ、更に香港航路をも開いた。又大連と渤海沿岸各地との連絡のため大連汽船會社をして近海航路に従事させてゐたが、大正七年には香港航路、同十一年には上海航路も同社をして經營せしめることにした。大連汽船株式會社は即ち滿鐵の傍系會社の一つである。

(ハ) 港 灣

大連については再三述べたところであるが、現在延長三、九八一米の防波堤で抱擁する内港岸壁延長四、九三八米を有し、水面積は二百九十八萬坪で、一日に十八萬噸の船舶を收容することが出来る。更に會社は將來に對する擴張計劃を立て、既に大正十二年度から、兩埠頭及び第四埠頭の築造に着手した。

其他會社は石炭の積出に便するため、旅順港に設備を施し、大連の對岸甘井子には石炭船積専用の埠頭が最近築造された。尙安東、營口及び上海にも港灣を經營し、内地の鶴見（横濱市の一部）大阪、名古屋にも専用埠頭を築造中である。

(二) 鑛 山

會社が設立當初政府から引繼いだ炭坑は撫順、烟臺及び炸子窰（中立地帯瓦房店附近）の三坑であつたが、明治四十年に露國政府から長春附近の石碑嶺及び陶家屯炭田の引渡を受けた。しかし現に會社の採掘してゐるのは撫順、煙臺の二坑である。

撫順炭礦

撫順炭礦については既に述べたから重複を避けよう。唯一言附け加へて置きたいのは炭礦の開発とともに附帶事業として一大市街を建設し、之に電氣鐵道を敷設し、諸般の施設を行ひ、外に副業として發電工場硫酸工場等を經營してゐることである。又煙臺炭田は撫順炭礦の支礦として經營せられてゐる。

鞍山製鐵所

これについても最早多言を費す必要はあるまい。現在の設備は用地二百萬坪、熔鑛爐三百瓩爐二基、五百瓩爐一基、熱風爐十二基、選鑛工場、硫酸工場、タール工場、發電所等で石炭の撫順に對し、滿蒙に於ける大工業地を現出してゐる。

(ホ) 地方施設

(1) 土地、建物

會社所屬の土地は合計三億六千七百三十萬坪に達し建物は昭和四年度末で二萬三千九百餘棟に及んでゐる。

(2) 市街經營

會社は沿線各地の鐵道附屬地經營に努力し、樞要の地たる長春、鐵嶺、奉天、遼陽其他の市街地として必要なる上下水道、公園、市場、學校、病院等を設け今や附屬地の人口約三十四萬を算し、逐年内容、外觀ともに充實されつゝある。

(3) 教育施設

沿線各地に三十ヶ所の小學校を設置し、瓦房店其他十ヶ所に支那人兒童を教育する公學堂を

設けてある。中等、高等教育機關よく整ひ、幼稚園、實業補習學校家政女學校等を小學校に附設せる外、撫順には鑛山學校、公主嶺及び熊岳城には農業學校が設けてある。又社會教育機關として規模の宏大、資料の豊富中外の誇とする大連圖書館初め、二十二の圖書館がある。

(4) 衛生施設

滿鐵の衛生施設は殆ど遺憾なきまでに完備してゐる。殊に醫院の設備の整頓してゐることは支那全國に冠たるもので、内地にもあまり類例を見ない程である。現在醫院の所在地は大連、瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、本溪湖、安東、撫順、吉林の十六ヶ所で、大連醫院の如きは東洋一の稱がある。その他の地方にも分院を設置し、公醫を配置してゐるが、沙河口月壽病院（大連）西營口、奉天城内、長春城内分院は善隣國民に醫術の恩澤を受けしめんがため設けられたのである。

(へ) 産業施設

滿蒙開發は要するに農、牧、林業の改良増殖を計り、商工業の殷盛發達を期するにあるので會社は銳意之が施設に努力してゐる。

(1) 農業施設

(1) 農事試驗場

- a 公主嶺本場：畜産、農藝、化學、病理、昆蟲等に関する試験及び調査研究
- b 熊岳城分場：園藝、種藝、林産、養蠶の四科を置く

(2) 農事試作場

鄭家屯及び海龍の二ヶ所、一は東蒙古に於ける農産物、家畜、植樹に關し、一は柳河縣、海龍縣地方の大豆、其の他の農作物の改良施設、及び農業經營の模範を示す。

(3) 煙草試作場

鳳凰城及び得利寺にある。滿洲煙草の改良發達に力を致し、成績頗る良好である。

其の他原種圃二ヶ所、採種圃一ヶ所、苗圃十五ヶ所、種羊場一ヶ所、委託試驗場十一ヶ所、獸疫研究所、種豚場等がある。

(2) 地質調査所

大連に事務所を置き、一般的に南滿の組織的地質調査を行ふ。今日まで鞍山外七鐵鑛の發見、

菱苦土鑛の發見其の他其の功績は著しい。

(3) 中央試験所

中央試験所は明治四十一年關東都督府（今は關東廳）の設立で四十三年會社がこれを繼續した。滿蒙の天與の富源を開發し、將來事業計劃のため基礎的學術研究を行ふと同時に、一般の分析試験に應じ工業及び衛生上の改良進歩に努力してゐる。

(4) 商工施設

會社は滿蒙に於ける企業の勃興に意を用ひ、事業の性質及び必要によつて其の保護助長に努力してゐる。即ち資金を融通し、或は補助金を與へ、計劃に意見を述べ、事業の經營を監督し、又滿蒙の商工業に關して調査を行ひ企業者の参考に資し事業の紹介に盡力してゐる。

第五章 支那の排日侮日

排日運動は當初の感情的、無賴的雷同より、漸次理智的、組織的運動となり、昨今に於ては多分に國家的な背景をさへ有するに至つた。即ち今や上下一貫官民一致の行動となつたのである。

然らば排日運動の根源は抑も何處にありやと云へば、要するに新支那の金看板たる「國權恢復」の思想にありと言ひ得るであらう。孫文の三民主義、國民黨の主張たる不平等條約の廢棄、帝國主義の打倒は、政黨たると將た軍閥たるを問はず、其對外政策の基調とするばかりでなく自己の地位を保持せんが爲に其對内策としても必要である。故に文武は言ふに及ばず農も工も商も學も皆此目標の下に舉國一致の活動を起して居るのである。

而して支那は列國一般に對する不平等條約廢除の要望以外、日本に對しては滿蒙に於ける日本の特種權益放棄を要望して居るのであつて、此の日支間の特別關係が困難なる問題を生ずる。即ち支那の國權恢復熱の範圍が尋常の不平等條約廢除の程度を越へて滿蒙に於ける日本の特種權益にまで觸れんとして居る點に對日本關係の特に不良なる理由が存するのである。

更に此點を敷衍すれば、一般の不平等條約廢除は支那にとつては甚しく困難な問題でもない。所謂合理的要望でもあるから、支那の内政さへ整頓されてゆけば列國も早晚同意を表することとなるであらう。従てこの要望の達成は道理から言へば時日の問題に過ぎないと言ひ得る。併し日本を對象とする滿蒙問題に至つては同日に論ずる譯には行かぬ。これは日本が單に口舌

の上で獲得した權益ではない。血と金と努力の結晶である。八千萬人口の死活問題である。故に支那は尋常手段では到底日本を動し難いと見てとつて、先づ日本官民の氣を腐らす如き手段を講じて居る。即ち春秋戰國時代からの慣用手段である遠交近攻策で英米あたりと親み日本を故ら疎んずる風を見せたり、言論界を使喚して日本を帝國主義、侵略主義の國なりと攻撃せしめたり、滿鐵の商業を不振に陥れんとして荷主を壓迫したり並行線を架けたり港灣を設けたりなど、あらゆる巧妙な術策を弄して排日侮日を行つて居るのである。以下右の如き排日運動の種々相を具體的事實について調べて見やう。

一 我既得權益の蹂躪

(一) 商租權の蹂躪

土地商租權とは大正四年締結せられたる所謂對支二十一箇條々約第二條に根據を有し、商工業農業の爲めの借地權にして、滿蒙に於ける我國民の經濟的發展の爲めに缺くべからざるものである。支那はこの商租權を實質上空文に歸せしめんとしてあらゆる手段を講じて商租妨害の

策を取り今や彼等は殆ど其目的を達し我が條約上に於ける商租權は有名無實と稱し得るの實情に在る、その支那側の執れる手段は左の通りである。

(1) 商租施行細則の不制定

右條約調印後支那政府は實施を三箇月間延期することを我政府に要請した、依てそれまでに細目協定を合議せんとする兩國政府の諒解があつたが支那側は其の後十七箇年経つた今日に及んでも依然言を左右にして右細目協定に應じない。

(2) 懲辦國賊條例の發布

支那政府は右述の如く條約調印後三ヶ月間實施延期を要請しておき、一方秘かに調印後一ヶ月大正四年六月二十四日大總統令を以て懲辦國賊條例なる刑事特別法規を制定發布した。之を摘録すれば左の如くである。

第二條 左記各項ノ一ニ該當スルモノハ賣國罪トナス

- 一 外國人ト結托シテ國家ノ治安及人民公共ノ安寧秩序ヲ擾亂セントスルモノ
- 二 尙カニ外國人ト結托シテ國家ノ利益ヲ害セントスルモノ

第三條 賣國罪ヲ犯シタルモノハ死刑ニ處ス、情ヲ知リテ之ヲ庇護セル者ハ無期又ハ一等有期徒刑ニ處ス
 此法律に依つて威嚇し我國民との土地商租契約を阻害せんとする策略である。この法律は國際公法の上より適法に締結せられたる條約を無視したもので不當なること云ふ迄もない。この國際信義にもとる支那のやり方は、彼等が好んで高唱する國際主義、國際平等條約と甚だしく矛盾するものである。

(3) 「商租須知」の頒布

之は訓令として奉吉兩省の官吏に秘密に頒布したもので、商租權の内容が條約文上明定されて居らぬのに乘じ牽強附會の解釋を加へて之を空文たらしめんとするの用意に出たるもので、支那官憲の商租取扱は「商租須知」の示す所によつて實行せられて居るやうである。「商租須知」の主要なる點は次の如くである。

イ、商租とは平和に商量し地主の同意を得るの謂にして強迫に涉るが如きは商租に非ずとして、商租契約の際に地主をして不同意を表示せしめる爲の伏線を張つて居る。

ロ、該條約附屬交換公文には「條約第二條ニ記載セル商租ノ文字ニハ三十箇年迄ノ長キ期限附

ニテ且ツ無條件ニテ更新シ得ヘキ租借ヲモ含ムモノト了解致候」とあるのを所謂「無條件」とは商租當事者間に關するものでなく、支那政府が地主に何等干涉することなき意である、などゝこぢつけて居る。

ハ、抵當、賣買、轉貸は條約上認められてないとする。

ニ、商工業農業の外土地を租給するを認めず、又農業は穀、菽の栽培に限り牧畜、林業には之を適用せずとする。

ホ、商租地に建物を建設する場合には地主の同意を必要とし期間満了の後に於ては其建物は地主の所有に歸すとす。

要するに條約文の意味を不當に狭く解釋して我既得權益を害せんとして居る。

其後商租權禁止を目的とする訓令、密令は枚擧に暇ない程連發せられてゐる爲に支那人は邦人に對し土地商租を肯ぜず、偶々危険を冒して之を爲すものは死罪若くは投獄せられ、地權所有者である日本人は官憲の壓迫に遇うて土地利用の目的を達し得ない實情にある。此商租權問題が、未解決のまゝ残されてあるが爲に、色々の方面に於て我滿蒙發展を阻害して居る。即ち

土地なくしては經營の出来ない農業の如きは實行不可能となり、また土地を辛ふじて手に入れても之を加工の上いざ耕作せんとする時は、支那官民の壓迫により中止するの止むなきに至り、其儘となつてゐるのも相當多數に上つて居る。鮮農問題といふのは即ち其例であつて、萬寶山事件に類するものは其例甚だ多いのである。

(二) 居住權の蹂躪

我國民の支那に於ける居住權の根據は次の二條約にある。

1、一八九五年日清通商航海條約第四條に於て「支那ノ開港場ハ勿論、將來開カルベキ地方ニ自由ニ居住シ、商工業ヲ營ミ得ル」の保障を與へられて居る。

2、大正四年日支條約(所謂二十一箇條々約)第三條に「日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商工業其ノ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得」とある。

然るに支那官憲は滿洲及山東の諸地に於て邦人の居住に苛酷なる壓迫を加へ、甚しきは公然邦人の立退きを要求し、もし之に應ぜなければ銀五百元の提供を強要するといふ有様である。また間接に支那人地主、家主を強要して立退かしむる手段をも用ひる。これらの目的の爲に發

した密令は枚擧に遑がない程多數に上つて居る。而して支那人が之に服しない時には直に投獄せられ、或は死罪に問はれるやうになつて居る。右の如き迫害の爲めに在留邦人は永年辛苦して築き上げて來た事業も之を抛棄し、涙を吞んで遂に退去せざるを得ない狀況である。

その日本人驅逐政策及邦人の撤退狀態は次の如くである。

- (1) 奉天省長は該城内に於て日本人に貸家した支那人家主に對して左の嚴命を下した。
 - (イ) 借家期限滿了せるものは再契約を繼續せざること
 - (ロ) 今後尙永き期限を有する者は三箇年以上に及ばざる様一律に契約を改訂すること
- (2) 昭和二年に奉天城内に在つた百三十四戸の日本人中現存するものは今や僅々二十三戸となつた。

(三) 商工業等に從事する權利の蹂躪

大正四年日支條約第三條には「日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ……各種ノ商工業其他ノ業務ニ從事スルコトヲ得」と明記してあるが、支那は之を無視して、不當の國內法にて之を妨害し或は特別課税を賦課し又は契約の破棄を餘儀なくせしめ或は妨害をなす等あらゆる手段を盡して帝

國民の驅逐乃至は自滅を計つて居る。其狀況は次の如くである。

(イ) 在滿邦人商業に對する壓迫

(1) 東三省官銀號の特産買占

東三省官銀號(官制の銀行)は奉天票(不換紙幣)を亂發して年々特産の買占を爲し、現金を以て外國商に賣渡す方法を探つて居る。斯くして海外に輸出する農産物の代償は悉く政府の財源となる。斯くの如く官憲の力を以て特産を一手に吸収し外、支商人間の取引をして必ず一度は官銀號の手を経なければならぬ破自に陥らしめてゐるのは明に「外、支人間の直接交易の自由」を妨害するもので英清南京條約第五條の規定に反するものと言はねばならない。之に依て邦商の蒙つてゐる損害は非常なものである。

(2) 商標權侵害

邦商が農商部商標局から商標專用權を取得し商品の販賣に努めてゐるのに支那の奸商は右邦人製品を模倣偽造して漸次多量の商品が公然市中に出現販賣され、之が爲本邦品の消費に甚大なる影響を及ぼす様になつた。現に「ツバメ」印齒磨粉、「クリーン」齒磨粉、「囂」印石鹼、其

他の模造偽造品は市中に散見せられる所である。

其他營業妨害、邦貨の沒收、不法抑留、搬入阻止、積込不許可等の事例に至つては枚擧に遑がない。

(ロ) 在滿邦人工業に對する壓迫

(1) 滿洲紡績會社に對する壓迫

支那側は國產獎勵の意味に於て、製造者の内外人たるを問はず國內で出来る機械製の外國式貨物に對しては特別の税法を施行してゐる。機械洋式貨物稅辦法が之である。此税法によるとかゝる貨物は外國輸出品は無稅、國內は、從貨五分を徵收する外一切の課稅を免除すると云ふ特典を有つて居る。

而して滿洲紡績會社は大正十四年北京政府から右の特典を與へられたものであるが奉天官憲は奉天紡紗廠の製品を保護せんが爲、右北京政府の許可證を中途にて握り潰し滿洲紡績會社に對して右の特典附與を肯ぜず、爲に數次交渉の結果已むなく遼陽地方官憲との間に或程度の徵稅にて折合ひ、目下其條件で製出販賣中であるが固より根本的の解決を見た譯でない。

(2) 南滿製糖會社に對する壓迫

製糖事業の圓滑を期する爲めには原料生産の豊富確實なる事を必要條件とする、従つてその若干は製糖會社が調節し得る如くその所有して居る土地によりて收穫する事は何れの國に於ても行はれてゐる方法である、然るに支那側の執つて居る商租契約妨害は、右の方法を不可能ならしめ、更に原料を會社に賣り込まんがため好んで栽培せんとする支那農民に對して支那側は地方官吏巡警等をして壓迫する故に、農民は普通作物に比し增收有利なる事を知りつゝも官憲を恐れて栽培しないから、原料の生産不足を來して居る、従つて此の傾向は、同會社の營業を根底から覆しつゝある。

(ハ) 在滿邦人森林事業に對する壓迫

大正四年日支條約第三條に依り、日本人は南滿洲（吉林省も含む）に於て森林事業に従事する事の出來る條約上の權利を持つてゐる。然るに支那側はその國內法である森林法に於て外國人に對する森林拂下を禁止し、又各種の法令に依つて森林伐採權を外國人に讓渡する事、又は之を擔保として、借款する事を禁止してゐる。右は前述の日支條約違反であるのみならず、支

那資源開發に關して外國資本と技術とを歓迎すべしとの華府會議に於ける支那全權施肇基の宣言にも悖るものである。右の結果吉林に於て富士製紙・王子製紙・三井・大倉等多額の資本を投下して森林經營に着手した邦商は支那官憲の壓迫妨害に逢うてその事業を中止するの已むなきに至つた、目下共榮企業公司の名目の下に合同して僅かに事業を繼續しつゝある状態である。又東拓出資の中東海林實業公司の如き日支合辦に依る森林經營も支那官憲の壓迫激しく到底圓滑なる事業の遂行は望み難き状態に呻吟してゐる。支那官憲の魔手は、更に鴨綠江採木公司の如き條約に依りて設立せられてゐるものにも伸び不當なる規則の適用、税金の賦課を命じてゐる。亦興安嶺に在る札免公司の如きは壓迫を蒙り、唯單に權利のみを保有して支那人の盜伐を監視して居る様な衰頹状態に在る。此種の支那の無遠慮なる不法行爲のために、邦人は日々に退却を續けつゝある。

(ニ) 在滿邦人鑛山經營に對する壓迫

支那の鑛業條例に依れば支那國內の鑛山採掘權は支那人、支那法人及び外支合辦の法人に對し許與せられるものである。之は單に國內法上認められた許りでなく大正十一年華府會議に於

て支那全權の施肇基によりて聲明せられ議事録にも所載の事項である、又明治四十二年の「滿洲五案件に關する協約」により南滿洲鐵道幹線及び安奉線沿線に於ける鑛山經營は日支合辦とせなければならぬ事になつて居る。大正四年の日支交渉に於て單獨採掘權を認めしむる事に努力して、九ヶ所の鑛山の採掘及び試掘權を得る事に成功した。

然るに支那官憲は從來我が日本人の鑛山經營に對しては、事毎に、妨害の手段に出で、右條約上の權利を蹂躪しつゝある、民國十六年十一月奉天實業廳から「奉天省内ノ各種鑛業ハ總テ支那官民ノ合辦トナスベキ」旨の布告を出し日本人との合辦經營を阻止すると共に、從來からの經營の者には一律に壓迫妨害の魔手を伸べ利權回收に努めつゝある。昭和四年八月十三日本溪湖石灰坑回收事件の如きは顯著なる一例である、而して前記九ヶ所の鑛山の採掘權は、その大半は實行せず恣に支那人に許可して居る、又邦人の支那人よりする鑛石の購買について迄も妨害到らざるなく、尙ほ支那人經營の鑛山に日本人技師を雇傭する件についても極力之を阻止しようとして居る。

右の傾向は蔣介石の北伐完成後國權回收熱の昂騰と共に益々顯著となつて來た。

(イ) 本溪湖石灰山事件(昭四、五、一五)

本溪湖の石灰製造會社に對し嚴重に武裝せる支那警官十數人が、奉天省長の命令なりと稱して突如襲來し、明治四十二年以來繼續し來れる邦人經營の工場を悉く閉鎖占領して、使用中の支那人採坑夫、馬車夫を脅迫追放し、製造作業場を徹底的に破壊し經營不可能に陥らしめた。直に奉天總領事を経て支那側に談判し、善後處置を交渉せしも其效無き爲め、止むを得ず直接行動に出で、日本人の氣骨ある人々を招集し、各々有合せの武器や棍棒を持つて現場に乘込み、支那警官と格闘して遂に之を奪回した。

(四) 在滿鮮人壓迫

朝鮮人は滿洲水田の開拓者にして滿洲の大恩人である、即ち現在の滿洲にある朝鮮人八十萬の内、吉林省間島にあるもの四十萬人それ以外の吉林省内二十萬、遼寧省十萬その他滿洲各地十萬と云ふ數字で九割まで水田に従事する農民である。支那人はこの水田耕作を知らず放つておいてあつた山間の荒地を開墾して水田といふオアシスを荒涼たる滿洲の野に與へた。パイオニアは實にこの鮮農であつた、この水田のために不毛の地の收穫は増して地價は上り支那地

主も喜ばば又官憲も税金が入るので歓迎し同時に鮮農は滿洲の農村に共存共榮の父でさへあつた。

然るにやがてはこれ等鮮農も日本の滿蒙侵略政策の先驅などと曲解されるやうになり又國民政府が出来ると同時に内亂や飢饉關係から滿洲に流入する支那本部からの移民が三十萬から一躍百萬に激増するに連れ、更に共產黨嫌疑の口實等もからませ朝鮮人壓迫が強くなり、朝鮮人取締令や國土盜賣令等によつて土地の購入が出来なくなり、遂にこの兩三年來は小作の契約五年より三年一年に短縮され果ては小作契約どころか單に雇傭契約を結んで勞苦に服するまで追ひ詰められ最近ではそれさへも行詰つて支那官民が一緒になつて驅逐させるといふ慘澹たる有様となり水田開拓の恩を仇に政治的經濟的壓迫が加速度的に激しくなり在滿朝鮮人問題は前述の商租權問題と關聯して根本的打開策を講じなければならぬ發火點にまで切迫して來た。殊に間島附近は歴史的にも社會的にも純然たる鮮人市街鮮人部落であり、且又間島協約に依て鮮人の雜居權が認められ居るにも拘らず、數年前より支那人の壓迫著しく絶えず問題を起して居る、所謂間島問題之である。次に鮮人壓迫の實例無數なる中の一二につき述べやう。

(イ) 萬寶山事件 (昭和六年五、六月)

昭和二年來漸次熾烈となつて來た鮮農に對する支那官憲の壓迫は、昨年九月以後益々激しくなつて來た、追はれ／＼た是等の鮮人はいづれの地にか安住の地を見出すべく、彼等唯一の特技たる水田經營に適した沼地を物色した結果、遂に萬寶山(長春の北方六里)の麓二千天地の開墾を計畫し、本年二月現地測量をなし、水利土質並に市場關係等理想に近い土地なることを發見、こゝを安住の地と定め支那有志との間に三百六十天地を向ふ十ヶ年間借地し、將來附近千五百天地をも借入れ、農場より伊通河に至る水溝開墾に就ても諒解を遂げ合法的の借地契約を結んだ、かくして鮮農の集り來るもの二百餘、彼等は直に水溝を開き八分通り完成せしめたが、五月下旬支那官憲は突如工事の中止を命ずると共に朝鮮人九名を拘引した、工事阻止に遭つて憤慨した朝鮮人等は長春領事館に之が救援方を訴へ出た、一方附近の一部支那農民は開墾された水路の爲め自分達の畑に浸水するとて水路工事に反對を唱へ支那官憲に迫つた、支那官憲は多數の巡警を派して工事不能に至らしめ事態急を告げて來たので我長春領事館よりも六月初め警官を繰出し日支双方對抗の形となつた、其間林奉天總領事は張作相に嚴重抗議の結果双方の

警官は一先づ撤退し、六月下旬鮮農の堰止開始を見たが、七月一日朝支那農民五百餘名は大舉して農場を襲撃し水路を破壊し、堰止工事を妨害したので鮮農二百名は二日朝支那農民と大衝突をし、支那農民中には數十名の支那私服巡警が混じて發砲するに至つた、而して支那の一制服巡警は我警官に鮮農と共に撤退を要求して來たのでこれを拒絶すると、その巡警は支那農民をそのかし五六十丁の小銃を一齊に放つて日本側を射撃しこゝに一大衝突を來すに至つた、而して滿洲に於ける頻次の鮮人壓迫事件は萬寶山問題を導火線として鮮人の對支那人報復事件勃發となり、惹いては支那各地の反日運動となるに至つた。

(五) 不當課税

滿鐵附屬地との境界に至る處、税輯局出張所なる一種の關所を設け附屬地に出入する貨物乃至日本の鐵道に依て輸送される貨物に對して、一種の税金を徵收して居るが、其の徵稅吏たるや官吏に非ずして請負人である。従つて徵稅方法に至つては全く出鱈目で、稅率も何等據り處なく、その不法に對し抗議や交渉の相手にもなり得ないのである。而て條約に違反する不當課税の重なるものは次の如くである。

(1) 釐金 税 問題

昭和五年五月日支關稅協定第三附屬書に依り釐金(物品通過税)は一九三〇年十月一日以降廢止し且通商の促進障害たる常關稅、沿岸貿易稅及通過稅並他の同様の課金の如き一切の租稅及課金をなるべく速に廢止することを聲明しあるに係はず釐金と其實質を同する統稅を新に課した。

(2) 明治四十五年五月「大連海關設置及内水汽船旅行に關する協定」に依り大連港は關東州を區域とする自由港と認められあるに係らず關稅自主權を理由とし大連海關に對する「免稅單」の發行を實行しない。

(3) 大正二年五月の協定に依り陸境關稅は各海關稅率の三分の二と取極めあるに拘らず、支那は日支關稅協定に依り自由權ありと稱し、前記取極めを無視し全額を課稅した。

(六) 我が鐵道利權の侵害

(一) 並行線拒否權の蹂躪

並行線拒否權の根據は明治三十八年北京條約の秘密協定第三條に於て「清國政府ハ南滿洲鐵

道ノ利益ヲ保護スルノ目的ヲ以テ該鐵道附近ニ於テ之ト並行スル幹線又ハ該鐵道ノ利益ヲ害スヘキ枝線ヲ敷設セサルヘキ旨ヲ承諾ス」とあるに由る、然るに東三省政府は此の條約を無視して幾度か南滿鐵道の並行線たる錦愛鐵道を英米の資本を以て敷設せんと企てたるのみならず今又我が國の抗議を無視して條約を蹂躪し、遂に打通線及び吉海線を敷設した。此の兩線は、一は東方に一は西方に各々並行線として、滿鐵本線を脅威するものである、所謂滿鐵包圍鐵道政策なるものは、かくて着々として、實現されつゝあるのである。

(一) 葫蘆島築港

昨年來再興してゐる葫蘆島の築港も亦右に述べたる並行線敷設と共に、大連への對抗策にして「打倒滿鐵」の一施設である事は云ふを俟たない、次に所謂滿鐵包圍政策の大要を記すれば、

(イ) 葫蘆島若しくは河北驛を起點に葫蘆島—打虎山—奉天—海龍—吉林—綏遠に至る、本鐵道は奉天より東部滿洲を横斷して北滿に至り滿鐵の東側を包圍するものである。

(ロ) 葫蘆島—打虎山—通遼—洮南—昂々溪—齊々哈爾—黑河・本鐵道は滿鐵線の西側を並

行して遠く北滿に至り西側より滿鐵線を包圍するものである。

此の二線を幹線として十餘數の培養線を連絡せしめ、滿洲及び東蒙古の貨物を葫蘆島或ひは河北驛に吸収せんとするものである、之が實現は着々として行はれ、一の幹線は瀋海(奉海)線、吉會線として現はれ、二の幹線は打通線、洮昂線として現はれ、葫蘆島築港は目下工事中である。

昨年十一月張學良の南京訪問中滿洲問題に就いて蔣介石との間に、所謂滿鐵包圍政策の協議が調つたと傳へられ爾來日本の政界に異常なる反支氣分を起して居るが、之は決して今日に始まつた支那側の反滿鐵行爲ではない當初よりの策動で日本の施設に對する盲目的反抗である。

(二) 滿蒙四鐵道及び吉會鐵道借款權の蹂躪

前者は大正七年九月成立したる借款協定に基いて、支那政府と日本特種銀行との間に結ばれた滿蒙鐵道借款豫備契約に依るもので、其の際前渡金として二千萬圓を交付した、然るに支那は該協定を無視し瀋(奉)海線吉海線を敷設した。後者は大正七年六月吉會鐵道借款豫備契約に依るのもで民國政府と日本興業、臺灣、朝鮮の三銀行間に契約が結ばれて、一千萬圓の前渡金を民國政府に渡し以後六ヶ月以内に本契約を締結すべく約束されて居たが、遂に今日に至るも

何等決する所なき状態である。

(四) 反古にされんとしつゝある鐵道契約

昭和二年十月十三日滿鐵の山本總裁と支那の張作霖大元帥との間に五鐵道に關する敷設協約が北京で取り結ばれた。然るに此の契約は其の後一として履行されたものはない。

(七) 借款債務の不履行

我が國は支那に對して滿蒙諸鐵道未済借款一億六千三百萬圓、西原借款一億四千五百萬圓を主として合計四億五千萬圓内外の債權を有するけれども、近年規定の元利償還を受けてをるものは殆んどない。一例を山東鐵道に執つて見れば、該鐵道は一九二二年二月四日華府會議に於て締結された條約に基いて日本政府より翌年一月一日完全に支那政府に引渡されたものであるがこれに對し支那政府はその代償として該鐵道の現實價額金四千萬圓を國庫證券にて日本政府に償却(同條約第十五條)すると共に右證券の利息六分(同附屬第八條)を半ヶ年毎に支拂ふことを公約してをるに拘らず、爾來その支拂を遅延し、一九二六年以後の利息は未納のまゝ今日まで放置してゐる。

更に甚しきは滿蒙に於て諸鐵道敷設のため日本政府及滿鐵から數回に亘り莫大な借款をなし、元利の償却を怠り而も借換證書の作成を拒み今や此鐵道關係だけでも其の金額一億六七千萬圓の多きに上つて居るのである。

而して右の借金で造り上げた鐵道を以て滿鐵を苦しめんとして居るのは不徳義も甚だしいと言はざるを得ない。矢鱈に競争線を造つたり、不急の築港工事を起したりする資金がありとするならば先づ日本への債務を果すのが至當ではないか、少くとも借金の利息は誤りなく支拂うてゆくのが當然であらう。要するに支那側は之を返済すべき誠意を持ち合はさないのである。

二、日貨排斥

今回の對日ボイコットは以前のそれとは趣きを異にし永續性と深刻性を持ち日本の貿易に對して致命的な打撃を與へるものである。何となれば從來のボイコットは所謂排日屋の如き者に依て行はれてゐたのであるが今回はその音頭取りの地位が異り支那新興資本家の熱烈なる支持と指導による所顯著なるものがある。その實例として左の如きものがある。

(イ) 上海反日會の排日決議 (昭和六・七・一七)

上海に於ける排日委員會第一回總會に蔣介石のパトロンと稱される上海財界の巨頭虞洽卿以下三十四名出席大要左の如き決議をした。

- 一、日貨排斥實施の爲實行方法計畫委員會を設けること。
 - 二、既に輸入せる日貨販賣を禁ず。
 - 一、契約して未だ輸入せざるものは輸入運送を禁ず。
 - 一、輸入して引取らぬ日貨は金を支拂ふべからず。
 - 一、日貨を既に有する者は本會に登録すべし。
 - 一、以上各項に違反する者は嚴罰に處す。
 - 一、經濟委員會を組織して排日運動資金を募る (既に寄付申出十萬圓あり)。
 - 一、反日會の事務は虞洽卿以下七名の常務委員處理す。
- (ロ) 南京反日會の決議 (昭和六・七・二一)
- 一、革命外交を實行し萬寶山の朝鮮人占有土地を武力を以て回收す。

一、日貨排斥經濟絶交を即時實施す。

更に此の排日貨政策は政府との連絡を持ち今や支那の國民經濟政策たらしつゝある。即ち關稅政策のみによりて日貨輸入防止の目的を達するに不充分なれば此の政策をとれるに至つたのである。

次に政府の日貨排斥に關する指令を例示せん。

(イ) 遼寧省政府は昭和五年十月三日各縣廳に對し日貨排斥國貨提唱に關する左の通令を發した。

現下の經濟界の不況は世界的なりと雖も銀價暴落に依る中國人の影響は極めて甚大なり、特に我東北四省は日本の經濟侵略の爲殊更に其の慘狀甚しきものあり、故に此の際速かに日貨を排斥し國貨を提唱し銀價暴落による我が經濟界の救濟策を講ぜざれば將來意外の事端發生なきを保し難し、依て各縣廳は各所屬に轉令各官民一致して日貨を排斥し以て經濟國難を救はざるべからず。

(ロ) 遼寧省教育廳は昭和五年八月十九日各縣教育局に對し左記内容の日貨排斥通令を發した。

各縣教育局に於ては今後日貨の使用を一切禁止し各學校使用品は勿論童子軍の使用服地等に於ても奉天紡紗廠製品を使用すべく特にここに適合するを以て嚴重遵守すべし。

更に其の違反者に對する處罰方法としては

- 一、貨物を沒收すること。
- 二、公開警告。
- 三、財産の全部又は一部を沒收すること。
- 四、拘禁して衆に示すこと。市中に引廻はすこと。
- 五、重大違反者は賣國奴として銃殺すること。
- 六、賣國奴たる衣服を着せて衆に示すこと。

右の如きものであるが交戦國にあらざる國家に對して斯かる經濟絶交を行ふことはこれ明かに敵對行動に出づるものであつて日本に向つて一種の宣戰布告をなすものである。

三、排日教育

現代支那の國民教育は排日を以て最大重要な力點としてゐる。従てありとあらゆる學校の教科書教材は殆ど排日記事排日思想を以て充たされざるはない。地理、歴史、國語、唱歌、圖畫、習字、手工等いづれの教科に於ても深刻苛烈なる教義と記事とが織込まれてゐる。排日教育の主眼は、日本を所謂帝國主義、侵略主義の國家と斷定し支那の不振の責任を是に懸け其故に日本打倒の精神を、現在より未來の國民に向つて培養鼓吹せんとするに在る。而して其内容を分つて(一)武力的、政治的侵略(二)經濟的侵略(三)人口増加に依る壓迫の三種に置いてゐる。

(一) 第一の武力的、政治的侵略に對しては、先づ不平等條約の撤廢を要求し、日清戰爭の馬關條約の不當、義和團事件に因る損失、大正四年の日支交渉の要求(二十一箇條々約)等を攻撃し、琉球、臺灣、朝鮮等の割讓地及關東租借地の返還を主張し、九七、五四、五九、五卅等を重要な國恥記念日たらしむべく鼓吹してゐる。次いで、我が滿蒙進出の阻止を論じ、領事裁判權の撤廢を迫り、對支文化事業を文化侵略なりと稱して攻撃してゐる。

(一) 第二の經濟的侵略は武力侵略の後に來りて、而かも更に恐るべきものなりとし、關稅自主を力説し投資借款、租界の課稅、航行權、郵政權の失當、鐵道、鑛山、紡績事業等の特殊營業に依り支那の蒙る損害の甚大なるを説き、此の對抗策は對日經濟絶交にありとして、日貨排斥、國貨の使用等を提唱して居る。

(二) 第三の人口増加に依る壓迫は、日本の國土の狹小と人口増加を緩和せんが爲めの侵略であると極論し、暗に日本の滿蒙、山東への進出を非難し、朝鮮、臺灣等に同情を表し、彼等を煽動して弱小民族の一致團結を促して居る。

次に排日教科書の巧妙なる配置表現に付述べれば、

(1)、從來の排日記事は高學年に多かつたが、國民政府治下の新教科書は之と反對に低學年に著しく多く、高學年に少く、小學校教科書に多く、中學校教科書に少ない。之れ蓋し彼等は幼少の時より排日を深く腦裡に植ゑ付ける事が効果が多いと信ずるからである。

(2)、記述の體裁を見るに各科の聯絡は巧にとられ、一科の教材が各科に應用せられ得る様に仕組まれて居る。一例を擧げると「五月四日の學生運動」なる章に於て先づ「五四學生運動」

の六字を大きく書き出し、之を一枚の習字手本とし、之に依て生徒の書いたものは直に成績品として教室に掲げられ、校外に貼り出され、宣傳用のポスターに使用せられる様になつてゐる。次に此の事件を巧な比喻にして面白く聽かせ、之を應用問題として、自由に討論せしめ、生徒を通じて廣く公衆に宣傳せしめる。更に之を圖畫科に應用して兒童の印象を深からしめると同時に手工に迄應用させて居る。即ち、同一の題材を以て國語、圖畫、手工、唱歌等の各科に連絡應用させて居る。その他團匪事件、經濟侵略等の記事に於ても支那の蒙つた損害を算術の應用問題に利用して居る。

(3)、教科書の文章は流石文字の國と言はれる丈あつて誠に巧妙である。從來は例の如く悲憤慷慨の文句で兒童の感情を高調せしむるのみであつたが、最近の教科書に於ては其の行き方を異にして、表面は尋常平靜な敘述の如く見せて内容は頗る深刻を極め、兒童をして不知不識の間に其の腦裡に深き印象を刻ましめんと欲して居る。例へば之を祖母が抱いての寢物語に臺灣の物語や、朝鮮、滿洲の旅行談の如きものに編んで、如何にも自國人が日本の爲に苦しんで居るかの様に事實を托けて教へ込むことにして居る。今日此の種の教科書に依て教へられて居る

兒童は十歳前後の小供であるから、今から十年も経過すれば彼等は熱烈なる排日者となつて我等に臨んで来る。

(4)、比喻の巧妙な事も驚く計りで、日本を東隣の狡兒に、旅順大連を憐れな老婆の双兒に喩へたり或は老大病人に喩へたり、或は渤海灣の鷗の口を藉りて、大沽占領を物語らせたるが如き、筆法を弄して居る。

(5)、文の種類も、論説、敘事、敘景、書簡、日記、韻文、一幕物等種々様々の表現方法を用ひ、外人の支那侵略に對する國民の覺醒を促して居る。

次に教師としては國民政府の檢定を経たる國民黨員を一名乃至數名採用し、又蕪湖の如く義務教育教師の採用資格に黨員たるの外三民主義試験合格者たるを必要條件とするところがある。兎に角何れの地に於ても教員中國國民黨員が少くないから、黨義務教育中自然に排日排外を敷衍論議するに至るのである。但排日教育の時間を設けて居るところはなきも上海、長沙、遼陽、山東匪城縣及蘇州等は右三民主義の講義に關聯し排外排日を説くこと殊に激烈にして正面より排日を鼓吹して居る。

其他學校に於て掲示板に國民政府内務部新規勵行の「二十一箇條問題説明録」及「不平等條約一覽表」の外排外排日的文字の漫畫ポスター等を掲ぐる等も屢見受ける處である。又規定教科書以外「日本侵略下之滿蒙」「日本帝國主義與中國」及「日本對華最近野心之暴露」等の各種の宣傳的刊行物を教材に用ひて居るところもある。

尙近時一般學生勞働者等の青年にして三民主義乃至排外的思想を鼓吹せる書籍を購讀するもの漸次増加し、上海に本店を有する商務印書館、世界書局、大東書局等の各支店は何れも競つて此種新刊書籍を發賣して居り、其實行頗る良好にして忽ち賣切れとなる盛況であつて、斯くの如き一般青年間に於ける此種書籍の購讀熱の擡頭は一般國民黨氣風の浸潤、排日空氣を醸生せしむるは勿論である。

次に排日教材より二三を摘記して見やう。

○ 革命日讀

—解説—歷城縣教育局が其管下小學校教員に配布せる「教育須知」中に「革命日讀」がある。每朝教員と兒童とが相呼應して音讀するもので、山東省内及長江一帶等に於て頗る流行した。

- (一) 汝等は何國人か？ 中國人
- (二) 汝等は何省の人か？ 山東人
- (三) 汝等は山東を愛するか？ 山東を愛す
- (四) 汝等は中國を愛するか？ 中國を愛す
- (五) 山東の最大仇敵は誰か？ 日本人なり
- (六) 朝鮮、臺灣、琉球は元來誰のものか？ 中國のものなり
- (七) 現在朝鮮、臺灣、琉球は誰に奪はれて居るか？ 日本人
- (八) 旅順口と大連灣は何處にあるか？ 奉天省
- (九) 誰に強奪されたのか？ 日本人
- (十) 二十一條を以て中國を亡さんとせるは誰か？ 日本人
- (十一) 青島を占領し膠濟鐵道を管理するは誰か？ 日本人
- (十二) 日本は久しく山東及東三省を占領せんと考へ居りしが汝は知つて居るか？ 知つて居る

- (十三) 最近濟南事件で日本人が我同胞幾千人を慘殺せり汝は忘れたりや？ 決して忘れぬ
- (十四) 日本人は濟南に於て掠奪強姦す汝は殘念に思はぬか？ 殘念なり
- (十五) 我々は日本の如此侵略に對し如何にすればよいか？ 日本を打倒す
- (十六) 汝等是如何なる方法を以て彼等を打倒するか？ 讀書に勉強に革命に努力する
- (十七) 尙外に如何なる方法あるか？ 死しても日貨を買はず、死しても日本に糧食を賣らず
- (十八) 汝等の日本打倒は一時的の熱狂なるか又は堅忍持久の決心か？ 堅忍持久
- (十九) 日本人の人口は幾らか？ 六千萬に過ぎず
- (二十) 中國人は日本人に比して如何？ 數倍す
- (二十一) 中國人の土地を日本と比較したら？ 二十幾倍
- (二十二) 日本人口少數、日本國土狹隘汝等は尙彼を怖るゝか？ 否怖れず
- (二十三) 中國の爲め日本を打倒し雪辱するは専ら汝等の責任、了解せしや？ 了解、一秒たりとも忘れず

○ 五月九日の日記

朝七時半登校、一同運動場に集合、高く掲げられたる國旗を又一尺餘り引下し、其前に整列、先生は、我等をして國旗に向つて三分間の黙禱をなさしむ。我等は記憶す、民國四年日本が脅迫的に二十一ヶ條を承認せしめし事を。此の黙禱は我等の心中大に堪へ難き所「諸君は將來今日のことを忘れるか」と、先生の問はれし時、衆口を衝いて迸り出でしは「否」の一語にして、心中陰かに二十一ヶ條を回想せり。

九時家に歸る。母は我等を携へて公共體育場に行き、商團の行列を見る。父もその中にあり。晝食時、父も亦歸宅、弟が肉を食べたいとねだり、父より「今日は肉を食べてはいけない日だ」と叱らる。

食後父は新聞を見る、自分も心なく其れを擴げ、頭を上ぐれば弟の門口にて手招きするを見、何事ぞと出づれば石段の下に黄蟻の巢三個あり、昨日黒蟻の爲其の一箇を奪はれしを今奪回せるなり、黒蟻も敢て争はず。弟は我を呼びて見せんと思へど、父の今日の不機嫌を憚りて、聲を忍びて手もて招けるなり。

夜弟習字す、吾は「國恥」及「二十一條」の六字を書して教ふ。(民智國語讀本第八冊)

○可憐な老婆

子供が街を走つて居ると、一人の老婆が地上に坐つて泣いて居た。子供は「何を嘆くのか」と聞いた。すると老婆の言ふには、坊ちゃん、妾の云ふことを一通りお聴き下さい。妾には雙生兒の子供がありました。一人を履舞(旅順と音通ず)と云ひ、一人を達廉(大連と音通ず)と呼びました。二人が大きくなつた時、計らずも外出先で惡漢の爲に拐わかされて苦力にさせられました。其の惡漢は二十五年経てば歸すと申して居りましたが、後また一人の惡漢の所に遣られて苦役に従事させられて居ます。其の惡漢は九十九箇年経てば歸すと云つて居ますが、二人の苦役の様は可哀想なもので、惡徒の爲に石塊同様に踏んだり蹴つたりされて居ます。

妾には又一人の弟で魏海葦(威海衛と音相通ず)と云ふのがありましたが、或る年外國人に連れられて塹壕堀に参りましたきり今日でもう二十五年になります但未だ歸つて來ると言ふ音信もありませぬ。妾がどんなに辛いかお察し下さい。(中略)

子供は始終を聽いて老婆に申しました、「お婆さん、泣きなさるな、私が學校を卒業したら必ずあなたを助けてあなたの可愛いお子さん達を救ひ出し、可哀想な弟さんを探し出して上げま